

京都大学公共政策大学院

# 自己点検・評価報告書

第3号

2012年10月

京都大学公共政策大学院

# 自己点検・評価報告書

第3号

2012年10月

## はしがき

わが公共政策大学院は、2006年（平成18年）4月1日に、京都大学大学院法学研究科国際公共政策専攻と経済学研究科ビジネス科学専攻とを改組することによって、専任教員12名、学生入学定員40人を有する公共政策連携研究部・公共政策教育部として、発足した。本大学院は、教員配置・開設科目の両面において法学研究科と経済学研究科との密接な連携を維持しつつ、独立した教育・研究組織としての専門職大学院であり、その目的は、公共政策の立案・実施・評価等に関する幅広い能力をそなえた、公共的部門を担うべき高度専門職業人を養成することにある。

わが公共政策大学院は、今年3月には第5期修了生を送り出したが、4月には第7期生を迎える。現在在籍している学生総数は88名であり、修了生は206名にも達している。

さて、本学では、京都大学大学評価委員会規程が設けられ、同規程第8条は、「部局に、当該部局における教育研究活動等の状況について点検・評価を行うことを目的とする委員会（以下「部局委員会」という。）を置く」ことを求めている。これを受けた本大学院では、自己点検・評価、外部評価、認証評価に関わる事項を所掌する「評価・広報委員会」を大学院開設と同時に設置し、平成20年度当初に連携研究部長・教育部長の指揮の下に、2年毎に自己点検・評価を実施することを教授会で決定し、平成18・19年度分について、平成20年7月に自己点検・評価を行い、同年11月に『自己点検・評価報告書』を刊行した。また、平成22年1月には認証評価機関による認証評価を受けるべく、教育に関して点検・評価を行ったうえで、平成20・21年度について、前述の認証評価に関わる点検・評価項目に、研究、財務を加えて、教育・研究活動の実績をも総括し、平成22年9月に『自己点検・評価報告書』第2号を刊行した。

このたびは、第2号で実施した点検項目と比較・検証を行うこととし、平成22・23年度分についての自己点検・評価を実施し、ここに報告書を公表する運びとなった。学校教育法の趣旨にしたがい、独立した専門職大学院としての将来を展望するためであることは言うまでもない。

こうした自己点検・評価とその公表を通して大学がその教育研究水準の向上に資すること、専門職大学院が教育研究活動の状況について認証評価を受けることは、ともに法の求めるところである。しかし、それ以上に、有為の人材を育成する社会的責任を負う教育・研究組織として不斷に自らを省みることは、大学及び大学人としての本来的な道徳的義務に属すると言うべきである。こうした自覚に基づいて自己点検・評価を行うことは、自律・自治の精神を涵養し、それを体得した人材を育成し、広く社会に送り出すことを責務とする公共政策大学院の存在理由自体にも関わっているからである。

この報告書を刊行することができたのは、同僚である専任教員諸氏の積極的な協力、評価・広報委員会の尽力、とくにその主任である真渕勝教授の献身的な作業、そして、わが公共政策大学院を支える事務部門の機敏な働きが、文字通り見事な連携の下に調和を示したからに他ならない。また、わが公共政策大学院に深い信頼を寄せ、日夜勉学に勤しんでいる多くの学生諸君の厳しい暖かな眼が、反って心地よい緊張感を齎していることも、申し添えておきたい。

このことを特記して各位に対する感謝の念を表すとともに、この報告書を目にされる関係各位においても、こうした種々の要素で成り立っているわが公共政策大学院へのご理解をたまわりたいと切に願う次第である。

2012年（平成24年）10月

京都大学公共政策大学院長

岡田 知弘

## 目 次

はしがき .....	i
1. 公共政策大学院の現状と展望 .....	1
1) 歴史と現状 .....	1
2) 理念と課題 .....	2
(a) 公共政策大学院の目標 (2)	
(1) 京都大学の基本理念 (2)	
(2) 本大学院の基本目標 (4)	
(3) 目的の周知 (5)	
(b) 公共政策大学院の課題と将来構想 (7)	
2. 教育活動 .....	8
1) 教育課程等 .....	8
(1) 課程の修了等 (8)	
(2) 教育課程の編成 (8)	
(3) 系統的・段階的履修 (11)	
2) 教育方法等 .....	13
(1) 授業の方法等 (13)	
(2) 授業計画・シラバス及び履修登録 (17)	
(3) 単位認定・成績評価 (17)	
(4) 他の大学院における授業科目の履修等 (21)	
(5) 履修指導等 (22)	
(6) 改善のための組織的な研修等 (23)	
3) 成果等 .....	26
(1) 学位の名称 (26)	
(2) 学位授与基準 (26)	
(3) 修了生の進路の把握 (26)	
(4) 教育成果の測定 (28)	
3. 入学者選抜 .....	30
1) 定員管理 .....	30
2) 学生の受け入れ方針等 .....	30
3) 入学試験の実施体制 .....	30
4) 研究生・聴講生等の受け入れ .....	31
4. 教員組織 .....	34
1) 専任教員数 .....	34
2) 専任教員としての能力 .....	34
3) 実務家教員 .....	34
4) 専任教員の分野構成・科目配置 .....	35

5) 教員の構成	35
6) 教員の募集・任用	35
 5. 研究活動	38
1) 研究活動の目標	38
2) 研究活動の状況	38
3) 研究活動の展望	41
 6. 教育研究環境及び学生生活	43
1) 教育形態に則した施設・設備	43
2) 情報関連設備及び図書設備	44
 7. 管理運営	49
1) 部局の意思決定	49
(1) 教授会と組織管理体制 (49)	
(2) 各種委員会 (52)	
2) 事務組織	53
3) 関係組織との連携	54
4) 人権・安全管理	55
5) 情報セキュリティー	55
 8. 財務	57
1) 予算	57
2) 外部資金	57
 9. 情報の発信・説明責任・社会との連携	59
1) 部局の方針	59
2) 自己点検・評価	59
3) 情報の発信・公開	59
4) 社会との連携、同窓会組織	60
 10. 教員の個人活動	62
 11. 冊子体資料（表紙のみ）	85

# 1. 公共政策大学院の現状と展望

## 1) 歴史と現状

(1) 京都大学大学院公共政策連携研究部・公共政策教育部（公共政策大学院）は、京都大学における独立部局として平成18年4月に開学した。

本大学院を設立する際に土台となったのは、法学研究科および経済学研究科であるが、両研究科がともに根本精神として貫いてきたのは、時々の流行を徒らに追うことなく、学理を徹底して究明する姿勢をもって研究・教育の基本となすことであった。

研究面では、首都から離れ、長い文化的伝統を有する京都の地にあって、広く世界に目を開き、何ものにも捉われることなく、自由な対話と討議を通じて真理の追究を図る学問姿勢は、世界的に高く評価される幾多の重厚かつ独創的な研究成果を生み出してきた。

かかる根本精神は、教育面においても貫かれてきた。現在でも法学部および経済学部は、ともに受講科目について学生の自由選択制を基調とし、狭い専門性に閉じこもることなく、学生の幅広い識見や教養、論理的思惟などの基礎的能力を陶冶するべく努めている。また、自由闊達の気風を常に涵養し、学生自らの知的探求心と自発性を奨励し、少人数教育を重視することにより、学理追求を目指した自由な討究・討論を通じて、自立した人格を涵養することを重視している。その結果として、法学研究科・法学部および経済学研究科・経済学部は、法曹・政治・行政・経済など、社会のあらゆる領域において指導的な立場において活躍する、数多くの有為な人材を輩出してきたのである。

(2) 本公共政策大学院においても、こうした両研究科の伝統的精神が建学の理念として継承されている。社会の価値の多元化、未曾有の深さで進行するグローバリゼーション、多様化・複雑化・専門化する知識の構造が、日本における公共部門のあり方に対する根本的な見直しを迫っていることは明らかである。しかし、この要請への対応は、ともすれば短期的、対処療法的な方向に流れ、今日我が国において最も必要とされている、長期的な視野と深い洞察力に基づいて、個々の課題に適切に対処できる公共的役割を担う人材を十分輩出するには至っていない。

本大学院は、真理追究と自由で合理的な挑戦精神を持つ京都大学こそが、こうした人材育成の役割を担うべき社会的責務を負っていると自覚し、また「教養が豊かで人間性が高く責任を重んじ、地球社会の調和ある共存に寄与する高度の専門能力をもつ人材を育成する」という京都大学の基本理念に資することを目指して、両研究科の支援の下に、設立された。

(3) 本大学院は、以上のような理念に基づいて、法学研究科から6名、経済学研究科から2名の教員が移籍し、これに実務経験のある教員3名（うち2名は「みなし専任」の特別教授）を新たに迎え、総数11名の専任教員を擁する組織として平成18年4月に開学した後、同年7月にさらに実務経験のある教員1名を加えることになった。以後、研究者教員にあっては、設置母体である法学研究科や経済学研究科との人事交流が、実務家教員にあっては、3年ごとの再任の可否決定が行われているが、総数12名は、維持している。

## 1. 公共政策大学院の現状と展望

講座編成としては、両研究科から移籍した8名の教員で構成される公共政策第一講座と、実務経験を有し、3年の任期で採用された2名の教員から構成される公共政策第二講座とから成る。そして、これに「みなし専任」の特別教授2名を加えた12名の教員によって教育部教授会が構成され、本大学院の教育全般にわ

たって責任ある体制を敷いている。

他方、本大学院の管理運営に関しては、上記の12名の専任教員に加えて法学研究科の研究科長および2名の教員と経済学研究科の研究科長および1名の教員から構成される連携研究部教授会において、意思決定を行っている。

## 2) 理念と課題

### (a) 公共政策大学院の目標

#### (1) 京都大学の基本理念

京都大学は、「京都大学の基本理念」にあるように、「自由の学風」の下、常に世界最高水準の研究を維持してきた。こうした研究面の伝統に加えて、現在は「高度専門職業人の養成にも努める」ことを「京都大学の将来像・長期目標」として掲げ、第1期中期目標でも「幅広い教養と学識を基礎に、高度専門職業人を養成するために、専門的知識と能力の育成に特化した実践的教育を実施する」こ

とを謳っている。そして「京都大学における専門職大学院の在り方について」においても、(1)学生・社会のニーズを踏まえたキャリアプランの明確化、(2)他大学の専門職大学院に比しての特徴、(3)学内における他の教育研究組織との関係の3点に十分に留意することを求めている。本大学院の設置に際しても、こうした考え方を基礎に、原理的知識と実践的知識の真の融合を果たすことを基本理念として掲げている。

### 京都大学の基本理念

平成13年12月4日制定

京都大学は、創立以来築いてきた自由の学風を継承し、発展させつつ、多元的な課題の解決に挑戦し、地球社会の調和ある共存に貢献するため、自由と調和を基礎に、ここに基本理念を定める。

#### 研究

1. 京都大学は、研究の自由と自主を基礎に、高い倫理性を備えた研究活動により、世界的に卓越した知の創造を行う。
2. 京都大学は、総合大学として、基礎研究と応用研究、文科系と理科系の研究の多様な発展と統合をはかる。

#### 教育

3. 京都大学は、多様かつ調和のとれた教育体系のもと、対話を根幹として自学自習を促し、卓越した知の継承と創造的精神の涵養につとめる。
4. 京都大学は、教養が豊かで人間性が高く責任を重んじ、地球社会の調和ある共存に寄与する、優れた研究者と高度の専門能力をもつ人材を育成する。

#### 社会との関係

5. 京都大学は、開かれた大学として、日本および地域の社会との連携を強めるとともに、自由と調和に基づく知を社会に伝える。
6. 京都大学は、世界に開かれた大学として、国際交流を深め、地球社会の調和ある共存に貢献する。

#### 運営

7. 京都大学は、学問の自由な発展に資するため、教育研究組織の自治を尊重するとともに、全学的な調和をめざす。
8. 京都大学は、環境に配慮し、人権を尊重した運営を行うとともに、社会的な説明責任に応える。

## 専門職大学院の在り方について

平成17年1月11日部局長会議了承

はじめに（略）

### 本学における専門職大学院の在り方について

本学の使命は、学問の源流を支える基礎的研究とともに、物事を根本から深く洞察できる人材を育成することを基本としてきた。

本学は、この伝統的使命を踏まえつつ、平成5年からの大学院重点化以降、大学院研究科における教育研究に重点をおく立場をとっており、平成15年に部局長会議において了承された「京都大学の将来像・長期目標」においても、「世界最高水準の研究拠点としての機能を高め、指導的な立場に立ち、重要な働きをすることができる人材の育成」を将来像として掲げるとともに、「大学院研究科では、世界最高水準の研究を推進し、国際的に活躍し得るチャレンジングで独創的な研究者の養成に力を尽くす」としている。

このような本学の立場からは、既存の大学院研究科における研究教育の一層の充実を基本的に推進すべきであり、高度専門職業人養成に特化した教育課程である専門職大学院を新たに設ける場合には、その設置により本学における教育研究全体の発展に資することができるものと期待されるとともに、既存の大学院研究科における研究教育活動の質が維持されることを前提として、以下の基本的な検討事項を明確に整理した上で、本学に特に設ける必要性があると判断されたものに限定すべきである。

### 基本的な検討事項

#### 1. 既存の大学院研究科とは異なる専門職大学院である必要性の明確化

本学の既存の大学院研究科は、従来から研究者養成を中心にしつつ高度専門職業人養成をも担ってきていることから、既存の大学院研究科においては、またはその改組によっては、目的とする教育の実現が困難なことが明確であること。例えば、当該専門職が特定の国家資格の資格取得を必要とする場合や、実務上際的・先端的知識を必要とする場合等の理由によって、専門職大学院における高度な専門的・実践的な教育が求められること。

#### 2. 教育内容について

##### (1) 学生・社会のニーズを踏まえたキャリアプランの明確化

当該高度専門職業人の養成が社会的に強く求められており、継続的な入学者の確保、修了者の社会的需要について、実証的なニーズ調査などをもとにした根拠があるとともに、適切な学生収容定員であること。また、その見通しを踏まえ、入学から修学、修了後の進路まで含めた全体的なキャリアプランが明確であること。

##### (2) 他大学の専門職大学院との差異化

他の大学が既に専門職大学院を設置している分野において設置を検討する場合、その構想が本学でなければ実現できないような特徴があり、他大学の専門職大学院との差異が明確であること。

##### (3) 学内における他の教育研究組織との関係

本学における他の教育研究組織の目的や事業との重複がなく、教育課程、研究内容等について、充分な調整が図られており、関係部局との円滑な連携が確保されていること。

#### 3. 実施体制について

##### (1) 既存の教育研究組織における教員への負担

全学共通教育、学部専門教育、大学院教育の全てにおいて教育の質の向上が求められており、教員の教育負担が増大している中で、新たに専門職大学院を設置することにより既存の大学院研究科・学部の教員への負担が著しく増えないよう最大限配慮されていること。

##### (2) 實践的な教育を充実させるための優秀な実務家教員の確保と効果的な教育課程の構築・提供

職業分野の特性に応じた実践的な教育を充実させるため、当該分野における充分な実務経験及び高度の実務能力を有する実務家教員が継続的に確保できること。また、幅広い教養と学識を基礎に企業や行政、医療、福祉機関など様々な社会の現場で活躍する高度専門職業人の養成に資する効果的な教育課程が構築・提供できる教員組織であること。

#### 4. 認証評価との関係

専門職大学院については、当該大学の教育研究等の総合的な状況について行われる認証評価のほか、別途当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について認証評価を受けることが義務づけられていることを念頭に置くこと。

今後の検討課題（略）

## (2) 本大学院の基本目標

このように本大学院は、実務教育に偏ることなく研究と実務的教育の両者を架橋することを基本理念としているが、本大学院は、中央・地方の公務員等の狭義の公共的職務を目指す者のみを養成することを目標としてはいない。今日では、国際機関、ジャーナリスト、NPO や NGO はもとより、民間企業でも公共的な色彩の強い業務を行っているものもあるからである。重要なことは、いかなる組織にあっても常に公共的な視点から考える能力を涵養することであり、この意味でも、基礎的・原理的な知識を教授する本大学院の基本目標は重要である。狭い職業的知識にとどまらず、国家・社会・国民経済の全般にわたる原理的な知識を身につけることは、いかなる職務に従事しようとも公共的な見地から考えようとする幅広い視野と倫理感を養う上で、大いに裨益するからである。

本大学院の最高意思決定機関は教授会

であり、その詳細は後述の「7. 管理運営」(49-56頁) の項で記載することとするが、本大学院は、そのような観点から教育理念と目標を謳った「京都大学大学院公共政策教育部における教育の目的について」を教授会において審議・決定している。その第1項は、「我が国のみならず世界的な規模で国家や公共団体その他の公共部門を大きく揺るがせている近年の激しい社会的変動を前にして、それらの公共部門が直面している諸課題に適切に対応しうる的確な判断力と柔軟な思考力をそなえた、また、公共的な役割を担う強い倫理感をもった高度専門職業人を養成することを目的とする」ことを謳っている。これは、科学技術の進展や社会・経済のグローバル化に伴う、社会的・国際的に活躍できる高度専門職業人養成という専門職学位制度の趣旨に沿つたものである。

### 京都大学大学院公共政策教育部における教育の目的について

平成19年9月20日連携研究部教授会決定

- 1 京都大学公共政策大学院は、我が国のみならず世界的な規模で国家や公共団体その他の公共部門を大きく揺るがせている近年の激しい社会的変動を前にして、それらの公共部門が直面している諸課題に適切に対応しうる的確な判断力と柔軟な思考力をそなえた、また、公共的な役割を担う強い倫理感をもった高度専門職業人を養成することを目的とする。
- 2 京都大学公共政策大学院は、京都大学の長い知的伝統を踏まえた専門職大学院として、広い視野と深い洞察力を養うとともに現実の政策課題に適切に対処しうる実践的な知見を教授することを目標とし、高度専門職業人に求められる専門的能力、すなわち、社会的変化を歴史的視野で原理的に考察する知的能力、多元的価値の中で真の公共的利益を判断する洞察力、その公共的利益を実現する仕組みを提示する制度設計能力、策定された政策・制度を効果的に運用する実践能力、そして政策・制度を冷静に分析する評価能力などを、適切な教育課程を通して十分に涵養することを、教育上の理念とする。
- 3 京都大学公共政策大学院は、そのような能力を効果的に涵養しうる教育課程を確保するため、多様な人的資源を擁する指導的な公共政策大学院として、法学・政治学・経済学・経営学を有機的に結合した科目、実務経験者による具体的事例を素材とした科目、公共的世界を原理的・歴史的視点から展望する科目などを提供するだけでなく、一般的知識を習得する基本科目から公共政策専門家としての基礎知識を共有する専門基礎科目を経てスペシャリストとしての能力を育成するクラスター科目にいたる体系的な履修システムを整備するとともに、学生ひとり一人に履修及び進路に関する指導教員を配置して履修・進路決定上の相談に応ずる個別指導体制を設けるなど、きめ細かな学修上の対応に努める。

### (3) 目的の周知

京都大学通則第35条の2は、当該大学院の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表することを求めている。そこで、本大学院でも、先に述べたように、教育理念と目標を謳つた「京都大学大学院公共政策教育部における教育の目的について」を審議・決定し、当大学院の便覧・シラバス（資料4）に掲載するほか、ホームページや紹介パンフレット（資料1）にも掲載して、その周知徹底を図っている。

また、教授会の下に置かれた評価・広報委員会、入試委員会、教務委員会等において、教育目的に沿って求める学生像や入学者選抜の基本方針を記載した入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に関して素案を検討し、それに基づき学生募集要項（資料2、資料3）、紹介パンフレット並びにホームページの掲載内容を検討し、これらの原案を教育部教授会

で慎重に審議・決定した上で、各種の学生募集要項や案内を作成して配布とともに、ホームページでも公表している。これらの事項は、当大学院を構成する教員全員が参画する教授会で決定されているのであるから、教職員への周知は当然徹底している。

目的の周知が適切に行われていることは、年2回開催する入試説明会——平成23年度は平成23年6月30日（一般選抜対象）、11月13日（職業人選抜対象）に開催した——の参加者が年々増加していることからも明らかであり、また年1回開催している——23年度は平成24年1月11日に開催した——本大学院の外部評価委員会（資料5）でも、確認されている。なお、平成21年1月に発足した当大学院の同窓会「鴻鵠会」のホームページにも相互リンクしているので、広報の範囲が広がっていると言つてよい。

### 京都大学通則(抄)

第35条 本学大学院の研究科等及び専攻並びにその学生定員は、別表第2に掲げるとおりとする。

第35条の2 前条の研究科等においては、当該研究科等の定めるところにより、研究科等又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

別表第2 専門職大学院・法科大学院（第53条の2第5項関係）

研究科名	専攻名	専門職学位課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	
法学研究科	法曹養成専攻	160	520	520
医学研究科	社会健康医学系専攻	34	68	68
公共政策教育部	公共政策専攻	40	80	80
経営管理教育部	経営管理専攻	90	180	180
総 計		324	848	848

## 1. 公共政策大学院の現状と展望

### [特色ある取組み]

本大学院の特色は、第一に、正規の教育課程とは別に各種の講演会・セミナー等を活発に行っていることがある。その目的は、第一線で活躍している実務家と接して現場の臨床的知識を学習させるとともに、学生の公共的分野への関心を高め、公共的分野に従事する上で必要な倫理感を体得させることにあり、現に下表に示す通り、多くのゲストスピーカーや

講師を招聘している。第二に、本大学院は学生の自主的な研究会・ゼミなど自発的な活動を重視し、これを積極的に支援している。なかでも、学生自身が編集し、実質上本大学院の広報誌を兼ねている『公共空間』(資料6) の発行を支援することによって、企画立案や共同作業の分担管理などについてトレーニングを積ませている。

平成23年度ゲストスピーカー一覧

所 属 機 関 等	氏 名	招聘責任者	実施日
シャープ株式会社顧問	桂 泰三	佐伯英隆 特別教授	H23.4.20
共同通信社大阪支社整理部長	島貫 裕之	佐伯英隆 特別教授	H23.5.11
農林水産省総合食料局計画課長	天羽 隆	真渕 勝 教授	H23.5.28
農林水産省環境バイオマス政策課長	西郷 正道	真渕 勝 教授	H23.6.4
大阪府総務部次長	中野 時浩	小西 敦 特別教授	H23.6.4
元・アムネスティ・インターナショナル事務総長／前ユネスコ人文社会科学院事務局長補／イマジン・アフリカ・インターナショナル理事長／同志社大学グローバル・スタディーズ研究科特別招聘客員教授	Pierre San (ピエール・サン)	位田隆一 教授	H23.7.11
日本銀行総裁	白川 方明	真渕 勝 教授	H23.7.15
前日系マキラドーラ協会在米事務局長	前野 昌久	佐伯英隆 特別教授	H23.7.20
総務省行政評価局政策評価室総括評価監視調査官	柴沼雄一朗	小西 敦 特別教授	H23.10.13
内閣官房内閣参事官	白石 重明	真渕 勝 教授	H23.10.21
京都府知事	山田 啓二	真渕 勝 教授	H23.11.7
元防衛大学校教授	飯田 耕司	真渕 勝 教授	H23.11.10
経済産業省顧問	松永 和夫	佐伯英隆 特別教授	H23.11.17
静岡県企画広報部企画調整局企画課長	山口 重則	小西 敦 特別教授	H23.11.7
前資源エネルギー庁長官	細野 哲弘	佐伯英隆 特別教授	H23.12.15
鳥取県知事	平井 伸治	小西 敦 特別教授	H24.1.7

### [点検・評価（長所と問題点）]

目的の適切性については、前記(1)、(2)で述べた通り、専門職学位制度の趣旨に沿ったものであると判断できる。ま

た、目的の周知についても、前記(3)で述べた通り、あらゆる機会を通じて行っており、目的の周知は徹底されているも

のと判断できる。

また、平成21年7月に本大学院学生の協力によりホームページを大きく改訂し、活用しやすくしたことは、(3)で述べたように、入試説明会への参加者及び入学志願者が大幅に増えたことに寄与しているように思われる。

なお、他の専門職大学院では、大学院修了により何らかの資格取得試験受験の際、受験科目の軽減措置があるが、本大学院では、現在のところ、修了しても、例えば資格取得に際しても受験科目を免除されることはない。その意味で、学生の確保という点ではややセールスポイン

トに乏しい面があることは事実である。

しかし、国家公務員採用試験制度の改定により、平成24年度から大学院修了者枠が設定されることとなったので、しばらく見守りたい。

また、学部新卒者を対象とする一般選抜入学試験の場合、これまで法學部・經濟學部出身の受験者が多かった。このこと自体は公共政策大学院として自然な成り行きであるが、入学者の多様性の確保という点からも、今後は、法學・政治學あるいは經濟學を履修した学生以外の学生が更に増加するよう、一層の広報に努めたい。

#### (b) 公共政策大学院の課題と将来構想

わが国における専門職大学院としての公共政策大学院は歴史が浅い上に、本大学院が設置されて6年が経過したにすぎない時点において、その課題と将来構想を語ることはむずかしい。その意味で、まだ十分な資料の蓄積がない現状では、今後の修了生の職場での実績や評価を注意深く観察し、その結果をきめ細かく教育課程に反映させる努力を怠らないことが、なによりも重要であると認識している。

その際、本大学院としては、当分の間、現在の教育課程の大幅な改編を行うことは避ける方針である。教育課程のあり方については、その成果や効果を見極めるには、一定の期間を要するからである。

次に、専門職大学院である公共政策大

学院の修了資格と公務員採用制度を連関させることに関しては、現在全国に7つを数える公共政策大学院とも連繫して人事院に要望し、本年度から実現を見た。今後は、自治体等においても導入されるよう働きかけることが必要であると考える。

本大学院では、これまで通り、新入学に対応するオリエンテーションのみならず、学生募集要項、広報用パンフレット並びにホームページ、年2回開催する入試説明会等並びに同窓会「鴻鵠会」のホームページを通じて、広報活動に努めるとともに、各種の講演会・セミナー等の機会を活用して、なお一層、本大学院の目的の周知徹底を図ることしたい。

## 2. 教育活動

### 1) 教育課程等

#### (1) 課程の修了等

京都大学通則第55条の2は、専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）を修了した者に修士(専門職)の学位を授与することを定め、本大学院教育部規程第12条では、課程の修了の認定は、教授会で行うことを定めている。これをうけて本大学院では、教授会での学位授与の決定に先立ち、教務委員会で修了要件を精査したうえ、教授会に諮り、修了の可否を決定している。

また、本大学院は、履修規程第16条において進級要件を課し、1年以上在籍し、基本科目、専門基礎科目、実践科目、展開科目及び事例研究を通じて26単位以上を修得した者に限って2年次に進級しうること、また同第17条において修了要件を課し、2年以上在籍し、第5条第1項に定める科目区分による26単位及び第6条に定めるクラスター科目12単位を含む48単位以上を修得した者は、課程を修了したものとすることを定めている。

なお、在籍期間については、京都大学通則第53条の2に短縮規定が設けられており、これをうけて本大学院教育部履修規程第18条は、職業人選抜者であつ

て、かつ、他の大学院で公共政策系の科目を履修し、本大学院において当該科目の単位認定により、本大学院の課程の一部を履修した者とみなされる場合は、在籍期間が短縮できる旨を定めている。この特例措置によって、教授会の議を経て1年で本大学院を修了した者は、平成19年度に2名あった。

こうした修了要件や進級要件等の詳細については、便覧・シラバスに掲載しており、入学時のオリエンテーションや日常の履修指導を通じて学生に説明しているので、十分に周知されているもの、と判断している。

#### (2) 教育課程の編成

本大学院では、開設当初から、(1)少人数教育を通じた公的使命感の涵養と、(2)高度専門職業人に相応しい教養と学識の涵養と実務教育との架橋を、教育課程の基本方針に掲げ、平成21年11月19日の教育部教授会においては、次のカリキュラム・ポリシーを決定している。

この方針に則ってカリキュラムの編成方針では、概ね1年次において、公共的な色彩の強い業務に従事する高度専門職業人に共通に求められる能力を全ての学

#### 京都大学公共政策大学院教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

平成21年11月19日 教育部教授会決定

1. 自主・独立の精神と批判的討議を重んずる本学の伝統を継承し、自由闊達な教育環境の下で、広い視野と深い洞察力をもって公共的な役割を担う高度専門職業人を養成する。
2. 公共部門が直面している諸課題に適切に対応しうる的確な判断力と柔軟な思考力を、体系的な教育課程を通して育成する。
3. 歴史的・原理的視野で社会的変化を考察する知的能力、多元的価値の中で公共的利益を判断する洞察力、公共的利益を実現する仕組みを提示する制度設計能力、策定された政策・制度を効果的に運用する実践能力、政策・制度を冷静に分析する評価能力を涵養する。

生に修得させた上で、1年次後期のはじめに各学生に、今日の公共的部門がとりわけ緊急に必要としている能力を育成するために設定された三つの科目群からひとつ目の科目群を選択させ、ゼネラリストであるとともに特定の課題に関するスペシャリストとしての能力をも備えた人材として送り出すことを目指している。この趣旨にそって、科目群と三つのクラスターに対応したクラスター科目群を配置している。

開講科目群としては、①基本科目（選択必修12単位）、②専門基礎科目（選択必修8単位）、③実践科目（選択必修6単位）、④展開科目、⑤事例研究の5つとし、これらの科目群を基礎として、当該能力の涵養に特に必要と考えられる実践科目、展開科目、事例研究から構成するクラスター科目群（選択必修12単位）を配置しているが、これらを説明すると、以下のとおりである。

#### ① 基本科目（選択必修12単位）

これは、既修分野の相違に応じて未修の知識の獲得を目的として、法学・政治学・経済学・経営学のバランスを考慮して設定された科目であって、全員必修の「公共政策論」の他に、主に法律学・政治学を学んできた学生は「ミクロ経済学」「マクロ経済学」「経済政策」等を、主に経済学・経営学を学んできた学生は「行政システム」「立法システム」「私法秩序論」等を受講することを想定している。

その趣旨は、未修分野を修得させるところにあるが、学部レベルの授業とは比較にならない少人数の授業であり、適宜質疑応答を交え、学生の勉学意欲の向上に配慮している。

また、厳しく予習・復習を要求して、密度の濃い授業としている。これらの科目は、主として1年次前期に配当され、研究者教員が担当するこの科目群を修得することによって、学生がより専門的・実践的な科目を受講するために必要な共通の知識を身につけることができるよう配慮している。

#### ② 専門基礎科目（選択必修8単位）

主として1年次の前期・後期に配当している専門基礎科目群は、公共的な部門で働く人材に共通に求められる知識を教授するものである。政策の企画・立案能力を育成する「政策決定過程論」「立法政策・技術」、公的部門に民間手法を導入し活用する、いわゆるNPM（新しい公共管理）に対応する能力を育成する「公共管理論」、情報化社会に対応する能力を育成する「情報管理論」、危機管理能力を育成する「危機管理論」、そして社会の国際化に対応する能力を育成する「グローバルガバナンス」の6科目からなり、多くは本大学院専任教員が担当している。

これらの専門基礎科目は、今日はゼネラリストとして求められる必須の知識ではあるが、その授業内容は大学院において初めて教授可能なレベルに設定している。

#### ③ 実践科目（選択必修6単位）

政策実務を行うための各種の基本的な技法や技術、そして今日必須である国際コミュニケーション能力を涵養するための科目であり、2年間にわたって隨時学生の希望に即して選択できるように配置している。そうした科目としては、「統計調査手

法」「交渉術」「政策企画立案の技術」「行政と情報化」「英語情報分析」「外国報道の分析」等に加えて、英語による読解・作文・プレゼンテーションの能力を研磨するために外国人教員による多様な科目がある。

なお、この実践科目は、以下に述べる展開科目・事例研究とともに、修得すべき能力に応じて選択必修となるクラスター科目群を構成している。

#### ④ 展開科目

これは、公共政策の各専門分野に関する高度の専門性や幅広い知識の修得を目的とする科目であって、専ら研究者教員が担当する歴史的・原理的分析に関する科目、例えば「政治哲学古典講読」「国際法」「政策分析の方法」「国際政治経済分析」等や、研究者教員や実務家教員が担当する政策関連科目、例えば「金融政策のマクロ経済分析」「通商産業政策」「厚生労働政策」「政策評価・行政評価」等から構成されている。

#### ⑤ 事例研究

これは、具体的な政策事例に基づいて、ケースメソッド方式等により知識の実践的応用能力の修得を目的とする科目である。少人数で、場合によっては、シミュレーション、ロール・ブレインギング等の手法を採用している。主として2年次後期に配当され、多くは実務家教員が担当し、それまでに得られた知識の有機的な総合を図っている。具体的には、「ケーススタディ金融政策分析」「ケーススタディ予算と政策分析」「ケーススタディ省庁間関係」「ケーススタディ地方行政分析」等の科目があ

る。

また、実務現場を体験するために、希望する学生にはインターンシップ（2単位）を認定している。そのため、派遣先の確保等の便宜を図るとともに、特に人事院が主催する「霞が関インターンシップ」成果発表会には専任教員が多数参加することにより、成果の確認に当たることにしている。

#### ⑥ クラスター科目群

（選択必修12単位）

本大学院では特に政策分析・評価能力、行政組織間交渉能力、地球共生能力の三種の能力の涵養を目的として、各々に対応する三つのクラスター科目群を設定した上で、1年次後期のはじめに各学生が自らの進路志望に適ったクラスターを選択させた上で、選択したクラスターの科目群から選択必修12単位を取得することを求めている。

各クラスター科目群は、当該能力の涵養に特に必要であると考えられる実践科目、展開科目、事例研究から構成されており、ある科目の単位をクラスター科目群の選択必修単位とそれ以外の修了必要単位のいずれに数え入れるかは、学生の希望に添つて決定している。

なお、クラスター所属の変更を希望する学生については、教育部教授会で承認した上で、既修の単位を可能な限り新たなクラスター科目群の単位に読み替える措置をとっている。

これらの科目配置と前述した本大学院の教育課程の基本方針との関係について説明すると、まず、(1)少人数教育を通した公的使命感の涵養

という点から、本大学院では、「公共政策論」以下の基本科目、「政策決定過程論」以下の専門基礎科目及び公共的性格の強い職務に相応しい「統治構造の現代的課題」以下の展開科目を配置している。また、(2)高度専門職業人に相応しい教養と学識の涵養と実務教育との架橋という面から、本大学院では、実践科目を配置するとともに、「日本政治外交」「現代アメリカ政治」「ヨーロッパ政治」「経済統合政策」等の、より特化した基礎的・原理的知識の修得を求める展開科目を配置している。なお、主に研究者教員が担当するこれらの科目の他に、8単位まで認められる法学研究科・経済学研究科等の授業を選択することにより、学生は、客観的で複眼的な思考、歴史的・文化的背景を考慮しつつ事象を考察する態度や、高い倫理感と豊かな人間性を基礎にした自由かつ合理的な挑戦的精神等を修得することができる。

他方、実務教育との架橋という面からとくに重要なのは、専門基礎科目・展開科目・事例研究に属する多くの開講科目であるが、展開科目・事例研究としては、「省庁間関係」や「ケーススタディ NPO の理念と活動分析」のように、研究者教員と実務家教員とが意見を交換しながら進める共同授業も開講している。これらは、小人数の演習形式で実務と研究を架橋することに貢献している。

### (3) 系統的・段階的履修

本大学院では、履修登録について、履修規程第3条第2項に定めるように、「学期毎に18単位、学年毎に36単位まで」

と限定すると同時に、同規程第16条に定めるように、「1年以上在籍し、基本科目、専門基礎科目、実践科目、展開科目及び事例研究を通じて26単位以上を修得した者」に限り二年次への進級を認めることにしている。しかしながら、「公共政策論」及び「事例研究」の修得年次のあいまいさにより、必ずしも段階的な履修をしていない者がみられることから、履修年次の明確化に向け、履修規程第6条及び第16条の改正を検討しているところであるが、キャップ制と進級要件の採用によって、科目履修にあたって学生の履修に負担がかからないよう配慮するとともに、段階的・体系的な学修の実現を図っている。これらについて入学時の履修指導等で学生に周知を図っていることは、言うまでもない。

## [特色ある取組み]

### (1) 高度専門職業と実務教育

本大学院では、教育課程の編成方針で述べたとおり、少人数教育を通じた公的使命感の涵養と高度専門職業人に相応しい教養と学識の涵養と実務教育との架橋を、教育課程の基本方針に掲げている。

そのため、専門職大学院として、実務教育を重視し、専任・非常勤の優れた実務家教員による多彩な授業を開講しているが、とくに少人数の学生を対象にした事例研究において多様な分野に関する臨床的な知識を教授している。併せて実務家教員と接することを通して、公共的性格の強い職務に携わる上で必須の高い倫理感を直接的に体得させることをめざすとともに、希望する学生にはインターンシップを通じて実務の現場を直接的に体験することも可能にしている。

また、本大学院では、国際的視野をもつ

た国家公務員や国家的・国際的視点を備えた地方公務員の養成に重点的に取り組むこととしている。そのため、国際経験の豊かな中央官庁等の実務家を専任教員や非常勤講師として迎え、事例研究その他の授業科目を通して、学生に一国家・一自治体を越えた広い視点に立って政策を立案・判断する能力を涵養することとしている。さらに、国際化の進展が著しい実務の現場で要求される英語能力の向上を図るために、外国人教員による実践的な授業を行っているが、これは、単なる会話能力ではなく、国際会議の場におけるディベート能力やプレゼンテーション能力、英語で起案する能力等を研磨することを重視したものである。

## (2) 他大学院等との連携

現在、当大学院の相当数の学生が受講している相応の授業科目を、法学研究科・経済学研究科・法科大学院、経営管理大学院に提供しているが、平成22年度からは医学研究科社会健康医学系専攻とも授業科目の相互提供を行っている。

## [点検・評価（長所と問題点）]

本大学院の教育課程は、以上に説明したように、専門職大学院として求められている基準、すなわち、(1) 課題発見・整理、政策判断、政策立案、政策実施、政策分析・評価等の政策過程全般、コミュニケーション等に係る高い専門的能力、高い倫理観および国際的視野を持つ政策プロフェッショナルの人材を養成する観点から、体系的に編成され、(2) 法学、政治学、経済学の3分野に経営学を加え

た幅広い科目をバランスよく学べるように編成されると同時に、(3) 基本的な内容、展開的な内容、実践的な内容、事例研究等の科目を段階的に履修しうるよう編成されているものと判断できる。

なお、平成20年度の大学評価・学位授与機構による「中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果」においても、教育の実施体制の判定は、「期待される水準にある」旨の判定を得、また、平成22年度に受審した公共政策系専門職大学院の認証評価結果においても教育内容が適切に計画され、実施されている旨の判定を得ている。

## [将来への取組み・まとめ]

本大学院の教育課程のあり方については、設置準備の段階で入念な検討を重ねた結果であり、目先の変動に左右されるべきではないとして、当分の間、大幅な改編には慎重であるべきだとする意見がある一方、公共政策大学院として専門性を高めるとともに、実務との連携もより強化すべきだという観点から開講科目の見直しを求める考え方もある。

この問題については、どちらか一方が正しいという性質のものではないことから、今後とも、毎年行われる学生による授業評価や外部評価委員会の評価などを参考にしつつ、意見の集約に努めることとしたいたい。

また、本大学院外部評価委員会の指摘事項でもある「プレゼンテーション能力」を伸長させるような教育課程の編成にも努力したい。

## 2) 教育方法等

### (1) 授業の方法等

各授業科目の内容は、実務経験のある教員を中心に最先端の議論を紹介するものとすると同時に、クラスター科目の配置により公共的な分野における喫緊の課題に対応する知識を教授することに力を注いでいる。上述のように、キャップ制の導入によって段階的な履修と単位の実質化にも配慮している。これに加えて、他研究科の単位を8単位まで認定するほか、インターンシップの単位化、実務家による講演会や授業への参加を通して、多様なニーズに応えるとともに、少人数による事例研究の充実によって学生と教員の双方向的な実務的な知識の教授を可能としている。

このように、授業については、双方向的な授業、複数の教員による共同授業、インターネットの活用、インターンシップなどの方法を採用するとともに、実学教育の重視を掲げているが、これらを説明すると以下の通りである。

#### ① 双方向的な授業

展開科目・実践科目・事例研究の多くの科目が少人数の演習形式の授業としていることから、教員と学生の間で活発な質疑応答が行われており、それ自体が新しい教育手法の開発に資するものといえる。

#### ② 複数の教員による共同授業

必修科目「公共政策論」を法学・政治学・経済学・経営学を専門とする4名の教員のリレー授業としているほか、「グローバルガバナンス」や「地方行政実務」等について2名又はそれ以上の教員による共同授業としている。また、

「省庁間関係」や「ケーススタディNPOの理念と活動分析」のように、研究者教員と実務家教員が意見を交換しながら進める特筆すべき授業も開講している。これらはいずれも、少人数の演習形式で実務と研究を架橋することが求められる専門職大学院にとって、重要な意義を有している。

#### ③ インターネットの活用

「Professional Writing」、「Contemporary Issues 2」、「文教科学政策」といった科目では、インターネットを活用して、授業を進めている。こうした科目のほかにも、学生は、授業の場以外でもLANと接続された自習室で予習・復習を行うことによって、情報化社会における実務に関する技術や知識を修得することができる。

#### ④ インターンシップ

インターンシップは、専門職大学院においてきわめて重要な科目である。本大学院では平成18年度に試行し、その結果を教授会で慎重に検討した後、平成19年度から本格的に実施している。これ以後、とくに人事院等主催の「霞が関インターンシップ」には、一般選抜入学の学生が積極的に参加している(19年度10名、20年度10名、21年度10名、22年度15名、23年度13名)。そして、インターンシップ受け入れ先省庁の担当課長より、評価書(勤務態度、作業処理、創造性、人間関係、その他自由記述など)を求めるとともに、

終了後の12月に開催される人事院での成果報告会には、当大学院からも教育部長をはじめ、インナーシップ等実施委員会主任等が聴講して、成果を確認した後、教務委員会において研修先省庁の評価書と併せて単位認定の成績評価を行っている。

なお、平成23年9月、世界銀行法務部・法学研究科・公共政策大学院の三者でインターンシップに係る協定を締結したが、公共政策大学院生の応募はなかった。

##### ⑤ 実学教育の重視

専門職大学院として、理論と実践との架橋又は理論知と実践知の融合という観点からしても実学教育を行うことは当然であり、本大学院でも正規の科目としての展開科目や事例研究などにおいてその方向を打ち出しているが、これを具体的に実地で行うことも、学生に強い自覚を促す契機として重要なである。

本大学院としては、公共政策系大学院が外部資金を獲得することの困難な状況の下、平成20年度下期に本学の総長裁量経費——課題名：地域再生・活性化政策の比較予備調査——の申請を行い、その採択をまって、学生と教員による計6班（東北、関東、中部・北陸、四国、九州）に分かれて国内調査を行うとともに、教員による海外調査を実施した。参加した学生はすべて、この調査により各地方が抱えている様々な問題を再認識し、実地調査の重要性を自覚したようであり、これを実施した意義はきわめて大きい〔その内容は『地域再生・活性化政策の

比較予備調査報告書』として纏めてある〕。

また、平成23年度上期には総長裁量経費——課題名：大学院生を主体とした東日本大震災復興政策研究および提案活動への支援事業——が採択され、主として夏季休業と冬季休業を利用して、18名の学生が仙台市・気仙沼市・石巻市などの被災地でのフィールドワーク等を実施し、教員も数名が被災地を調査した。その報告会として、平成24年3月にシンポジウムを開催し、いくつかの提言を行った〔その結果は『～東日本大震災～震災復興政策に関する調査・研究報告書』として纏めてある〕。

公共政策系の専門職大学院が少ない現状では、本大学院での日々の教育活動それ自体が教育手法の開発と結び付く実験的な意味を有している。こうした意味を帯びる特徴的な教育活動は、1年次生・2年次生を合わせても約100名弱という規模の利点を生かしたかたちで行われているが、その概要を述べると以下の通りである。

すなわち、平成23年度の開講科目に対する履修登録状況は次表に示すとおりであるが、前期科目についてみると、必修科目「公共政策論」が44人、選択科目の中では、「政策決定過程論」の45人、「経済政策」43人、「現代規範理論」33人であり、以下、履修登録人員20～29人が6科目、10～19人が11科目、10人未満が29科目となっている。他方、後期科目では、選択科目のうち、「危機管理論」の40人が最も多く、次いで「情報管理論」の30人であり、以下、履修登録人員20～29人が3科目、10～19人が17科目、10人未満が30科目となっている。本大学院の特徴である少人数教育の実践は、こうした結果から充分に裏づけ

られている。

なお、平成23年度に初めて、履修登録者0人の科目が前期で2科目、後期で1科目生じた。これは、クラスター科目との重複などが考えられ、時間割に工夫の余地が残されたが、同類の科目を開講し

ているので、学生への影響は少ないものと考えている。

また、多様なメディアを利用した遠隔授業及び通信教育による授業は、いずれも実施していない。

### 平成23年度 前期・後期 科目別履修登録者数

(前期)

科目名	開講期	担当	履修者数	合格者数
公共政策論	前期	土井・鈴木・岡田各教授・竹澤准教授	44	42
行政システム	前期	真潤教授	14	14
現代規範理論	前期	小野教授	33	26
経済統計	前期	翁教授	19	12
ミクロ経済学	前期	小島教授	21	14
マクロ経済学	前期	遊喜准教授	17	10
公共経済学	前期	吉田(和)教授	5	3
財政システム	前期	植田(和)教授、諸富教授	27	24
私法秩序論	前期	橋本教授	7	5
会計学	前期	草野准教授	7	4
経済政策	前期	岡田教授	43	38
政策決定過程論	前期	新川(敏)教授	45	37
立法政策・技術	前期	橘非常勤講師	25	21
公共管理論	前期	吉田(忠)非常勤講師	9	9
グローバルガバナンス	前期	位田教授・鈴木教授	22	13
Contemporary Issues 2	前期	E.T.オットマン准教授	8	8
Professional Writing	前期	E.T.オットマン准教授	17	11
英語情報分析	前期	唐渡教授	20	20
政策企画立案の技術	前期	楠教授	26	25
統計基礎理論	前期	松井准教授	19	14
地方自治法制	前期	小西特別教授	5	5
行政組織法	前期	松戸非常勤講師	3	3
社会保障法政策	前期	稻森准教授	0	0
国際法	前期	淺田教授	8	4
国際行政制度	前期	位田教授	5	3
国際法・人と活動	前期	濱本教授	2	1
国際緊急・人道援助と我が国の役割	前期	河原・吉井・山口各非常勤講師	7	7
日本政治外交	前期	伊藤(之)教授	9	6
公共性をめぐる思想史的考察	前期	竹澤准教授	6	3
省庁間関係	前期	佐伯特別教授・秋月教授	13	10
都市・地域計画	前期	古倉客員教授	9	7
金融政策のマクロ経済分析	前期	翁教授	12	8
国際開発・支援	前期	松下非常勤講師	2	2
通商産業政策	前期	佐伯特別教授	9	6
環境政策	前期	一方井教授・植田(和)教授	2	1
厚生労働政策	前期	久本教授	3	3
中小企業政策	前期	植田(浩)非常勤講師	9	5
農林水産政策	前期	大杉非常勤講師	8	8
競争政策	前期	依田教授	1	1
公会計	前期	山本(清)非常勤講師	12	9
コーポレート・ガバナンス	前期	北村教授	5	4
国土交通政策	前期	横田教授	1	1

## 2. 教育活動

科目名	開講期	担当	履修者数	合格者数
日本の財政政策	前期	上田准教授	2	1
グローバル化とイノベーション：理論と政策的示唆	前期	八代准教授	0	0
応用政策評価論	前期	丸山准教授	3	3
マクロ経済政策分析	前期	敦賀准教授	3	1
医療政策	前期	今中教授	1	1
健康新政策・行政管理学	前期	中原教授	1	0
リーダーシップ論	前期	木村特別教授	8	4
ケーススタディ NPOの理念と活動分析	前期	深尾・吉田（忠）各非常勤講師	11	10
ケーススタディ 地方行政分析	前期	小西特別教授	11	11
ケーススタディ 経済政策	前期	楠教授	14	14

※履修登録者数は公共政策大学院学生のみのを示す。

(後期)

立法システム	後期	土井教授	12	11
政策分析のための統計基礎	後期	金子非常勤講師	8	5
情報管理論	後期	土井教授	30	28
危機管理論	後期	林（春）教授・牧准教授	40	34
Contemporary Issues 1	後期	バユス講師	4	4
English Presentation	後期	E.T.オットマン准教授	8	8
外国報道の分析	後期	D.ヤルナゾフ准教授	25	17
統計調査手法	後期	矢野（剛）准教授	27	19
交渉術	後期	仁木非常勤講師	13	13
行政と情報化	後期	松井准教授	18	11
政治哲学古典講読	後期	小野教授	4	4
経済哲学古典講読	後期	竹澤准教授	5	5
政治外交古典講読	後期	伊藤(之)教授	4	4
中央銀行と金融市場	後期	翁教授	8	6
特許政策	後期	松田教授	5	5
国際企業法務	後期	増田准教授	11	8
企業制度論	後期	北村教授	12	11
国際安全保障法	後期	淺田教授	8	8
国際環境法	後期	白杵非常勤講師	0	0
政策評価・行政評価	後期	小西特別教授	10	10
地方行政実務	後期	小西特別教授他	14	14
安全保障論	後期	中西（寛）教授	13	12
ヨーロッパ政治	後期	唐渡教授	7	6
政策分析の方法	後期	真渕教授	13	13
メディアポリティックス	後期	宇川・鈴木(恒)・内田・近藤非常勤講師	26	25
選挙と政治	後期	品田非常勤講師	7	5
現代アメリカ政治	後期	待鳥教授	9	8
国際政治経済分析	後期	鈴木教授	5	4
租税論	後期	諸富教授	1	0
農業政策論	後期	久野教授	4	3
文教科学政策	後期	太田和非常勤講師	4	4
エネルギー資源政策論	後期	手塚教授	12	8
産学官連携論	後期	中森非常勤講師	3	3
教育政策学	後期	高見教授	19	17
経済統合政策	後期	今久保教授	3	3
刑事司法・警察行政	後期	勝丸・金山各非常勤講師	7	5
医薬品政策・行政	後期	川上教授	1	1
環境・感染論	後期	西渕教授	2	2
健康政策学	後期	中原教授	1	1
国際保健学	後期	中原教授	2	2
持続可能性と政策	後期	佐藤（正）准教授	6	5

科目名	開講期	担当	履修者数	合格者数
租税政策分析	後期	鈴木（将）准教授	5	2
財政金融政策の経済分析	後期	中澤准教授	9	5
イノベーション政策	後期	佐分利准教授	16	11
ケーススタディ 金融政策分析	後期	翁教授	8	8
ケーススタディ 国際開発・支援実務	後期	石崎非常勤講師	12	11
ケーススタディ 環境国際関係実務	後期	一方井特定教授・大森教授	4	3
ケーススタディ 国際文化交流	後期	西澤非常勤講師	2	1
ケーススタディ 省庁間関係	後期	佐伯特別教授	12	12
ケーススタディ 予算と政策分析	後期	楠教授	15	15
ケーススタディ 国際通商政策	後期	佐伯特別教授	10	9
ケーススタディ 自治体の政策形成と人材育成	後期	小西特別教授	10	10
ケーススタディ 政策の立案	後期	楠教授	8	8

※履修登録者数は公共政策大学院学生のみのを示す。

## (2) 授業計画・シラバス及び履修登録

本大学院では、毎年度、教務委員会により、全教員から次年度の授業計画・希望時間帯等について意見を聴いたうえで、教授会で開講科目・授業担当等を審議・決定している。その際、授業科目表（平成23年度便覧・シラバス 145-147頁）が示すとおり、法学研究科、法科大学院、経済学研究科、経営管理大学院及び医学研究科社会健康医学系専攻にも授業を提供している関係から、これらの大学院と密接な連携を取りつつ、授業計画・時間割等を作成している。

また、便覧・シラバスは、大学院設置当初から作成しており、具体的な授業の内容、方法、使用教材、参考図書、年間の授業日程を明示し、学生が予習・復習可能なように最大限配慮するとともに、毎年度末に、非常勤講師を含む全教員に対して、教務主任から次年度シラバスの作成上の注意を促している。

なお、便覧・シラバス巻末（平成23年度は148-150頁参照）には、全教員のメールアドレスも掲載して、学生がいつでも質問ができる体制を整えている。

また、平成21年秋には京都大学教育制度委員会が「京都大学シラバス標準モ

デル」を作成し、全学的にシラバス統一に向けた作業を進めているが、本大学院もこれに則っている。

また、履修登録のWeb化、シラバス閲覧など学生の利便を図るために、クラシス（KULASIS : Kyoto University's Liberal Arts Syllabus Information System）が学部生に対して稼働しているが、平成24年度後期には、本大学院でも利用可能となるよう、システムの改善が行われている。

## (3) 単位認定・成績評価

本大学院では、単位の認定及び成績評価に際して、評価の公正性及び厳格性を担保するため、原則として「筆記試験、平常点、その他授業科目の性質に適した方法により、成績を評価して行う」ものとし、その成績は、履修規程第12条及び第13条の基準に基づいて評価することとしている。そして、成績評価のアンバランスを無くすため、教授会の議を経て策定した成績評価基準を『教務事項に関する手引き』（資料7）に「成績評価の基準について」として明記し、学年初めに非常勤講師を含む全教員に配付する

## 2. 教育活動

とともに、学期末の成績評価に際しても教務委員会主任の名でその点に対する注意を促すなどして、その統一的な運用を図っている。さらに、履修規程第14条は、評価を告知してから1月以内に学生から申し出があったときは、教員に必要な説明をすることを義務づけている。こうした措置は、成績評価のあり方を客観的に担保するための仕組みである。また、履修規程第16条では進級要件を、同第17条には課程修了要件を、それぞれ規定している。これらの要件を定めた履修規程は便覧・シラバスに掲載し、学生への周知を図っている。

なお、リサーチ・ペーパー、インターンシップを正規の選択科目として取り扱い、リサーチ・ペーパーの合格者には6単位を、インターンシップの合格者には2単位を、それぞれ与えることとしている。これらの成績評価については、教授会での合否判定によるが（履修規程第12条第2項・第3項）、その判定の透明性を確保するため、リサーチ・ペーパーについては公開の場における発表を要件とし、また、インターンシップについては派遣先の評価に基づくインターンシップ等実施委員会の議を経ることとしている。

### リサーチ・ペーパーについて

平成19年5月17日公共政策教育部教授会決定  
平成21年3月11日公共政策教育部教授会一部改正

- 1 リサーチ・ペーパーを作成し単位を取得しようとする者は、履修指導教員の同意を得た上で、7月末日までに、リサーチ・ペーパーの課題名を明記して、所定の様式により、予備登録を行わなければならない。
- 2 予備登録を行った者は、9月末日までに、リサーチ・ペーパーの課題名、概要（2,000字程度）等を記入して、所定の様式により、本登録を行わなければならない。
- 3 リサーチ・ペーパーの提出期限は、1月末日とする。
- 4 リサーチ・ペーパーは、原則として20,000字を超えないこととし、4部を提出しなければならない。
- 5 リサーチ・ペーパーは、口頭試問を行う。
- 6 単位の認定の可否は、調査委員の審査に基づいて、教育部教授会が決定する

### リサーチ・ペーパーに関する申し合わせ

平成19年5月17日公共政策教育部教授会決定  
平成21年4月9日公共政策教育部教授会改正

- (1) リサーチ・ペーパーの本登録を行った者（以下、「登録者」という。）に対して、10月の教育部教授会（以下、「教授会」という。）において本大学院専任教員の中から1名のアドバイザーを指定する。
- (2) 指定されたアドバイザーは、リサーチ・ペーパーを作成しようとする登録者に対し、継続的に指導を行うものとする。
- (3) 指定されたアドバイザーは、指導する登録者に対し、1月上旬までに、リサーチ・ペーパー提出の意思について確認する。
- (4) 教育部長は、リサーチ・ペーパーを提出する意思が確認された者に対し、1月下旬までにその正式題目の届出を行わせる。
- (5) 提出されたリサーチ・ペーパーを審査するため、1月下旬の教授会において、教務委員会が作成する原案に基づいて3名の調査委員を選定する。
- (6) リサーチ・ペーパーの審査に当たって、2月末までに公開の発表会を開催するものとする。発表会の日程及び発表者の発表順序その他必要な事項は、教授会において決定する。
- (7) 公共政策大学院に所属するすべての教員及び学生は、教授会の定めるところに従い、発表会に出席し、リサーチ・ペーパーの内容について質問することができる。
- (8) 発表会において調査委員3名が出席し、発表者との間で質疑応答を行ったときは、当該リサーチ・ペーパーに関する口頭試問を実施したものとみなすことができる。

- (9) 登録者が発表会に出席することができない場合及び口頭試問の結果により合否の判定を下すことができない事情がある場合の取扱いについては、別に教授会の定めるところによる。
- (10) リサーチ・ペーパーの単位の認定は、3名の調査委員を代表する主査の報告に基づいて、3月の教授会において行う。
- (11) 9月修了予定者に本申し合わせを適用するときは、(3)中「1月上旬」、(4)及び(5)中「1月下旬」とあるのは「7月上旬」に、(9)中「3月」とあるのは「9月」に、それぞれ読み替える。
- (12) この申し合わせは、平成21年4月の入学者から適用する。

### 平成22年度リサーチ・ペーパー合否判定

平成22年度に合格したリサーチ・ペーパーの題目は以下のとおりであり、それらの一部は冊子「京都大学公共政策大学院リサーチ・ペーパー集」(2010年度版)にまとめられ、公表されている。

整理番号	課題名	アドバイザー	調査委員	合否判定
1	奄美群島における観光政策 －ターニングポイントとその後の取り組みについて－	岡田 知弘	岡 鈴 唐 田木 渡 知基 晃 弘史 弘	合格
2	地方鉄道の維持における都道府県の役割	小西 敦	小 西 岡 鈴 田木 敦 知基 弘	合格
3	シンガポールの経済発展と経済政策 ～FDIのインパクトと受入促進策を中心に～	翁 邦雄	翁 佐 鈴 邦伯木 雄 英基 隆史	合格
4	国家戦略としてのIFRSアドプション	佐伯 英隆	佐 伯 楠 谷 英壽 達 弥	合格
5	パブリック・ディプロマシー －その理論、および日本における実行と課題－	北村 雅史	北 村 小 唐 野 渡 雅紀 晃 史明 弘	合格
6	「新しい公共」における行政と市民のあり方 －フランスにおけるアソシエーションからの示唆－	唐渡 晃弘	唐 渡 小 真 野 利 晃紀 晃 弘明 勝	合格
7	優越的地位濫用規制の法的位置付けと今後のあり方について	菊谷 達弥	菊 谷 翁 北 谷 達 翁 雄 北 史	合格
8	中小もの作り企業の経営に対する企業間連携の果たす役割 と成功の要素 ～関西地域の事例分析～	佐伯 英隆	佐 伯 菊 谷 翁 雄 英 邦 谷 雄 翁 雄	合格
9	二元代表制のダイナミズム －地方議会改革促進の要因分析－	楠 壽晴	楠 土 士 真 井 利 寿 真 晴 勝	合格
10	廃棄物処理施設建設における合意形成	北村 雅史	北 村 土 井 小 野 雅 真 史 一 紀 明	合格
11	都道府県における行政委員会の委員報酬の見直し	楠 壽晴	楠 小 士 西 井 利 寿 真 晴 敦 真 一	合格
12	基幹産業衰退後の地域産業振興策についての一考察 －京都府丹後地方の事例研究－	岡田 知弘	岡 菊 田 谷 知 達 弘 弥 谷 敦	合格

### 平成23年度リサーチ・ペーパー合否判定

平成23年度に合格したリサーチ・ペーパーの題目は以下のとおりであり、それらの一部は冊子「京都大学公共政策大学院リサーチ・ペーパー集」(2011年度版)にまとめられ、公表されている。

整理番号	課題名	アドバイザー	調査委員	合否判定
1	国及び地方公共団体の私債権の取り扱い ～私債権の放棄基準の統一～	楠 壽晴	楠 北 村 小 西 敦 寿 雅 晴 史	合格
2	グローバル経済における国際通貨制度のガバナンスのあり方	翁 邦雄	翁 楠 楠 鈴 木 邦 寿 基 邦 雄 晴 史	合格

## 2. 教育活動

整理番号	課題名	アドバイザー	調査委員	合否判定
3	携帯電話事業の将来展望と今度の政策の在り方	北村 雅史	北村 雅史 佐伯 錦	合格
4	世界金融危機以降の非伝統的金融政策の効果に関する実証分析－各国の信用緩和政策効果の比較を中心に－	翁 邦雄	翁 邦雄 楠竹 澤祐	合格
5	同盟終焉論から考える日米同盟	唐渡 晃弘	唐渡 晃弘 伊鈴 昭之	合格
6	我が国の在外選挙における海外選挙区の導入の検討	土井 真一	土井 真一 唐竹 渡澤	合格
7	条例の制定過程に関する一考察 －健全な財政の構築を目的とする条例について－	小西 敦	小西 敦 眞土 渕井	合格
8	指定都市の比較分析	小西 敦	小西 敦 眞土 渕井	合格
9	国・自治体における民間企業等経験者採用の変遷と課題	小西 敦	小西 敦 北佐 伯	合格
10	京町屋の再生	竹澤 祐丈	竹澤 祐丈 伊唐 渡藤	合格
11	今日の中小企業政策の概観と、るべき支援策についての考察－創業支援策を中心に－	佐伯 英隆	佐伯 英隆 岡翁 翁	合格
12	海上自衛隊のソマリア沖海賊対処行動の政策形成過程－政軍関係の視点から－	伊藤 之雄	伊藤 之雄 藤井 鈴	合格
13	地方公共団体における財務諸表の作成と活用について	岡田 知弘	岡田 知弘 翁北 村	合格
14	公務員制度改革をめぐる自民党の行動分析	眞渕 勝	眞渕 勝 楠竹 澤祐	合格
15	NPO法人は「新しい公共」の担い手になりうるか －奈良県内NPO法人の包括的調査結果を手がかりに－	岡田 知弘	岡田 知弘 佐伯 井	合格

### 平成22年度インターンシップ合否判定

整理番号	受入先	日程	合否判定
1	防衛省大臣官房秘書課	8月 2日～ 8月13日	合格
2	防衛省大臣官房秘書課	8月 2日～ 8月13日	合格
3	防衛省大臣官房秘書課	8月 2日～ 8月13日	合格
4	人事院人材局企画課	8月23日～ 9月 3日	合格
5	財務省主計局調査課	8月23日～ 9月 3日	合格
6	警察庁生活安全局生活安全企画課	9月16日～ 9月30日	合格
7	人事院給与局給与第一課	8月30日～ 9月10日	合格
8	厚生労働省健康局水道課	8月23日～ 9月 3日	合格
9	金融庁総務企画局企画課法務室	9月 9日～ 9月22日	合格
10	三重県議会	8月30日～ 9月10日	合格
11	社団法人 まちづくり国際交流センター	8月 9日～ 8月22日	合格
12	三菱総合研究所	8月30日～ 9月10日	合格
13	国土交通省近畿運輸局交通環境部環境課	9月 6日～ 9月21日	合格

(参考) 単位認定の対象にならないインターンシップ

14	経済産業省	8月30日～ 9月 3日
15	警察庁刑事局刑事企画課	8月23日～ 8月27日

整理番号	受入先	日程
16	国土交通省	8月16日～8月20日
17	警察庁刑事局刑事企画課	8月23日～8月27日
18	経済産業省	8月30日～9月3日
19	国土交通省	8月16日～8月20日
20	三重県議会	9月6日～9月17日
21	加西市地域振興部ふるさと営業課	8月16日～8月21日

整理番号1～9、14～19は「霞ヶ関」インターンシップ

#### 平成23年度インターンシップ合否判定

整理番号	受入先	日程	合否判定
1	文部科学省 科学技術・学術政策局	8月22日～9月2日	合格
2	防衛省	8月22日～9月2日	合格
3	人事院 人材局研修調整課	8月22日～9月2日	合格
4	財務省 財政投融資総括課	9月20日～9月30日	合格
5	総務省 情報流通常行政局	8月22日～9月2日	合格
6	財務省 関税局 関税課	8月18日～8月12日	合格
7	文部科学省 高等教育局専門教育課	8月29日～9月9日	合格*
8	経済産業省	8月15日～8月19日	合格
9	文部科学省 生涯学習政策局生涯学習推進課	9月5日～9月16日	合格
10	防衛省	8月22日～9月2日	合格
11	文部科学省 産業連携・地域支援課	8月1日～8月12日	合格
12	シャンティ国際ボランティア協会	8月29日～9月23日	合格
13	大阪府環境農林水産部環境農林水産総務課施策推進グループ	8月29日～9月9日	合格
14	NPO法人 まちづくり役場	9月17日～9月29日	合格
15	NPO法人 まちづくり役場	9月19日～9月30日	合格
16	三重県議会	9月5日～9日,20日～22日,27～28日	合格
17	近畿運輸局 国際観光課観光地域振興課	8月29日～9月6日	合格*

\*整理番号17については、短期実習の2件をまとめて報告書を作成。合否判定も2件を対象とした

(参考) 単位認定の対象にならないインターンシップ

18	総務省	8月8日～8月12日
19	経済産業省	8月29日～9月2日
20	国土交通省（個人応募）	8月8日～8月12日
21	経済産業省（一般応募）	8月29日～9月2日

整理番号1～11、18及び19は「霞ヶ関」インターンシップ

#### (4) 他の大学院における授業科目の履修等

京都大学通則第53条の7は、京都大学の他の研究科等の科目履修ができるること、同第53条の8は、他大学の大学院で履修した科目を、同第53条の9は、本大学院入学以前に履修した科目を、それぞれ当大学院で履修した科目に読み替えること

ができる旨を定めている。これをうけて本大学院の履修規程第9条は、他の研究科等の科目履修を規定するとともに（8単位を限度とする）、同第10条は本大学院入学以前の修得した科目の読み替えの制度を設けている（24単位を限度とする）。

## 2. 教育活動

こうした規定により、毎年、入学者の数名が本学修学以前の既修得単位の認定を申し出ており、教務委員会による検討を

### (5) 履修指導等

本大学院では、4月開講当初に、教務主任による履修指導を実施しているほか、履修規程第4条に定めた「履修指導教員」制度に基づき、基礎学力の異なった学生へのきめ細かな履修指導を行うため、学生の出身学部や自己申告書などを参考に、教授会で履修指導教員を決定し、教員が担当する学生と個別に面接を行い、詳細な説明を行っている。また、後期開講前には、職業観に応じて別途、クラスター選択の方法と、事例研究とターム・ペーパーの関係について、詳しい説明を行っている。

また、原則として一般選抜入学者の進路に関しては、教授会において実務家教

経て、教授会において当該大学のシラバス等と照合しながら単位認定を行っている。

員を「進路指導教員」として配置し、各学生の特性や希望進路に応じた個別的指導を行うという「進路指導教員」制度を設けている。

こうした制度を通じて、各教員が、学生の求めに応じて、隨時、履修指導を行うだけでなく、普段から面会やメールを通じて院生の学習相談に乗り、助言を与える体制を、組織的に整備している。なお、便覧・シラバス巻末には各教員のメールアドレスを掲載し、また、教員によつてはオフィスアワーを設定するなどして、学生が、常時、各教員と連絡を取り、学習相談ができるように配慮している。

### 公共政策大学院履修指導担当者・進路指導担当者と受持人数

#### 履修指導教員一覧（研究者教員担当）

区分	22年度	23年度
伊藤之雄		6[7]人
小野紀明	5[7]人	
岡田知弘	5[9]	6[5]
唐渡晃弘	5[9]	6[7]
北村雅史	5[7]	6[6]
菊谷達弥	6[7]	
鈴木基史	5[7]	6[10]
土井真一	5[7]	7[5]
竹澤祐丈		7[5]
計	36[53]	44[45]

[ ]内の数字は、2年次学生数を示す。

#### ◎ 公共政策教育部履修規程（抄）

- 第4条 各学生に履修指導教員を付し、計画的履修、志望形成、その他の履修指導に当たらせるものとする。  
2 学生の進路選択及び実務研修等に関し必要があるときは、進路指導教員を付し、その指導に当たらせるものとする。

#### 進路指導教員一覧（実務家教員担当）

区分	22年度	23年度
翁邦雄	5[9]人	8[5]人
楠壽晴	6[10]	9[6]
小西敦	6[9]	11[6]
佐伯英隆	7[9]	9[7]
計	24[37]	37[24]

※ 職業人選抜入学者には、進路指導教員はついていない。ただし、申し出があれば、随时相談にのる旨、周知。また、[ ]内の数字は、2年次学生数を示す。

#### (6) 改善のための組織的な研修等

本大学院では、平成20年度より、学生による授業評価については、すべての授業科目について、前期・後期とも授業の最初3週目と終了時点の2回にわたって行い、授業の難易度、予習・復習、教員の授業の進め方・話しかけ方、講義が有意義であったか否かなど6項目を調査している。その結果は、当該教員に報告するとともに、外部評価委員会等の重要資料として活用している（資料8）。

また、これまで、授業等の改善については、その都度、FD委員会、教務委員会などで個別に検討し教授会で報告していたが、各種データの蓄積もでき比較が可能となってきたので、平成21年度より少なくとも年1回、全教員が参加する「FD会議」を開催している。平成22年10月28日開催のFD会議では、①学生の授業評価結果の分析、②科目別評価割合の分析、③学生による授業評価時の学生からの要望事項（授業で改善して欲しい点など）、平成23年6月23日開催のFD会議では、①学生の授業評価結果の分析、②科目別評価割合の分析、③進級要件についての検討、平成24年1月19日開催のFD会議では、①学生の授業評価結果の分析、②科目別評価割合の分析、③平成25年度以降のカリキュラムについて検討を行った。その結果は、カリキュラム改善に利用しており、組織的な改善に取り組んでいるところである。

なお、本大学院は、実務家教員を加えても専任教員12人という少人数規模の大学院であり、日々の教育・研究に時間を割かれることから、独自に研修会等を開催することが難しい状況にある。そのため、全学主催のシンポジウム（例年9月初旬）に関係教員が参加するほか、全学

委員会であるFD研究検討委員会に委員を参画させ、そこでの内容を教授会に報告させることによって、大学全体のFDに関しての情報を共有するようにしている。

#### [特色ある取組み]

本大学院には、職業人選抜や外国人特別選抜による場合はもちろん、一般選抜においても出身学部の異なる多様な学生が入学してくる。しかし、入学定員を40名に抑えたこと及び社会人や外国人も含むこの共同体に身を置くことによって、多元的な価値の並立を前提にして、それを尊重しつつ公共的な利益を勘案して合意を形成すること、つまり公共的に考えることの意義が、自ずと体得される。これは、複数のコースに分けて運営される大規模プログラムでは望みえない本大学院の特徴である。

そして、社会人と学部新卒者の相違、既修の学問分野、将来の志望職種等に対応して、入学時に教務主任による緊密なガイダンスを行うと同時に、履修規程第4条に基づき、教育部教授会の決定により入学時に学生一人ずつに履修指導教員を配置して、隨時教育上の相談に応じ、場合によっては生活指導にも対応している。また、とくに一般選抜合格者に対しては、1年次後期から、同じく教育部教授会において修了後の進路に関して実務経験のある専任教員を個別に進路指導教員として決定し、助言する体制を敷いている。このいわばマンツーマンの指導体制は、本大学院の大きな特徴の一つであり、高度専門職業人の教育に要請される学生の個性の尊重に適うとともに、京都大学の伝統である自学自修の精神を涵養する上でもきわめて有益である。

## 2. 教育活動

加えて、学期毎に修得できる単位数に上限を設けるキャップ制を設けることによって、学生が段階的かつ着実に学習することを促している。

このように、履修指導教員・進路指導教員を個別に配置することにより、日常的に学生の学習・進路相談等に対してきめ細かく対応する体制を整備しているほか、正規の教育課程とは別に、第一線で活躍中の実務家と直接接し、現場の臨床的な知識を学習させるために、随時、ゲストスピーカーによる講演会（6頁参照）やセミナーを開催することにより、公共的分野等の関心を高めさせ、かつ必要な倫理観を体得させている。

また、本大学院履修規程第14条は、成績評価を告知してから1月以内に学生から申し出があったときは、教員に必要な説明をすることを義務づけている。こうした措置は、成績評価のあり方を客観的に担保するための仕組みであり、特色ある取り組みと言える。

さらに、本大学院にとってインターンシップのもつ教育的意義は大きいが、平成23年度は、平成21年度、22年度と同様に、多くの学生を人事院主催の「霞が関」インターンシップに参加させたほか、平成21年度より、新たに三重県議会事務局に4名を参加させた。今後は、他の公的機関や民間組織でも実施できるよう準備を進めている（平成24年度からは、全国市町村国際文化研修所（JIAM）も派遣先となる予定である）。

他方、教育手法の開発という点では、実務家教員の貢献は大きく、専門職大学院に特徴的な事例研究（ケーススタディ）の多くの科目を担当する中で、専門職大学院の授業に相応しい教材の作成に努力し、本大学院における授業の成果を授業

資料や授業評価とともに『授業記録』として各年度冊子化したりして活用している。また、専門職大学院に求められる実務家による講演、セミナー等に関しても、実務家教員は力を発揮している。実務経験に基づく研究という点でも、実務家教員はそれぞれのテーマを追求し、それらの成果を研究会で報告するとともに雑誌論文等で発表しているが、さらに研究者教員を含めて審議会等で多くの委員を務めると同時に、各種研修会の講師を務めたり、一般市民向けの講演等を行ったりして、研究成果を社会に還元している。これは専門職大学院の重大な任務の一つであり、本大学院の貢献は大きい。

なお、産業界や学協会等のデマンドサイドとの連携は重要であり、本大学院でも平成22年1月15日に全国市町村国際文化研修所（JIAM）と連携して第1回セミナーを開催したところ100名を超える参加申込みがあり、その結果も『連携セミナー報告書』として纏められている。以後、会場を本学と JIAM（大津市）と交互に開催することとなり、平成22年度は本学、平成23年度は JIAMで開催し、その結果もそれぞれ『連携セミナー報告書』として纏められており、第4回となる平成24年度は本学の施設を使って開催準備（平成24年9月）を進めている。

### [点検・評価（長所と問題点）]

授業の方法等については、少人数規模の利点を生かした授業を行っており、授業計画やシラバスについても学生の予習・復習に配慮している。単位認定・成績評価についてもその基準を明確にし、非常勤講師を含む講義担当教員全員に「教務事項に関する手引き」（資料7）を配付

して、公平な評価を行っている。他の大学院における授業科目の履修等についても、規程を整備し、総合大学の利点を生かして聴講可能としているほか、本大学院修学以前のものについても、教授会で慎重に審議したうえで単位認定を行っている。

履修指導等についても、全学生に進路指導教員・履修指導教員を付してきめ細かな指導を行うなど、工夫を凝らしている。また、インターンシップの単位認定にあたっては、研修先に求めた評価書（勤務態度、作業処理、創造性、人間関係、その他自由記述など）をもとに、成績評価を行っている。

改善のための組織的な研修等についても、FD会議を設けるとともに、公共政策大学院外部評価委員会による評価を受けるなどして、積極的に対応している。このことは、平成20年度の学位授与機構の「中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果」において、教育方法の判定は、「期待される水準を上回る」旨

の判定を得、また、平成22年度に受審した公共政策系専門職大学院の認証評価結果においても、教育の方法に工夫がみられる旨の評価を得ている。

### [将来への取組み・まとめ]

インターンシップについては、その多くが中央の官庁・企業等で行われるため、参加学生の経済的負担が大きい。そこでインターンシップを充実させるためには、その負担を軽減させる必要がある。

なお、「霞が関」インターンシップにあっては、平成21年度から、人事院に代々木ユースホステルの斡旋を仰ぎ、年末の発表会への学生の参加旅費についても支援を得ることができたが、平成23年度は東日本大震災の影響で人事院による支援が中止となった。また、地方公共団体や民間機関へのインターンシップ参加者には経済的支援がなく、総長裁量経費や奨学寄附金など獲得し、経済的支援が可能となるよう努力したい。

### 3) 成果等

#### (1) 学位の名称

京都大学通則第55条の2は、専門職学位課程（法科大学院の課程を除く）を修了した者に修士（専門職）の学位を授与するものとし、京都大学学位規程の第1条第5項は、「修士（専門職）の学位を授与するに当っては、次の区別（医学研究科：社会健康医学、公共政策教育部：公共政策、経営管理教育部：経営学）に従い、専攻分野の名称を付記する」としており、教育内容に合致した適切な名称となっている。

#### (2) 学位授与基準

京都大学学位規程第9条は、本大学院の学位授与基準を定めており、これに則つて、履修規程第17条に修了要件を定め、教務委員会で修了要件を満たしているか否かを個別に審査したのち、最終的に本大学院修了予定者の合否判定は、教授会において慎重に行っているので、適切に学位を授与している。また、平成21年11月の教授会においてこれまでの経験を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを制定し、以降、毎年2月の修了認定時にはこの方針に沿った学生を輩出している。

#### 京都大学公共政策大学院学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

平成21年11月19日 教育部教授会決定

1. 所定の年限を在学し、本公共政策大学院が定めた教育の目的及び理念に基づき設定した所定のカリキュラムに従った教育を受けて、必修科目及び選択したクラスター科目の必要単位を含む所定の単位を修得することが、学位授与の要件である。
2. 本公共政策大学院が定めた教育課程の下で、公共的な役割を担うのにふさわしい各種の能力を確かに具備するようになったかどうかが、課程修了の重要な基準である。
3. 本公共政策大学院の教育目的及び理念に則って、優れた教養と深い専門的知見を備え、強い倫理的責任感に満ちた高度専門職業人となることが、課程修了に際して考慮されるべき重要な点である。

#### (3) 修了生の進路の把握

本大学院における、修了生の進路の把握については、事務的には毎年10月に2年次学生に対し、進路状況調査を実施し、教授会で報告するとともに、修了時点では、卒業後の進路状況調査票を各学生から提出させているので、次頁の表の通り、ほぼ完全に進路状況を把握している。しかも、本大学院では各学生に履修規程第4条第2項に定める進路指導教員を配置しており、各教員が担当学生と個別に面接を行うほか、授業の多くが少人

数であるため学生の特性や希望に応じたきめ細かな個別的指導を通して、学生の進路について正確に把握することができる。

修了生の進路状況については、公共政策大学院パンフレットに掲載するほか、ホームページなどでも公表している。平成19年3月に最初の本大学院修了者を送り出し、以降第5期生まで送り出したが、その修了後の進路は、次表の通りである。

修了者の進路状況一覧（復職を含む）（平成19年度～23年度）

(人)

進路先	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
国家公務員		10 [4]	10 [4]	12 [3]	13 [2]	9 [ 3] (中退者2名含む)
地方公務員		3 [2]	11 [7]	10 [6]	10 [4]	8 [ 3]
公的機関・マスメディア等		5	5 [2]	11 [1]	6	8
民間会社等		12 [ 1]	11 [ 1]	6 [ 1]	13 [ 4]	12 [ 4]
博士後期課程進学		4	2	—	1	2
その他		1	2	3	7	1
合 計		35 [7]	41 [14]	42 [11]	50 [10]	40 [10] (中退者2名含む)

[ ]内は復職者数を示し、内数。

修了者の主な進路先一覧（復職を含む）（平成19年度～23年度）

(人)

国家公務員	人 数	地方公務員	人 数	公的機関・マスメディア等	人 数	民 間 等	人 数
衆議院事務局	1	京都府	4	日本銀行	2	伊藤忠商事	3
国会議員政策担当秘書	2	滋賀県	1[1]	日本原子力研究開発機構	1	(株)商船三井	2
会計検査院	2[2]	滋賀県議会政策秘書	1	中小企業基盤整備機構	1	三菱商事	2
国立国会図書館	1	大阪府	2[1]	海洋開発機構	1	三菱東京UFJ銀行	2
内閣府	2	兵庫県	3[2]	新エネルギー・産業技術総合開発機構	1	住友信託銀行	2
公正取引委員会	2[1]	奈良県立大学	1[1]	日本政策投資銀行	2	日本公営(株)	2
警察庁	2	和歌山県	2[2]	国際協力銀行	1	富士通(株)	2
総務省	8[3]	三重県	2[1]	ゆうちょ銀行	2	丸紅(株)	1
東京地方検察庁	1[1]	愛知県	1[1]	かんぽ生命保険	1	第一生命	1
外務省	2	富山県	1[1]	農林中央金庫	1	日本生命	1
財務省	4[1]	福井県	1[1]	日本政策金融公庫	1	中央三井トラストグループ	1
財務省(税関)	2[1]	石川県	1	NHK	1	日興コーディアル証券	1
国税庁	1	東京都	4	読売新聞社	1	メリルリンチ日本証券(株)	1
文部科学省	2[1]	千葉県	1	朝日新聞社	1[1]	国際石油開発帝石(株)	1
厚生労働省	5	長野県	1	共同通信社	2	(株)三笑堂	1
農林水産省	2	山口県	1[1]	日本経済新聞社	1	南海電気鉄道(株)	1
経済産業省	1	福岡県	4[4]	西日本新聞社	1	(株)日本電気	1
国土交通省	2	鹿児島県	1	(株)大和総研	2	(株)日立製作所	1
海上保安庁	1[1]	京都市	1	サーバイリサーチセンター	1	アクセンチュア(株)	1
環境省	1	草津市	2[2]	西日本旅客鉄道	1	飯野海運	1
防衛省	6[2]	長岡京市	1[1]	九州電力	2	イノベーショントラスト	1
金融庁	2[2]	大阪市	1	あらた監査法人	1	イオン(株)	1
金融庁	2[2]	大阪市	1	あらた監査法人	1	イオン(株)	1
韓国・企画予算処	1[1]	堺市	1[1]	あささ監査法人	1[1]	中国万科(株)	1

## 2. 教育活動

国家公務員	人 数	地方公務員	人 数	公的機関・マスメディア等	人 数	民間等	人 数
中国国家公務員	1	敦賀市	1[1]	(株)大阪証券取引所	1	キャタピラージャパン(株)	1
		名古屋市	1	中日本高速道路(株)	1	オンワード樫山	1
		熊谷市	1	東京大学	1	(株)三笑堂	1
		いわき市	1[1]	私立甲陽学院 高等学校	1	(株)大成建設	1
				中華人民共和国 中央テレビ	1	(株)タケツ プロデュース	1
				大韓貿易投信 振興公社	1[1]	電通ヤングアンド ルビカム	1
						日本IBM(株)	1
						マキンゼー & カンパニー	1
						ブリティッシュ・メリ カン・タバコ・ジャパン	1
						(株)ビジネスフレイン 太田昭和	1
						上記以外	6[ 3]
						松下政経塾	3[ 3]
						政治家 後援会事務所	1[ 1]
						自営	4[ 4]
計	54[16]		42[22]		35[3]		55[11]
総 計				186[52]			

[ ]内は復職者数を示し、内数。

### (4) 教育成果の測定

本大学院では、学生のニーズへの対応は、履修指導教員・進路指導教員の制度により個別的に学生の意見聴取を行う仕組みを探っているが、さらに23頁「(6) 改善のための組織的な研修」の項でも述べた通り、学生による授業評価を全科目について、前期・後期とも各2回行い、授業の難易度、教員の授業の進め方・話し方などの項目を調査するとともに、自由記述欄を設けて満足度や学習環境に関する意見を聴取することによって、教育成果を測定することにしている。さらに、この結果は、教育部教授会構成員が全員参加するFD会議で検討し、併せて本大学院外部評価委員会にも報告して意見を求め、指摘事項については改善しているので、適切に運用されている。

なお、修了生の進路状況という点から見ると、中央省庁、自治体から派遣され、

復職した者も含めた修了者全体のうち、国家・地方公務員のほか、マスコミやシンクタンク、公共的色彩の強い民間会社に進んだ者は多い。したがって、狭義の公務員のみならず公共的な職務に従事する高度専門職業人を養成するという本大学院の任務に十分に応えるものとなっている。

また、インターンシップでは、単位認定のため、派遣先より評価書((勤務態度、作業処理、創造性、人間関係、その他自由記述など)の提出を求めているが、どの派遣先からも高い評価を得ており、「霞が関特別講演」時における財務省等幹部の話、福岡県知事講演会での話の中、さらには、講演会終了後の担当講師との懇談の席においても、一般選抜修了者並びに職業人選抜修了者の能力に関して高い評価を与えられる旨聞かされており、

これは本大学院の教育成果の結実であると考えられる。

### [特色ある取組み]

本大学院では、学生談話室に投書箱を設置しており、これまで13件の要望（『京都大学公共政策大学院 自己点検・評価報告書 第2号』、27頁参照）が提出されたが、そのつど教授会に報告し、学生の要望・改善事項の共有化を図るとともに、迅速な対応をしている。また、平成22年度・23年度は、月1回程度、研究部長室で懇談の場を設けたので、投書箱への投書はなかった。懇談の席で寄せられた学生の意見は、教授会等に報告するとともに、例えば、新規開講科目の要望に対しては教務委員会で検討の上、次年度のカリキュラムに反映させるなどしている。

また、第5期生が修了時（平成24年3月10日付け）に、①履修システムに関する提言、②講義内容に関する提言など数項目にわたる改善・要望事項の提案があったので、新年度早々のFD会議並びに関係委員会に付託し、検討することとしている。

さらに、平成21年1月に同窓会組織「鴻鵠会」が発足したことに伴い、研究部長・歴代研究部長、実務家教員1名が顧問となる一方、毎年、新入生歓迎レセプションや学位授与修了式後の懇談会席上には同窓会幹部を招き、近況報告が行われるなど、本大学院が修了後もそうした組織との連携を深める取組みの一つである。

### [点検・評価（長所と問題点）]

本大学院における学位の名称、学位授与基準は、それぞれ京都大学通則、京都

大学学位規程に明記され、教授会の議を経て適切に授与している。修了生の進路の把握に関しても、在学中に進路調査を行うほか、修了式当日にも進路調査を実施し、ほぼ完全に把握している（27頁参照）。このことは、入学時の教務主任による履修指導はもとより、各学生に付した履修指導教員による日常的な面接指導、一般選抜入学者に対する実務家教員による進路指導の体制が、奏功していることを示しており、満足すべきものと評価できる。

進級要件があることから、1年次から2年次への進級の度合いも問題になるが、これまでのところ、進級できなかつた者は、留学その他の理由を除くと、平成19年度・21年度・22年度各1名、23年度2名であり（20年度はなし）、いずれも勤務上の理由による留年であるから、とくに問題視すべきものではないと考える。

なお、平成20年度の学位授与機構の「中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果」において、学業の成果の判定は、「期待される水準にある」旨の判定を得、また、平成22年度に受審した公共政策系専門職大学院の認証評価結果においても教育効果の測定は、適切に運営されている旨の判定を得ている。

### [将来への取組み・まとめ]

収容定員が多いと、修了生の進路把握が難しいという場合もあるが、幸い、本大学院は、1学年40名という小規模定員の利点を活かして、これまで通り、事務部並びに進路指導教員等による積極的な活動を通じて修了生の進路の把握に努めたい。

### 3. 入学者選抜

#### 1) 定員管理

本大学院の入学者の定員管理については、京都大学通則第35条、別表第2項に入学定員40名、収容定員80名と規定されている。これにより、毎年度はじめに教授会において次年度の入学者定員を審議（一般選抜30名程度、職業人選抜10名程度、外国人特別選抜若干名）・決定し、収容定員と入学者の増減が著しくならないよう定員を管理している。また、毎年度の文部科学省の実態調査などにも在学状況を報告しており、外国人特別選抜入学者を除いた在籍学生数は、収容定員の80%以上120%未満を維持しているので、適切に管理されているものと判断できる。

#### 2) 学生の受け入れ方針等

本大学院では、公共政策分野における高度専門職業人を目指す大学学部卒業生を対象とする「一般選抜」、すでに広く公共政策に関わる業務に携わっており、

より専門性の高い能力を習得しようとする者を対象とした「職業人選抜」、公共政策分野における高度専門職業人を目指す外国人や、すでに広く公共政策に関わる業務に携わっており、より専門性の高い能力を習得しようとする外国人を対象とした「外国人特別選抜」を実施している。

一般選抜では、専門的な学識を問う筆記試験及び口述試験、職業人選抜及び外国人特別選抜では専門的な学識を問う筆記試験及び出願時に提出させた自己申告書等を踏まえた口述試験を組み合わせた総合的な方法により選抜を行っている。

また、教育目的に沿って求める学生像や入学者選抜の基本方針を記載した入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、教育部教授会において慎重に審議・決定した上で、いずれの学生募集要項の冒頭に明記し、ホームページでも公表することによって、その周知を図っている。

#### 京都大学公共政策大学院アドミッション・ポリシー

京都大学公共政策大学院（大学院公共政策教育部専門職学位課程）は、中央・地方レベルにおける国内行政および立法機関、国際機関、NPO/NGO、シンクタンク等の職業に従事する者のほか、一般企業において公共的な業務に携わる者など、公共政策分野の高度専門職業人、すなわち、優れた教養と公共政策の立案・遂行・評価に必要な専門的知識を有し、高い倫理的責任感を備えた人材を育成することを教育目標とし、この教育目標を実現するために、公共政策分野における理論的知見と実務的素養を架橋し、さらに実務における総合的能力と専門的能力との結合を旨とするカリキュラムを提供する。

本大学院は、公共政策分野における高度専門職業人を目指す大学学部卒業生や、すでに広く公共政策に関わる業務に携わっており、より専門性の高い能力を習得しようとする職業人など多様な人材を受け入れる。そのために、専門的な学識を問う筆記試験や、自己申告書等を踏まえた口述試験を組み合わせた総合的な方法により選抜を行う。本大学院においては、相互の刺激と切磋琢磨を通じて、公共政策に携わる使命感の共有と、今日の公共政策担当者に求められる実践的知識と長期的、総合的視点の獲得を期待する。

#### 3) 入学試験の実施体制

本大学院では、教育部教授会で公共政策大学院入学試験規程を制定しており、教授会の下に入試委員会を設置して、出

題・採点委員の選出、試験問題の作成・管理等について厳正かつ適切に行い、試験の円滑な実施を図るとともに、多様か

つ意欲的な人材を集めるように配慮することとしている。そのため、毎年、これらについて教育部教授会の議を経るとともに、提出書類、筆答試験及び口述試験の成績等を総合的に判定して、入試委員会で合格者の原案を作成し、教育部教授会において厳正な審議の下に決定している。

また、主な対象を一般選抜志願者と職業人選抜志願者に分けて、毎年入試説明

会を実施している（平成23年度は6月30日と11月13日に実施した）。とくに後者は週末に開催して、有職者の便宜を図っている。また、平成20年度～24年度入学に実施した入学試験の結果は、下表の通りである。

なお、入試説明会等の内容については、各年度の本大学院パンフレットや京都大学大学院案内などに掲載され、ホームページ上でも公表している。

京都大学公共政策大学院入学試験結果概要（平成20年度～24年度）

区分	出願者	合格者	入学者	合格最高点	合格最低点
平成20年度	一般選抜	107	36	32	280.5
	職業人選抜	19	11	11	150.0
	小計	126	47	43	—
	外国人特別選抜	10	4	3	265.0
	合計	136	51	46	—
平成21年度	一般選抜	138	33	32	275.5
	職業人選抜	16	12	12	152.0
	小計	154	45	44	—
	外国人特別選抜	13	5	5	259.0
	合計	167	50	49	—
平成22年度	一般選抜	159	34	23	275.5
	職業人選抜	16	12	11	145.0
	小計	175	46	34	—
	外国人特別選抜	12	2	2	257.0
	合計	187	48	36	—
平成23年度	一般選抜	155	36	32	271.5
	職業人選抜	11	7	7	142.0
	小計	166	43	39	—
	外国人特別選抜	9	5	5	284.0
	合計	175	48	44	—
平成24年度	一般選抜	127	37	29	272.0
	職業人選抜	18	11	11	145.0
	小計	145	48	40	—
	外国人特別選抜	5	1	1	243.0
	合計	150	49	41	—

\*各年度とも、一般選抜は400点満点、職業人選抜は200点満点、外国人特別選抜は400点満点である

#### 4) 研究生・聴講生等の受入れ

本大学院は、公共政策の専門職大学院としての特色を活かして、研究生・聴講生・科目等履修生などを積極的に受け入

れるため、特別に規定を設けているほか（履修規程第13条・14条参照）、専任教員の指導にかかる日本学術振興会特別研

### 3. 入学者選抜

究員を受け入れ、法学・経済学両研究科との連携の下に、研究室を提供するなど、研究環境の整備と学生支援にも努めている。

る。

平成20年度～23年度については、以下の表のとおりである。

日本学術振興会特別研究員・研究生・聴講生等の受け入れ状況

年 度	学術振興会特別研究員	研 究 生	聴 講 生	科目等履修生	(人)
20年度	2	2(2)	2	1	
21年度	0	1(1)	1	1	
22年度	1	1(1)	1	3	
23年度	2	0	2	0	

注：（）内は、外国人を示し、内数。

#### [特色ある取組み]

本大学院では、一般選抜（募集定員30名程度）、職業人選抜（募集定員10名程度）のほか外国人特別選抜（募集定員若干名）を実施しているので、法学部・経済学部卒業生以外に、理学部・農学部・工学部・総合人間学部・医学部・教育学部卒業生など多様な学生が入学している。

また、前述のように、大学院説明会を一般選抜と職業人選抜に区分けし、学生募集の方針等を説明しているが、その後、質疑応答の時間を設けるとともに、入学後どのような環境で勉学に励めるかの指標とするため、施設見学も実施している。なお、施設見学終了後、説明会参加者と在学生有志による意見交換の場が持たれていることも、特筆に値する。

一般選抜においては、いわゆる「足切り」は行わず、英語能力の素養を問う筆答試験を課した後、入学定員の2倍程度の上位得点者について口述試験を行い、入学者を決定している。また、過去に出題された問題は公表している。

加えて、本学の入学手続き時期が翌年の3月ということもあって、一般選抜の平成22年度入試において、入学辞退者が11名あり、実質、募集人員を下回つ

たので、平成23年度入試より、合格者説明会を12月に東京と京都で開催し、入学に向けての準備、入学後の教育内容など説明を行った結果、23年度、24年度は定員を満たす入学者を確保できた。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

上に述べたように、出題・採点、入試監督者を含めて入試委員会を中心に素案を作成し、教育部教授会に諮るという適切な実施体制を敷き、公正に試験を実施した上で、教育部教授会において合格者を決定している。

その際、筆記試験の成績に加えて、一般選別及び外国人特別選抜の場合には口述試験において確認した目的意識や倫理観等を勘案し、職業人選抜の場合には職業経験を勘案して、総合的に入学者を決定してきた。その結果、最終的な入学者数は、ほぼ入学定員数と等しいものとなっている。

また、外国人特別選抜においては、受験科目を1科目しか課していないので、科目間の得点の均衡を保つために、平成22年度入試より、受験者数の少ない科目（「経済数学」）を外すこととした。

以上の点から、本大学院における入学

者選抜は、適正かつ厳格に行われているものと判断できる。

#### [将来への取組み・まとめ]

平成 22 年度の職業人選抜の入試説明会において、参加者が募集定員とほぼ同数であり、再募集の可能性も残されたが、

幸いにも、願書受付時には募集定員を超えることとなった。

なお、こうした変動が見込まれることから、職業人選抜における募集定員の表示方法を平成 23 年度入試より「10 人程度」と付すこととした。

## 4. 教員組織

### 1) 専任教員数

本大学院は、法令上、実務家教員を含めて10人を配置する必要があるが、研究者教員8名、実務家教員4名（うち、「みなし専任」の特別教授2名）、計12名の専任教員が配置されており、基準を満たしている。

講座編成としては、現在、法学研究科及び経済学研究科から割愛により配置換えとなつた8名の研究者教員を擁する公共政策第一講座、及び実務経験を有し、3年の任期で採用した2名の教員を有する公共政策第二講座から成り、これに特別教授2名を加えた12名の教員によって教育部教授会を構成している。

現在の教員は、両研究科から移籍した研究者教員8名〔教授7、准教授1。公共政策第一講座に所属する〕と、3年任期で採用する実務経験のある教員2名〔教授2。実務家教員として、公共政策第二講座に所属する〕に加えて、専門職大学院設置基準第5条第1項の定め（いわゆる見なし専任）に基づいて採用している特別教授2名の合計12名であり、設置基準の10名を超える教員を専任教員として配置している。

なお、これら12名の教員は、全て本大学院の専任教員であり、他研究科を兼任していないので、法令を遵守している。

### 2) 専任教員としての能力

本大学院では、教員の人事に関しては、研究部長ないしは教授会構成員の発議により、教授会の下に置かれる常設の人事委員会に付託され、人事委員会で調査委員3名が選定される。調査委員は、教育目的に沿った人材を教授会に推薦するた

めに、科目適合性・教育効果等を考慮して、研究業績、教育歴、人物、高度の指導能力を有しているかなどを調査し、その内容を人事委員会に報告し、最終的に教授会で審議し、可否投票により決定しているので、適切に行っている。

なお、本大学院設置以降、設置母体の法学研究科及び経済学研究科との人事交流による後任補充、あるいは退職等に伴う補充が行われているが、いずれの教員においても、教育目的に沿った人材を確保しており、大学設置・学校法人審議会による資格審査を受けたとすれば、全員◎の判定がなされるものと確信している。

### 3) 実務家教員

他方、実務経験を有する教員の必要配置数は3名であるが、4名（特別教授2名を含む）を配置しており、基準を満たしている。その人事については、公共的部門における高度専門職業人の育成という本大学院の設置目的にそって、5年以上の実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有する者の中から、人事委員会において科目適合性等を考慮して慎重に人選した後、人事教授会において審議・決定している。その担当科目はその経験に照らして、年度ごとに、教務委員会の議を経たうえで教育部教授会において決定している。また、これらの実務家教員4名は、本学就任以前より専任教員として京都大学、東京大学、一橋大学、中央大学等の大学院の専任教員等として大学院学生の教育に従事しており、そのうち2名については、本学就任時に大学設置・学校法人審議会による資格審査（平成17年8月）においても適格性を認められ

るなど、実務家教員としての能力は、十二分に有していると判断できる。

#### 4) 専任教員の分野構成・科目配置

本大学院の教員組織については、大学院設置以来少し変動があるが、現在は、公法学、政治学、政治史、国際政治経済分析、商法、経済政策、歴史・思想分析を専攻する研究者教員と、金融政策のマクロ経済分析・予算と政策分析・通商政策・地方自治法制を専門とする実務家教員から成っている。

このように専任教員の構成は、専門職大学院において授業を担当する者として適切な専門領域と科目適合性を慎重に検討するとともに、豊かな研究及び教育の経験を求めた結果であり、科目配置も含めて適切なものとなっている。

#### 5) 教員の構成

教員の構成としては、上に述べたように、適切な専門領域と科目適合性を慎重に検討した結果であるとともに、豊かな研究及び教育の経験を求めた結果として、特定の範囲の年齢に著しく偏ることなく、50歳未満3人、51-55歳3人、56-60歳5人、60歳以上1人の構成となっており、50歳代を多く擁する適切な年齢構成となつ

ている。

#### 6) 教員の募集・任用

未だ歴史の浅い公共政策系専門職大学院として適切な専門領域と科目適合性に合致した人材を公募制により確保するのは難しい。このため、前頁「2) 専任教員としての能力」の項でも述べたとおり、研究者教員の人事にあっては、研究部長ないしは教授会構成員の発議により、教授会の下に置かれる人事委員会の中に選考委員会を設置し、3名の調査委員を選定している。調査委員は、教育目的に沿った人材を教授会に推薦するために、科目適合性・教育効果等を考慮して、研究業績、教育歴、人物、高度の指導能力を有しているなどを調査し、その内容を人事委員会に報告し、最終的に教授会で審議し、可否投票により決定している。

他方、実務的な知識を教授する実務家教員に関しては、「公共政策第二講座の教員の任用に関する内規」、「公共政策大学院特別教授及び特別准教授の任用に関する内規」に基づき、教育目的に沿った人材を確保するとともに、最新の知識を教授することが可能になるように、任期制を採用している。

#### 京都大学教員の任期に関する規程〔抄〕

第2条 法第5条第1項の規定に基づき任期を定める教員は、法第4条第1項第1号の規定に該当する職に就ける場合にあっては別表第1に掲げる教育研究組織の職に、〔中略〕雇用されるものとし、当該教員の任期及び再任の可否はそれぞれ同表に定めるとおりとする。

別表第1（抜粋）

部局名	公共政策連携研究部
教育研究組織の名称	公共政策第二講座
任期	教授・准教授・講師 3年
再任の可否	可 ただし、2回限り

### [特色ある取組み]

任期を付された実務家教員と研究者教員からなる専任教員は、専門職大学院における教育を適切に行うために相互に啓発し合うと同時に、学生による授業評価や外部評価委員会委員による厳しい点検・評価を定期的に受けている。

とくに研究者教員にあっては、任期制は導入されていないが、「京都大学における教員評価の実施に関する規程」に基づいて、教育、研究、教育研究支援、組

織運営、学外活動・社会貢献の各項目について、3年ごとに自己点検・評価を行うものとされ、第1回目（平成20年度）は、平成21年3月に、第2回目（平成22年度）は、平成23年6月に本評価が行われた。

なお、将来的には、自己点検・評価を処遇面に反映させるべく、検討されているところである。

### 京都大学における教員評価の実施に関する規程（抄）

#### （教員評価の実施）

第2条 本学における教員評価は、3年ごとに、前年度の末日を基準日として実施する。

#### （教員評価の対象）

第3条 教員評価の対象となる活動は、基準日以前の3年間における次の各号に掲げる活動（以下「教員活動」という。）とする。

- (1) 教育
- (2) 研究
- (3) 診療
- (4) 教育研究支援
- (5) 組織運営
- (6) 学外活動・社会貢献

2 教員評価の対象となる者は、教授（国立大学法人京都大学教職員就業規則（平成16年達示第70号）により雇用される者で、前条の基準日を含めて3年以上その職にあるものに限る。）とする。

### [点検・評価（長所と問題点）]

平成21年4月には実務家教員4名のうち、欠員の1名を新規に補充し、2名を再任、1名を新規に任用した。平成23年9月の人事教授会において、実務家教員4名の再任を決定し、平成24年度以降の教育体制を整えた。研究者教員についても、平成22年4月に3名、23年4月に2名を法学研究科と経済学研究科との人事交流を行うなど、迅速な教員組織の充実に努めており、充分に評価できるものとなっている。

なお、平成20年度の大学評価・学位授与機構による「中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果」において、

研究活動の状況並びに研究成果の状況の判定は、「期待される水準にある」旨の判定を得、平成22年度に受審した公共政策系専門職大学院の認証評価結果においても教員組織は、適切に運営されている旨の判定を得ている。

また、科学研究費補助金の採択件数をみても、平成19年度、20年度では「基盤研究B」、「基盤研究C」各1件であったが、22年度は「基盤研究B」3件、「基盤研究C」2件、「特別研究員奨励費」1件、分担研究は「基盤研究A」2件、「基盤研究B」「基盤研究C」各1件、23年度は「萌芽研究」1件、「基盤研究B」

3件、「基盤研究C」2件、「特別研究員奨励費」3件、分担研究は「基盤研究A」「基盤研究B」各1件となっており、それぞれの学問領域での研究成果が着実に現れている。

#### [将来への取組み・まとめ]

歴史の浅い専門職大学院における教員

組織については、なお試行錯誤の段階にあるが、本大学院では、研究者教員を中心これまでの専門的な研究活動を継続し発展させるとともに、設置母体の法学研究科及び経済学研究科と密接に連携しつつ、教育効果のあがる教員組織を維持することしたい。

## 5. 研究活動

### 1) 研究活動の目標

公共政策大学院は、公共的な部門で活躍する高度専門職業人の養成を目的とする専門職大学院であり、なによりも教育を重視している。

しかしながら、連携研究部がそれと併せて設置された理由は、以下に掲げた設置計画書の記述が示しているように、一

方において、法学・経済学両研究科において推進されてきた学術研究の成果を教育に反映させること、他方において、専門職大学院において開発・教授される実務的な知識を両研究科における研究へとフィードバックすること、の2点を円滑に推進するための組織であることに存する。

#### 大学院等の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類（抄）

##### 2. 人材養成に相応しい組織形態—教育部と連携研究部（抜粋）

「公共政策教育部」と併せて「公共政策連携研究部」を組織することは、教育及び研究の両面にわたって重要な意味を有する。京都大学における高度専門職業人の養成は、単なる職業資格を得るための実践的授業に終始することや、試験合格や日常業務のノウハウを伝授することとはまったく異なる性格をもつことは、当然である。長期的な視野に立って問題の所在を探査し、真に公共的な利益の何たるかを判断し、また履行された政策を客観的に評価する能力を備えた人材を養成・供給することこそが、本大学院に課せられた使命である。

こうした使命に応えるためには、基礎的ならびに先端的分野の双方を専攻する研究者教員の達成した研究成果を、実務家教員との密接な連携の下に、教育に反映させることが求められる。また、従来から両研究科において研究されてきた対象領域は、きわめて関係の密接な隣接学問領域であり、とりわけ今日では「法と経済」「政治経済学」「国際政治経済」「公共経営」「公共哲学」など、学際的な研究分野が急速に発展しつつある。

こうした分野における第一線の研究者を擁する両研究科にとって、連携研究部を通して本大学院の運営に関わることは、教育のみならず研究の面においてもきわめて積極的な効果を生むことが期待できるのである。京都大学における高度専門職業人養成は、研究という地盤の上にはじめて成立し、相互に発展していくものであり、本大学院の組織形態は、それを円滑に進めることを目的として設計されている。

### 2) 研究活動の状況

法学・経済学両研究科の専任教員が移籍して構成員となる連携研究部としての性格を有する本大学院では、研究者教員は、基本的にそれまでの研究活動を継続しつつ、専門職大学院としての教育活動に従事している。

他方、本大学院は、教育を主たる任務とする組織であり、連携研究部それ自体としての研究は限られた範囲で行われるが、専門職大学院という特性から、その教育手法の研究・開発が第一の課題となる。

まず、専門職大学院における教育手法の開発に関する研究に関しては、平成

18年度～21年度文科省等専門職大学院教育推進プログラムが計画されていたが、いずれのプログラムも公共政策系大学院には応募資格がなく、学内経費（総長裁量経費）によるところが大である。

「2) 教育方法等」の項でも述べたとおり（14頁参照）、平成20年度下期には「地域再生・活性化政策の比較予備調査」という表題で総長裁量経費に申請し、4,100千円が措置された。このプロジェクトでは、実務家教員を擁する利点を生かして、地域再生・活性化及び地域格差の是正等に取り組んでいる中央省庁や自治体を対象に、担当職員に対する面接調

査や住民へのアンケート調査を学生参加のもと実施すると同時に、これらの組織と連携する体制を構築し、『地域再生・活性化政策の比較予備調査報告書』として纏めた。

平成23年度上期には「大学院生を主体とした東日本大震災復興政策研究および提案活動への支援事業」という表題で総長裁量経費に申請し、3,300千円が措置された。このプロジェクトでは、大学院生が主体となって、夏季及び冬季休業中を利用して、3つのテーマに絞って、仙台市・気仙沼市・石巻市で聞き取り調査を実施し、今後の課題や提案として『～東日本大震災～震災復興政策に関する調査・研究報告書』として纏めた。

なお、全国に70余の政策系大学院・専攻・学部が設置されているが、科学研 究費補助金の申請区分に「政策研究」の区分がなく、既存の社会科学分野から申請せざるを得ない状況であり、博士(政策科学)や博士(総合政策)の研究者の数も多くなってきたので、政策研究ネットワークでは、平成21年9月12日に「政策系大学院研究科長・学部長会議」を開催し、文部科学省や日本学術振興会に、新たに「政策研究」の区分を設けるよう、働きかけたところであるが、未だ実現に至っていない。

公共政策大学院は、「理論知と実践知の融合」を基本方針として、政策立案、決定、執行、評価過程のシミュレーション学習、講義・セミナーでのプレゼンテーションや討論による能力育成に努めている。そのためには、討論の過程を大画面で逐時表示し、さらに討論を重ねることや、同時通訳システム等の設備を備える空間で情報や意見の交換と教育を行うことが必要不可欠であると考えてきた。そ

こで、平成18年度に措置された「特別教育研究経費」により、平成19年3月に本大学院専用施設であるRPG室——政策立案・決定・執行過程のシミュレーション学習、講義・セミナーでのプレゼンテーションや討論による能力育成を目的としたプロジェクターとAV機器からなる設備を備えたロールプレイング室をいう——の拡充のため、平成21年度に大型設備費を要求したところ、25,104千円(目的積立金)が措置され、これにより、第2 RPG室に同時通訳サブシステム1式、多地点中継配信サブシステム1式、第1 RPG室及び第3演習室にAVサブシステム1式、第1講義室に配信サブシステム1式を導入し、これら4室(総計130席)が同時に双方向で会議が可能となり、専門職大学院に相応しい実践的高度教育設備を設置することができ、当初予定の教育設備はほぼ整ったといえる。

他方、専門職大学院における教育手法に関する実験的な授業として特徴的な点を列挙すると、以下の通りである(平成22年度、23年度「学生便覧・シラバス」参照)。

#### ① 双方向的な授業

「2) 教育方法等」の項でも述べたとおり(14頁参照)、前・後期を通じて、必須科目の「公共政策論」でも最大履修登録者数は50名以下で、選択科目の45人、43人、40人、33人、30人の5科目を除けば20~29人が9科目、20~10人が28科目、10人未満が59科目である。また、展開科目・実践科目・事例研究の多くの科目が演習形式の授業となっており、教員・学生間で活発な質疑応答が行われ、それ自体が新しい教育手法の開発に資している。

② 複数教員の共同授業

「財政システム」「省庁間関係」「地方行政実務」「グローバルガバナンス」等が2名以上の教員による授業であり、事例研究「省庁間関係」「地方行政分析」「NPOの理念と活動分析」といった研究者教員と実務家教員が相互に意見を交換しながら進める授業もある。いずれも、実務と研究の架橋が求められる専門職大学院の授業にとって重要な意義を有する。

③ インターネット活用授業

「Contemporary Issues 2」「Professional Writing」、「文教科学政策」といった科目でインターネットを活用している。学生は、授業の場以外でも LAN と接続された自習室においてこれらの科目の予習、復習を行うことによって、情報化社会における実務に関する技術や知識を得ることができる。

④ インターンシップ

これは専門職大学院における重要科目である。本大学院では平成18年度に試行を行い、19年度に本格的に実施、平成20年度は14名、21年度は16名、22年度20名、23年度21名が参加し、霞が関インターンシップにあっては、毎年12月には人事院主催の発表会が行われており、発表会には、教員も参加し、評価を行っている。派遣先の拡充が求められているが、21年度からは新たに三重県議会事務局を派遣先として開拓した。さらに、平成24年度からは、JIAM も派遣先となる予定である。

以上の授業を通して得られた知見は、

教務委員会、FD 委員会、評価・広報委員会における審議材料として活用し、次年度カリキュラム作成作業に反映させている。

外国の研究・教育機関との連携としては、平成20年5月及び21年5月に韓国のトップクラスのシンクタンクである世宗研究所の訪日団、あるいは平成20年7月は中国・浙江大学の訪日団、21年3月は中国・上海財経大学他中国専門職大学院の教員訪日団を受け入れ、意見交換を行った。

平成23年9月に世界銀行法務部と法学研究科及び本大学院との三者で学術交流協定を締結し、世界銀行でのインターンシップが可能となった。

このように、徐々にではあるが、海外交流の成果を挙げつつある。

教育手法の開発という点では、とりわけ実務家教員の貢献は大きい。専門職大学院に特徴的な事例研究（ケーススタディ）科目の多くを実務家教員が担当しており、これらの科目における教育手法を開発するために試行錯誤を重ねるとともに、専門職大学院の授業に相応しい教材の作成に努力している。

そのうち1名は、本大学院における授業の成果を金融政策に関する浩瀚な書物にまとめているが、これは、大学院レベルにおける教科書であると同時に、研究書としても最先端の水準を示している。専門職大学院に求められる実務家による講演、セミナー等に関しても、実務家教員は力を発揮している。

他方、実務経験に基づく研究という点でも、各実務家教員がそれぞれのテーマを追究しており、「金融危機と家計」「日本銀行法改正による政策形成過程の変化」「公共政策をどう学ぶか」「政策評価の活

用に向けて」といった成果を研究会で報告するとともに雑誌論文等で旺盛に発表している。

このような研究成果について、実務家教員は、審議会等で多くの委員を務めるとともに、研修所の講師を務め、一般市民向けの講演をすること等により、社会に還元している。これは専門職大学院が有している重大な任務であり、この面においても実務家教員の貢献には大きなものがある（「10. 教員の個人活動」参照）。

### 3) 研究活動の展望

先にも述べたように、専門職大学院である本大学院は、基本的に教育を主たる任務とする組織であることから、連携研究部それ自体としての研究は、限られた範囲で行われるにとどまる。

しかし、そのことを前提としても、研究活動として注目すべき分野がある。それは、第一に、きわめて社会的意義の高い実践的テーマに関して、個々の教員の研究を組み合わせて本大学院が組織的に行う研究であり、第二に、歴史の浅い専門職大学院における教育手法に関する研究・開発である。

この観点から、個々の専任教員が各自担当している授業の内容に関わる研究を引き続き遂行していくことは言うまでもないが、今後は、ますます、それらを総合するとともに実務家教員の知見も取り入れながら、社会的意義の大きいテーマに関する本大学院に相応しい研究を実現していくこと、とくに原理的な思考に裏付けられた政策的提言を行うことが求められるであろう。

他方、前記のように教育手法に関して積み上げた成果を教育現場に反映させる努力を継続すると同時に、それらを専門

職大学院全体に還元していく努力も必要であると考える。

### [点検・評価（長所と問題点）]

本大学院は、研究者教員8名と、実務家教員4名、計12名の小規模大学院ではあるが、その研究状況について主要なものを述べると、以下のとおりである。

すなわち、これまで誰も書けなかった伊藤博文の本格的評伝で、4度の首相を務め、君主機関説的憲法を作り、将来的にイギリス風の立憲政治の確立を目指した全生涯を、一次史料に基づいて描き切った、伊藤之雄教授の単独著『伊藤博文』（講談社、606頁、平成21年）、従来の高度成長研究を、地域経済論の視点から塗り替えて、新たな歴史像を提起した岡田教授の『高度成長の時代2 過熱と搖らぎ』（大月書店、共編著、2010年12月）、真渕教授の制度記述と実態分析のそれぞれについて充実した記述を行い、双方のバランスにも十分に配慮した日本で最初の行政学の大系書である『行政学』（有斐閣、単著、2009年4月）、実務家教員である翁教授が1980年代以降の金融政策の枠組みの国際的潮流を分析した『ポスト・マネタリズムの金融政策』（日本経済新聞出版社、単著、2011年6月）、真渕勝・北山俊哉編『政界再編時の政策過程』（慈学社、2008年4月）、北村教授の『企業結合法の総合的研究』（商事法務、2009年3月）〔共著〕、鈴木教授の「戦略的思考法—北東アジアにおける日本の制度戦略」日本国際政治学会編『日本の国際政治学』（有斐閣、2008年3月）、土井教授の平成23年8月（単著）「法律上の争訟と行政事件訴訟の類型—在外日本国民選挙権訴訟を例として」、『法学教室』371号、79-90頁、竹澤准教授の平

## 5. 研究活動

成24年3月（単著）「ハリントンを中心とする近世共和主義思想に関する研究動向とその展望」、『イギリス哲学研究』、第35号125-139頁など、それぞれの学問領域を指導する研究成果が継続的に公表されている。

また、科学研究費補助金の採択件数にしても、平成22年度は「基盤研究B」3件、「基盤研究C」2件、「特別研究員奨励費」1件、分担研究は「基盤研究A」2件、「基盤研究B」「基盤研究C」各1件、平成23年度は「萌芽研究」1件、「基盤研究B」3件、「基盤研究C」2件、「特別研究員奨励費」3件、分担研究は「基

盤研究A」「基盤研究B」各1件となつておき、それぞれの学問領域での研究成果が着実に現れている。もっとも、先に述べた社会的意義の高い実践的テーマへの組織的取組みに関しては、前回の自己点検・評価報告（2010年）（資料11）は、十分な成果を挙げていないとしたが、平成23年度には総長裁量経費も活用して、学生と教員によって震災復興研究会を立ち上げ、被災地での調査及び政策提言活動を行うことによって、社会的に意義のある研究教育活動も組織的に取り組んだことは、評価できる。

## 6. 教育研究環境及び学生生活

### 1) 教育形態に即した施設・設備

平成18年度に設置された本大学院は、使用予定施設が耐震工事と重なったため、1年間は設置母体の法学研究科及び経済学研究科等の施設を借用する形で発足したが、工事完了に伴って平成19年4月から利用可能となった本大学院専用施設には、40名以上の授業が可能な講義室2室（うち1室は法学研究科と兼用）、演習室4室、政策立案・決定・執行過程のシミュレーション学習、講義・セミナーでのプレゼンテーションや討論による能力育成を目的とする、プロジェクトとAV機器からなるロールプレイング設備を備えたRPG室2室、自習室2室、学生の自主的な勉強会等のためのディスカッションルーム2室、履修及び進路指導等に利用できる面談室2室を設けている。

また、平成21年度には、既設のRPG室や講義室に、国際会議や高度なRPG・シミュレーション・プレゼンテーション及び教室間・遠隔地間の講義や会議を可能にする、同時通訳システム、会議録音録画システム、双方向インターフェース情報通信システムを新設し、これらは平成22年3月から利用可能となっている。

自習室については、開学当時、平日は8時から21時30分まで利用できるほか、土曜、日曜、祝日も8時から20時まで利用できることとなっていたが、学生からの強い要望に応え、平成20年7月以降は、法科大学院生と同様に、平日は23時45

分まで利用可能として運用することとし、学習上の便宜を図っている。また、「教室使用願」を提出すれば、講義室・演習室等隨時利用可能となっている。

また、本大学院が管理する建物は、平成22年度に法経北館の耐震工事完了に伴い、すべてバリアフリーとなっている。さらに、建物の入り口は、すべて入退館管理システム又はテンキーシステムを導入し、教員研究室、自習室、演習室などもテンキーシステムを導入して、防犯面においても配慮している。

なお、全学の健康科学センター、保健診療所、カウンセリングセンターなどを利用することも可能である（資料9。「学生便覧2011」[健康相談]の項参照）。各種のハラスマントについては、全学委員会で作成した『人権を考えるために』（資料10）を入学時に全員に配付し、履修指導時に説明するほか、「京都大学におけるハラスマントの防止等に関する規程」及び「京都大学法学研究科・法学部ハラスマント防止・対策ガイドライン」を準用し、本大学院に人権委員会を設置し、相談窓口（副研究部長及び事務部の係長又は主任クラスの男女各1名）を設けている。危機管理に関しては、「京都大学公共政策連携研究部・公共政策教育部災害等危機管理計画」（平成19年10月23日、連携研究部長裁定）に則り、運用している。

## 6. 教育研究環境及び学生生活

### 公共政策大学院自習室及びディスカッション・ルーム利用規程

平成19年3月22日教育部教授会制定

#### 第1条 (管理)

公共政策大学院自習室（以下「自習室」という。）及びディスカッション・ルーム（以下「DR」という。）は、公共政策大学院が管理する。

公共政策大学院は、施設・設備委員会主任（以下「施設主任」という。）に、その管理の実施を委ねる。

施設主任は、自習室及びDRの利用に関する細則（以下「利用細則」という。）を別に定める。

#### 第2条 (利用資格)

自習室及びDRを利用できる者は、公共政策大学院の学生、公共政策大学院に所属する教員及び公共政策大学院において当該年度に授業を担当する教員とする。

#### 第3条 (利用)

公共政策大学院学生は、自習室及びDRを学習以外の目的で利用してはならない。

利用者は、自らの学習に必要な図書（図書室より借り出された図書を含む。）、資料等、ノート型コンピュータを持ち込み、利用することができます。

利用には、LAN接続による京都大学学内LANへのPPTP接続が含まれる。

利用者は、自らが持ち込んだ物すべてについて自己の責任において管理する。

#### 第4条 (休室)

自習室及びDRの休室日は、次のとおりとする。

1. 12月28日から翌年1月3日まで

2. その他、施設主任が指定する日

#### 第5条 (利用時間)

自習室及びDRの利用時間は、平日は午前8時から午後9時30分まで、土・日・祝日は午前8時から午後8時までとする。

#### 第6条 (規程違反に対する措置)

施設主任は、この規程及び利用細則に違反した利用者に対し、自習室及びDRの利用の停止その他適当な措置をとることができる。

附 則

(略)

### 公共政策大学院自習室及びDR利用細則

平成19年3月22日教育部教授会制定

1. 自習室の入室については、カードキーを利用すること。

2. ノート型コンピュータ、図書、その他貴重品の管理は自ら行うこと。公共政策大学院はいかなる場合も自習室内の私物の紛失、盗難等に関して責任を負わない。閉室時にはすべて持ち帰ること。

3. 自習室及びDR内においては、喫煙、飲食を禁止する。

4. 自習室内においては静謐を旨とし、他の利用者の学習を妨げるような談話、音源再生等を慎むこと。

附 則

(略)

### 教室使用願

平成 年 月 日

公共政策教育部長 殿

使用責任者氏名 \_\_\_\_\_<sup>印</sup>  
第 学年 連絡先 \_\_\_\_\_

下記のとおり使用したいので、許可下さるようお願いします。

1. 使用日時 \_\_\_\_\_ 、 2. 使用目的 \_\_\_\_\_ 、 3. 使用者数とその範囲 \_\_\_\_\_

4. 使用場所 [公共第一講義室、公共第 演習室、第一RPG室、第二RPG室、その他 ]

5. 備考

## 2) 情報関連設備及び図書設備

図書に関しては、教育用の図書を並べる本大学院専用書架を法学研究科図書室に設け、開学後の2年間に2,000冊を超

える図書を収蔵した。その際に、教科書に指定された図書については原則として3冊を購入することにしている。以後毎

年100冊程度を新規に購入し、図書の充実に努めている（平成18年度～23年度末の購入図書数 計3,019冊）

図書の貸し出しは、教員にあっては50冊以内、6月以内、学生にあっては、30冊以内、3月以内と定めている。このほかに、附属図書館（資料9、「学生便覧2011」〔附属図書館〕の項参照）はもちろんのこと、法学研究科や経済学研究科との協議に基づき、学生は両研究科の豊富な図書（法：68万冊、経：52万冊の計120万冊が利用可能）やデータベースを、両研究科の院生と同様に利用することができる。

また、全学生が専用の机を持つことができるよう約90名の収容能力をもつ

自習室には、自らのパソコンによってインターネットを通じて学内外のデータベースへのアクセスを可能にする無線LAN設備を施している。さらに、全学的には学術情報メディアセンター南館にオープンスペースラボラトリーが設置されており、パソコン110台が学生用として常時（月～金：am10:00～pm8:00、土：am10:00～pm6:00）使用可能なほか、附属図書館（本館）、総合人間学部図書館にも学生用PCが配置され、自由に使用可能となっている（資料9、「学生便覧2011」〔情報環境機構〕の項参照）。また、履修指導時には「違法なダウンロードの禁止」についても説明し、情報関連の適正使用に関して周知を図っている。

## 公共政策連携研究部図書規程

平成18年4月20日教授会制定

### 第1条（図書の管理及び保管）

公共政策連携研究部（以下「公共政策大学院」という。）が所蔵する図書（以下「図書」という。）の管理及び利用については、この規程による。

### 2 図書は、法学部図書室の書庫において保管する。

### 第2条（図書の利用資格）

図書は、本規程の定めるところにより、何人も利用することができる。

### 2 図書の利用資格区分は、次の通りとする。

- (1) 公共政策大学院の教授、准教授、専任講師、特別教授、特別准教授、特任教授、特任准教授及び非常勤講師
- (2) 公共政策教育部の学生、研修員、研究生、科目等履修生及び聴講生
- (3) (略)
- (4) 公共政策大学院の元教授及び元准教授
- (5) (略)
- (6) 公共政策大学院の招へい外国人学者及び招へい外国人共同研究者
- (7) ~(15) (略)
- (16) 前各号のいずれにも該当しない者

### 第3条（図書の閲覧及びその制限）

(略)

### 第4条（書庫内検索）

(略)。

### 第5条（公共政策大学院関係者への貸出し）

次に掲げる者が借り受けることができる図書の合計冊数及び借受期間は、第2条第2項の区分に従い、以下のとおりとする。

- |          |       |      |
|----------|-------|------|
| 第1号に掲げる者 | 50冊以内 | 6月以内 |
| 第2号に掲げる者 | 30冊以内 | 3月以内 |
| 第4号に掲げる者 | 30冊以内 | 3月以内 |
| 第6号に掲げる者 | 30冊以内 | 3月以内 |

### 第6条（法学研究科、経済学研究科及び経営管理研究部・教育部の関係者への貸出し）

以下略

### [特色ある取組み]

28頁「(4)教育成果の測定」の項で述べたとおり、学生談話室に投書箱を設置しており、常に学生の要望を聴取する体制を整えている。こうした学生からの要望に応えて、平成19年8月には施設内に学生が自由に利用できる本大学院専用のコピー機を設置しただけでなく、前記のように自習室利用時間の延長も実現させた。また、各学生にはロッカールームを貸与し、膨大な図書の保管などに便宜を図っている。

正規のカリキュラムとは別に学生の自学自習を奨励することは本大学院の理念であるが、多くの自主的な勉強会が行われていることは、この理念が活きていることを意味し、教員も助言等を与えていている。なお、これらの勉強会には、「教室使用願」を提出すれば、講義室・演習室等隨時利用可能となっている。また、平成19年11月以来、本大学院の学生がイニシアティブをとって公共政策系大学院を横断する形で「公共政策大学院インゼミ」を開催していることも、こうした自主的な取組みに属する。

その成果は、平成22年度では、外務省主催の「大学生国際問題討論会2010」での外務大臣表彰、平成23年度では、第7回政策系大学・大学院研究交流大会において京都府知事賞、及び京都市長賞となって顕れている。

学生の生活面については、学生の申し出につき、個々の教員及び教務委員会委員、公共政策大学院掛が窓口となって状況を把握し、教授会・各種委員会等で処理する体制を敷いている。また、履修指導や進路指導の教員との個別的な面談は、生活支援等に関する学生のニーズを汲み上げる場としても機能している。

とくに経済的な困窮のために就学に支障のある学生に対しては、京都大学で取り扱っている奨学金が貸与又は給付されるほか、同様に、学内機関の選考により、入学料や当該期分の授業料の全額又は半額について、免除又は徴収猶予が与えられている（資料9、「学生便覧2011」「経済相談」の項参照）。

また、開学以来、法学研究科と協力して人事院との共催で中央官庁の第一線で活躍する若手官僚による「霞が関特別講演」を4月後半から6月前半にかけて計8回開催していたが、平成21年度から責任部局を公共政策大学院に移し、人事院と公共政策大学院との共催として、次頁の表のとおり計6回開催、実務的な知識を高い見地から学生に伝えるよう努力している。また、民間企業への進路も相応の実績があることから、法学部・法学研究科主催（春季・秋季に各2日、計12社）の「企業特別講演会」にも参加を呼び掛けるなど、院生に対する積極的な就職支援を行っている。

なお、前述の「霞が関特別講演」の際、毎回、派遣された担当講師との懇談時間を設けたり、知事による特別講演に際して懇談会を催したりして情報交換に努めているほか、人事院主催の「霞が関インターンシップ」の学生による成果発表会（毎年12月下旬開催）に際して、公共政策大学院長ほか数名の教員が参加し、人事院との意見交換を図っている。

### [点検・評価（長所と問題点）]

本大学院は、とりわけ勉学に適切な環境を備えることを求められている専門職大学院として、学生数に十分に対応しうる専有の施設・設備を有している。また、

学生の進路に関しては個別に進路指導教員を、学習のみならず生活面での相談には個別に履修指導教員を配置することによって、支援体制に万全を尽くしている。

また、「霞が関特別講演」「企業特別講演会」の開催などは、進路情報の提供としての意味を持っており、これらに積極

的に参加する学生も多い。なお、本大学院の日常的な教育に関しては、支障が生じないような財政的基盤も備えている。

以上の諸点からみて、教育研究環境の整備及び学生生活への支援体制については、充分なものがあると評価できる。

### 平成23年度 霞が関特別講演(関西地区)実施スケジュール

共通テーマ：「～最前線の行政官が語る 霞が関～」

会 場：京都大学（吉田キャンパス）法学部法経第11教室

時 間：各回とも前半(13:10～14:10)・後半(14:20～15:20)

回	月 日	テーマ及び講師	参加者数(人)
1	4月28日 (木)	『経済産業政策』 経済産業省 大臣官房 秘書課 課長補佐 石川 浩氏	49
		『外事警察～国益をめぐる攻防のダイナミクス～』 (警察庁) 兵庫県警察本部 警備部 外事課長 森 充広氏	41
2	5月19日 (木)	『国のグランドデザインを描く』 財務省 大臣官房 秘書課 課長補佐 片山健太郎氏	74
		『日本を下支えする科学技術』 文部科学省研究振興局基盤研究課量子放射線研究推進室長 藤吉 尚之氏	54
3	5月26日 (木)	『政策評価の新展開～事業仕分けによる機能強化からレビュー機関との連携へ・そして 東日本大震災への対応～』 総務省 行政評価局 政策評価官室 総括評価監視調査官 柴沼雄一朗氏	34
		『なぜ温暖化交渉は合意しないのか』 環境省 地球環境局 国際連携課 課長補佐 長谷川敬洋氏	24
4	6月2日 (木)	『外交実務～国際法を使うという視点から～』 外務省 国際法局 国際法課 首席事務官 深堀 亮氏	81
		『我が国の安全保障と今後の課題』 防衛省 防衛政策局 防衛計画課 組織計画官 藤重 敦彦氏	49
5	6月9日 (木)	『都道府県からみた厚生労働行政～厚労省出向者の私見～』 厚生労働省 京都府健康福祉部 医療企画課長 高宮 裕介氏	49
		『内閣から独立した機関としての会計検査』 会計検査院事務総長官房能力開発官付公会計監査連携室長 谷野 正明氏	31
6	6月16日 (木)	『農林水産政策の現状と課題』 農林水産省 大臣官房 政策課 上席企画官 山口 靖氏	37
		『市場経済における企業活動と国の役割～国際航空交渉、海賊対処法、排他的経済水域の保全・利用、閣空・伊丹経営統合を通して～』 国土交通省大臣官房参事官(近畿圏・中部圏空港政策担当) 岡西 康博氏	46
参加者 計			569

(平成20年度平均参加者数(1講演当たり) : 38人)

(平成23年度平均参加者数(1講演当たり) : 47人) 24 %増

### [将来への取組み・まとめ]

国の事業仕分けの中で官僚のプレゼンテーション能力の不足が指摘される中、平成21年3月より利用可能となった、国

際会議や高度なRPG・シミュレーション・プレゼンテーション及び教室間・遠隔地間の講義や会議を可能にする、同時

## 6. 教育研究環境及び学生生活

通訳システム、会議録音録画システム、  
双方向インターフェース情報通信システ  
ムを使って、学生の日本語及び外国語に  
よるプレゼンテーション能力の向上を図  
りたい。

## 7. 管理運営

### 1) 部局の意思決定

#### (1) 教授会と組織管理体制

京都大学では、全学規程において、本大学院に研究部長及び教育部長を置くこと、学校教育法第93条第1項に定める教授会を置き、教育課程の編成に関する事項、学生の入学、課程の修了その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項を審議することを、それぞれ定めている（京都大学の組織に関する規程第16条～第18条）ほか、公共政策連携研究部及び大学院公共政策教育部の組織に関する規程も定められている。

これをうけて本大学院では、連携研究部長・教育部長の選出は、研究者教員（教授）のみで構成する人事教授会において、投票により決定しているほか、公共政策連携研究部教授会規程、公共政策教育部教授会規程、京都大学公共政策教育部規程、公共政策教育部履修規程など各種規程を連携研究部教授会で決定し、適切な管理運営を確保している。

本大学院の最高意思決定機関である教授会は、連携研究部教授会と教育部教授会及び人事教授会に区別されるが、本大学院の管理運営に関しては、連携研究部として密接な協力体制を敷いている法学・経済学両研究科との関係から、12名の専任教員（特別教授2名含む）に加えて、法学研究科の研究科長および2名の教員と、経済学研究科の研究科長および1名の教員から構成される連携研究部教授会において、(1)教育研究に関する中期目標・中期計画及び年度計画の策定、(2)組織の改廃及び諸規程等の制定又は改廃、(3)予算及び決算、(4)学生用空きスペースの利用、図書室の利用、(5)その他管

理運営に関する重要事項などについて、意思決定を行っている。

専任教員のみで構成される教育部教授会は、入学者選抜をはじめ教育課程の編成など教学事項全般について意思決定を行っている。意思決定に当たっては、教授会の下に置かれた評価・広報委員会、入試委員会、教務委員会等における、教育目的に沿って求める学生像や入学者選抜の基本方針を記載した入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に関する素案の策定と、それをもとにした学生募集要項、大学院紹介パンフレット並びにホームページの掲載内容の検討を基礎として、そこから提示される原案を教育部教授会で慎重に審議している。教育部教授会の決定に基づき、各種の学生募集要項や案内が作成・配布されるとともに、その内容はホームページでも公表している。

なお、平成21年1月に発足した当大学院の同窓会「鴻鵠会」のホームページにも相互リンクし、情報発信と同窓会との連携にも努めている。

また、連携研究部教授会、教育部教授会は、原則として毎月1回、第三木曜日の午後に開催されるが、入学者選抜等の案件がある場合には、臨時の教育部教授会を開催することになっている。通例、教授会に附議する前には、案件毎に所掌の委員会において原案が作成されるが、多くの教員が複数の学内委員会等の委員も兼務していることから、委員会は、主任の責任の下に電子メールを用いて持ち回りで開催されることも多い。

## 7. 管理運営

本大学院の専任教員のうち研究者教員は公共政策第一講座に、実務家教員は公共政策第二講座に所属している。非常勤講師を含めた教員の人事に関しては、公共政策第一講座に所属する教授のみで構成される人事教授会において審議・決定している。その要をなす連携研究部長（兼教育部長。いわゆる公共政策大学院

長）及び専任教員については、人事教授会において、投票により選出しているが、非常勤講師にあっては、投票によらず決定している。なお、連携研究部長の被選挙権を有するのは、公共政策第一講座に所属する教授のみである（以上については、以下に掲げる一連の組織関係規程等を参照）。

### 京都大学大学院公共政策連携研究部及び大学院公共政策教育部の組織に関する規程

平成18年3月29日達示第4号

#### （趣旨）

第1条 この規程は、京都大学大学院公共政策連携研究部（以下「研究部」という。）及び大学院公共政策教育部（以下「教育部」という。）の組織等に関し必要な事項を定める。

#### （研究部長）

第2条 研究部に、研究部長を置く。

- 2 研究部長は、研究部の教授をもって充てる。
- 3 研究部長の任期は、2年とする。
- 4 研究部長は、研究部の校務をつかさどる。

#### （副研究部長）

第3条 研究部に、副研究部長を置く。

- 2 副研究部長は、研究部の教授をもって充てる。
- 3 副研究部長の任期は、研究部長の任期の範囲内において、当該研究部長が定める。ただし、再任を妨げない。
- 4 副研究部長は、研究部長の職務を助け、研究部長に事故があるとき又は研究部長が欠けたときは、その職務を代行する。

#### （研究部教授会）

第4条 研究部に、その重要事項を審議するため、研究部教授会を置く。

- 2 研究部教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、研究部教授会が定める。

#### （講座）

第5条 研究部の講座は、次に掲げるとおりとする。

公共政策第一講座、公共政策第二講座

#### （教育部長）

第6条 教育部に、教育部長を置く。

- 2 教育部長は、研究部長が兼ねるものとする。
- 3 教育部長は、教育部の校務をつかさどる。

#### （教育部教授会）

第7条 教育部に、その重要事項を審議するため、教育部教授会を置く。

- 2 教育部教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、研究部教授会が定める。

#### （専攻）

第8条 教育部の専攻は、次に掲げるとおりとする。

公共政策専攻

#### （事務組織）

第9条 研究部に置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。

#### （内部組織）

第10条 この規程に定めるもののほか、研究部の内部組織については研究部長が、教育部の内部組織については教育部長が、それぞれ教授会の議を経て定める。

#### 附 則（略）

## 公共政策連携研究部教授会規程

平成18年1月26日全学設置準備委員会決定  
平成19年2月23日連携研究部教授会一部改正

第1条 公共政策連携研究部教授会（以下「教授会」という。）は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 公共政策連携研究部の専任の教授及び准教授（平成15年文部科学省告示第53号第2条第2号の規定により公共政策大学院の専任教員とみなされる者を含む）
- (2) 法学研究科長及び経済学研究科長
- (3) 法学研究科において指名された研究科所属の教授又は准教授2名及び経済学研究科において指名された研究科所属の教授又は准教授1名

2 人事に関する事項は、公共政策第一講座の教授のみで構成する会議（以下「人事教授会」という。）で審議する。

第2条 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 研究部長の選出
- (2) 公共政策連携研究部の専任教員の人事に関する事項
- (3) 公共政策専攻の教育課程の編成に関する重要事項
- (4) 教育部教授会の組織及び運営に関し必要な事項
- (5) その他公共政策連携研究部の管理及び運営に関する重要事項

第3条 教授会は、研究部長が招集し、議長となる。

2 研究部長に事故があるときは、副研究部長がその職務を行う。

第4条 教授会の議題は、会議開催の5日前までに構成員に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、急を要する案件は、教授会の承認を得て議題とすることができます。

3 教授会の構成員は、議題としたい案件を研究部長に申し出ることができる。この申し出は、原則として、教授会開催の7日前までに行うものとする。

第5条 教授会は、構成員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

第6条 教授会の議事は、別に定める場合を除くほか、出席者の過半数で決する。

第7条 人事教授会は、教授全員（海外にあるものを除く）の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。

2 専任教員（第1条第1項第1号括弧書のものを除く）の候補者を推薦するには、出席教授の3分の2以上の多数を必要とする。

第8条 教授会の下に、人事委員会及び評価・広報委員会を置く。

2 前項に掲げる委員会の構成等については、別に定める。

第9条 この規程を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則（略）

## 公共政策教育部教授会規程

平成18年1月26日全学設置準備委員会決定  
平成19年2月23日連携研究部教授会一部改正

第1条 公共政策教育部教授会（以下「教授会」という。）は、公共政策連携研究部の専任の教授及び准教授（平成15年文部科学省告示第53号第2条第2号の規定により公共政策大学院の専任教員とみなされる者を含む）で構成する。

第2条 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 公共政策専攻の教育課程の編成及び授業担当に関する事項
- (2) 学生の入学、退学、進級、課程の修了その他学生の身分に関する事項
- (3) その他公共政策教育部の教育に関する重要事項

第3条 教授会は、教育部長が招集し、議長となる。

第4条 教授会の議題は、会議開催の5日前までに構成員に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、急を要する案件は、教授会の承認を得て議題とすることができます。

3 教授会の構成員は、議題としたい案件を教育部長に申し出ることができる。この申し出は、原則として、教授会開催の7日前までに行うものとする。

第5条 教授会は、構成員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

第6条 教授会の議事は、別に定める場合を除くほか、出席者の過半数で決する。

第7条 前2条の規定にかかわらず、公共政策修士（専門職）の学位の授与にかかる議事は、京都大学学位規程（昭和33年達示第1号）第9条及び第15条第3項の規定による。

第8条 教授会の下に、公共政策教育部の教育に関する特定の事項を審議するため、教務会議を置く。

2 教務会議の構成等については、別に定める。

第9条 教授会の下に、教務委員会、入試委員会、インターナシップ等実施委員会、FD委員会及び実務教育助言委員会を置く。

2 前項に掲げる委員会の構成等については、別に定める。

第10条 この規程を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則（略）

### 公共政策連携研究部長選出手続

平成18年1月26日全学設置準備委員会決定

第1条 研究部長は、人事教授会において、公共政策連携研究部の公共政策第一講座の教授のうちから、選挙により選出する。

第2条 選挙は、研究部長の任期満了の場合は、その前3月以上4月以内に行う。その他の場合は、研究部教授会においてその時期を定める。

第3条 投票による選挙において、会議構成員の過半数を得た者を当選人とする。

2 前項による当選人がないときは、得票多数の者2名について決選投票を行う。

3 決選投票において得票数が同じであるときは、年長者を当選人とする。

第4条 この内規を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則 (略)

### \*副研究部長に関する申し合わせ

副研究部長は、公共政策連携研究部の教授のうちから、研究部長が指名する。

## (2) 各種委員会

連携研究部教授会の下に、人事委員会をはじめ、兼業・兼職審査委員会までの管理運営に関する各種委員会を、また、教育部教授会の下に、教務委員会をはじめ、実務教育助言委員会にいたるまでの教育に関する各種委員会を設置している。各委員会には主任を置くとともに、連携研究部長・教育部長が全体を統括するものとしている（委員の任期は原則として2年である）。

\* 委員会の所管事項を明確にするため、平成20年10月に「委員会に関する申し合わせ」を決定するにいたった。

先に述べたように、通例、教授会に附議する案件は、所管の委員会(とくにその主任)において原案が作成され、研究部長・教育部長等との緊密な連携の下に、提案されることになっている。

なお、全学的な委員会に関しては、専

任教員数が少ないために、本大学院の設置母体である法学研究科の委員が本大学院委員を兼務するという形で、法学研究科の支援を仰いでいる。しかし、学生生活委員会（旧 学生部委員会）をはじめとする教務・福利厚生のような学生に関わる全学委員会には、相応数の学生が在籍する部局として責任を分担する観点から、本大学院の専任教員が委員として出席している。

\* 大学院公共政策連携研究部・公共政策教育部及び大学院経営管理研究部・経営管理教育部に係る全学の管理運営上の取扱いについて（平成18年3月28日 教育研究評議会承認）  
参照

次頁に、平成23年度における全学委員会等の構成員を示すことにする。

## 公共政策大学院諸委員会

平成23年10月1日現在

名 称	等 名 員 教
<b>全学委員会等</b>	
評議員(連携研究部長・教育部長)	眞 津
学生生活委員会（旧 学生部委員会）	唐 渡 [代理：竹澤]
吉田キャンパス整備専門委員会	楠
点検・評価実行委員会	鈴木 (任期なし)
カウンセリングセンター管理運営委員会	唐 渡
FD研究検討委員会	唐 渡
教育制度委員会	伊藤
部局安全衛生委員会(役職指定。任期なし) (安全衛生担当者)	*副研究部長、教務委員会主任、施設・整備委員会主任 (安全衛生担当者：土井、楠)

### 連携研究部関係

委員の任期は、原則として2年。\*印は、主任を示す。

人事委員会	研究部長、副研究部長、*鈴木、唐渡、土井
評価・広報委員会	研究部長、副研究部長、*鈴木、楠、佐伯
企画・財務委員会	研究部長、*岡田副研究部長、伊藤、鈴木、翁、楠
制度委員会	研究部長、副研究部長、*鈴木、北村
図書委員会	*翁、鈴木、竹澤
施設・設備委員会	*楠、岡田、北村
人権委員会	研究部長、*副研究部長、教務委員会主任、楠 【ハラスメント相談窓口】副研究部長、事務部男女各1 (公共政策大学院掛長、法学研究科専門職員)
部局情報公開実施委員会(役職指定)	研究部長、*副研究部長、鈴木制度委員会主任、土井教務委員会主任、北村入試委員会主任
兼業・兼職審査委員会(役職指定)	研究部長、副研究部長

※ ※企画・財務委員会は、国際交流・涉外関係事項も所掌する。

### 教育部関係

委員の任期は、原則として2年。\*印は、主任を示す。

教務委員会	*土井、北村、唐渡、佐伯、竹澤
入試委員会	*北村、伊藤、岡田、鈴木、小西、竹澤
インターンシップ等実施委員会	*伊藤、翁、楠、小西、佐伯
FD委員会	*教務委員会主任(土井)、唐渡、北村、楠
実務教育助言委員会	研究部長、*教務委員会主任(土井)、翁、楠、小西、佐伯

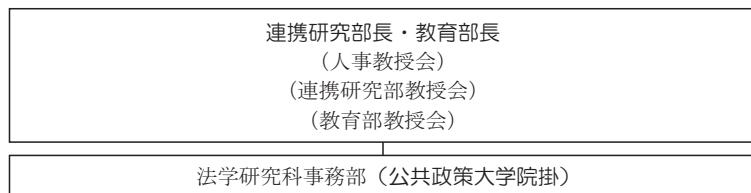
## 2) 事務組織

京都大学の組織に関する規程第53条は、各部局に事務部を置くことができる」とし、「必要に応じて数個の研究科等の事務を併せて処理する部局事務部を置くことができる」としている。これをうけて小規模大学院である本大学院には、単独の事務組織は置かず、法学研究科の事務部に総務・経理事務を兼務させるとともに、専門職大学院の教務事項の重要性

に鑑み、とくに公共政策大学院掛を設けて、事務職員3名（掛長1名、専門職員1名、再雇用職員1名）を配置しているので、運営に関しては現在のところ支障はない。

以下は、参考までに、これまで述べた公共政策大学院の組織・運営のあり方を図示したものである。

## 7. 管理運営



委員会	審議事項
人事委員会	教員の人事に関すること
評価・広報委員会	自己点検・評価、学生による授業評価、HPの管理及び広報活動に関するこ
企画・財務委員会	予算・執行に関するこ、国際交流、同窓会等社会連携に関するこ
制度委員会	規定の新設・改廃等整備に関するこ
図書委員会	図書の購入・整備に関するこ
施設・設備委員会	建物の管理、設備の整備に関するこ
人権委員会	ハラスメント、人権に関するこ
部局情報公開実施委員会	情報公開の実施、方針の決定に関するこ
兼業・兼職審査委員会	兼業・兼職に関するこ
教務委員会	カリキュラム、成績の認定、修了判定等に関するこ
入試委員会	入学者選抜の実施及び入学試験合格者の判定、入試問題作成に関するこ
インターンシップ等実施委員会	インターンシップの実施、単位認定に関するこ
FD委員会	授業評価の実施、それに基づく教授法の改善等に関するこ
実務教育助言委員会	実務家による実務教育の実施に関し、助言をすること等に関するこ

### 3) 関係組織等との連携

本大学院では、専任教員が地方自治体への審議会委員などに積極的に参画しているほか、公共的な非営利組織・企業・その他の外部機関との連携や協働を進めるために、幾つかの授業科目（国際緊急・人道援助と我が国の役割、文教科学政策、地方行政実務、都市・地域計画、農林水産政策、メディアポリティックス、ケーススタディ NPO の理念と活動分析、ケーススタディ国際文化交流など）において、第一線で活躍する実務家を非常勤講師に招聘しているほか、ゲストスピーカーも多く招聘し（6頁参照）、外部機関等との連携・協働を進めている。

また、インターンシップについても、人事院主催の「霞が関インターンシップ」に積極的に参加させている（20頁参照）ほか、平成21年度においては、三重県議会事務局インターンシップに参加させ

ている。これに加えて、同21年度から、本大学院と JIAM（全国市町村国際文化研修所）との連携セミナーを開催しており（平成23年度は9月22日）など、連携・協働先も年々広がりつつあり、今後も積極的にこの方向を進める予定である。また、平成22年度より、京都府からの要請により京都府職員のスキルアップのための「大学ゼミ協働研究事業」を実施し、京都府の中堅職員を講義や演習に受け入れている（平成22年度4名、平成23年度3名）。

他方、本大学院では、大学院設置と同時に公共政策大学院外部評価委員会（委員：元中央省庁幹部3、大学教員1、県知事1、民間の研究機関1 計6名）を設け、毎年1回、本大学院の教育研究活動等について行う自己点検・評価の結果を検証するほか、公共政策大学院の運営

に関する重要事項について審議・助言を願うこととしており、平成23年度は、平成24年1月11日に開催し、概ね好意的な評価を得たところである。なお、当日の議事概要は、毎年、議事録として印刷し、公表している（資料5）。

#### 4) 人権・安全管理

各種のハラスメントに対応するため、本大学院では、人権委員会、ハラスメント相談窓口、教務委員会などを設置し、人権問題に対応している。平成22・23年度にあっても、相談窓口に寄せられた相談はまったくなく、平成18年4月以降、1度も人権委員会が開かれることはなかった。

本大学院における基本的人権等の擁護に関する目標は、京都大学および法学研究科の目標にならい、以下のとおりである。

- (1) 全学の人権委員会との連携の下に、同和問題についての啓発に努力すると同時に、万一問題が生じた場合には迅速・適切な措置を講ずる。
- (2) さまざまなハラスメント問題に対して、全学の人権委員会と連携しつつ、部局で設けたガイドラインに従って、問題に応じた適切な対応をとるとともに、全学委員会で作成した『人権を考えるために』（資料10）を入学時に全員に配付し、履修指導時に説明するほか、「京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」及び「京都大学法学研究科・法学部ハラスメント防止・対策ガイドライン」を準用し、本大学院に人権委員会を設置し、相談窓口（副研究部長及び事務部の係長又は主任クラスの男女各1名）を設けて、問題

防止のための啓発を心懸けている。

- (3) 学生の安全については、教務委員会を中心に、学生の自由と人権に十分に配慮しながら、適切な措置をしている。学生には正課中や課外活動中、あるいは通学途上の事故への補償のため、入学時に学生教育研究災害傷害保険への加入を勧めるとともに、履修指導時には、災害防止の啓発に努めている。

また、安全管理に関しては、副研究部長、教務委員会主任、施設・設備委員会主任から構成される部局安全衛生委員会を設置するとともに、2名の教員を安全衛生担当者としている。衛生管理者および安全衛生管理担当者については、少人数部局であるため、本大学院の設置母体である法学研究科職員から選ばれた衛生管理者、安全衛生管理担当者が、本大学院の各施設を定期的に巡視し、設備、衛生状態に有害な恐れがないか教職員・学生の健康障害防止に努めている。

#### 5) 情報セキュリティ

本公共政策大学院の情報セキュリティに関しては、連携研究部長・教育部長が、全学の「情報セキュリティ委員会」の構成員として責任者となっているが、その下に置かれた全学「情報セキュリティ実施委員会」委員は、少人数部局であるため、本大学院の設置母体である法学研究科の委員が兼任し、法学研究科情報セキュリティ技術責任者の方針の下、各教員が使用するパソコン等情報機器の管理については、当該機器使用者を技術担当者に指名し、情報の管理に努めている。また、学生には、オリエンテーション時に、学

## 7. 管理運営

術情報メディアセンターが管理する「京都大学情報セキュリティ e-Learning」を受講させ、情報管理に努めている。

### [特色ある取組み]

本大学院は、連携研究部として設置母体の法学研究科及び経済学研究科と密接な協力体制を敷いており、その管理運営に関しては、12名の専任教員（特別教授2名を含む）に加えて、法学研究科の研究科長及び2名の教員と経済学研究科の研究科長及び1名の教員から構成される連携研究部教授会において、(1)教育研究に関する中期目標・中期計画及び年度計画の策定、(2)組織の改廃及び諸規程等の制定又は改廃、(3)予算及び決算、(4)その他管理運営に関する重要事項などについて、意思決定を行っている。

なお、学生用空きスペースの利用、図書室の利用についても、法学研究科、経済学研究科の学生と同様の取り扱いとなっているなど、法学研究科・経済学研究科の協力を得るところが大きい。

本大学院の最高意思決定機関である教授会は、連携研究部教授会と教育部教授会から構成されており、本大学院の教員及び学外から招へいする非常勤講師の人事に関しては、公共政策第一講座に所属する教授（研究者教員）のみで構成される人事教授会において審議・決定している。

なお、学内非常勤講師については、教務委員会の議を経て、教育部教授会で審議・決定している。

### [点検・評価（長所と問題点）]

本大学院開設後の6年間を通じて、部局の意思決定及び事務体制は、順調に機能し、また、連携研究部教授会の機能を通して、法学研究科・経済学研究科との協力体制はほぼ確立されたと考えている。また、専任教員のみで構成される教育部教授会では、各教員が当該学生と直接面識もあることから、学生の要望事項、生活指導、進路指導等の面においては実質的な審議を行っており、少人数の教育組織の利点を活かしていると言つてよい。

これに加えて、とりわけ学生に対応する公共政策大学院掛の尽力は大きい。本大学院のような少人数の教育組織として、教務事項を所掌し、適確に処理する掛の存続は、今後も重要であると考える。

### [将来への取組み・まとめ]

独立した教育組織である本大学院では、多くの専任教員が部局内の複数の委員会委員を務めている上に、全学的な委員会委員としての務めを果たすことも求められている。この点において、各教員の教育・研究に対して多大な負担となっていることは事実であり、今後何らかの検討が必要であろう。

## 8. 財務

### 1) 予算

本大学院の平成22・23年度の人物費を除いた支出全体の内訳および運営費交付金の執行状況は、次表のとおりである。平成19年度の決算額は、16,695千円、平成20年度は17,512千円であったが、平成21年度は16,340千円、平成22年度は15,803千円、平成23年度は14,923千円と減少の傾向にあるが、平成20年度及び平成23年度は、総長裁量経費の措置分が上積みされた〔平成20年度は「地域再生・活性化政策の比較予備調査」(4,100千円)、平成23年度は「東日本大震災復興政策研究および提案活動への支援事業」(3,300千円)〕。平均すると、経常的に16,000千円前後の額で推移している。

平成22年度は、「部局運営活性化経費」と称して、当初配分予定額の5%が留保され、新たな事業として「入学者数確保

対策」を提案し、追加配分として措置(626千円)された。また、平成23年度から、中期目標・中期計画達成のための「指標型」若しくは「事業型」の部局活性化経費が創設され、「優秀な入学者の安定的確保」を要求し、目標達成後に予算措置されることになっている。

なお、本大学院事務部は、公共政策大学院掛を除いて法学研究科事務部が兼ねていることもある、とりわけ中央経費については、共通経費を除き、法学研究科から一定の支援を受けている。本大学院の予算案、決算案に関しては、企画・財務委員会の審議を経た後に、連携研究部教授会で審議・決定されている。教育組織としての性格が強い本大学院の予算における特徴として、教育に関わる経費の割合が比較的高くなっている。

### 2) 外部資金

平成20・21年度に引き続き平成22・23年度も受託研究費の受入れはなかったものの、科学研究費補助金の採択件数が平成22年度は5件、平成23年度は6件、分担研究は平成22年度が4件、平成23年度は2件となっている。間接経費の受入れ額は、平成21年度の1,571千円に比

して、平成22年度は1,489千円と若干減少したが、平成23年度は1,884千円と増加している。

また、奨学寄附金（研究助成に応募・採択）の受入れは、平成22年度1件(500千円)、平成22年度3件(4,000千円)であった。

平成22年度決算報告

(単位：千円)

区分	当初 計画額	追加 配分額	22年度		21年度 決算額
			合計 予算額	学部追加配当 及び調整額	
運営費交付金	図書経費	600	0	600	105
	中央経費	7,400	333	7,733	△905
	備品費	0	0	0	0
	消耗品費	100	0	100	242
	印刷製本	1,500	0	1,500	243
	複写経費	500	0	500	△153
	賃金	4,700	*1 333	5,033	△1,536
	雑役務費	500	0	500	△39
	施設整備費	100	0	100	338

## 8. 財務

区分		22年度					21年度 決算額
		当初 計画額	追加 配分額	合計 予算額	学部追加配当 及び調整額	決算額	
運営費交付金	情報関連費	300	0	300	△262	38	863
	吉田地区共通経費	2,400	0	2,400	387	2,787	2,455
	旅費	3,525	0	3,525	799	4,324	3,730
	教員研究旅費	925	0	925	△261	664	550
	講師等旅費	2,600	0	2,600	657	3,257	2,696
	招へい旅費	0	0	0	291	291	484
	赴任旅費	0	0	0	0	0	0
	管理旅費	0	0	0	112	112	*3 0
	研究部長裁量経費	349	*2 270	619	△124	495	333
他の資金	部局活性化経費	0	626	626	0	626	0
	小計	14,574	1,229	15,803	0	15,803	16,340
	受託研究費等	0	1,489	1,489	0	1,489	27,490
他の資金	科学研究費間接経費	0	1,489	1,489	0	1,489	1,571
	受託研究間接経費	0	0	0	0	0	0
	目的積立金(前年度繰越金)	0	0	0	0	0	815
	目的積立金 (公共第2RPG室整備)	0	0	0	0	0	25,104
小計		0	1,489	1,489		1,489	27,490
合計		14,574	2,718	17,292	0	17,292	43,830

(注) \*1印は、追加配分(留学生経費162千円、インターナンシップ経費101千円、特別経費(留学生受入推進経費70千円))

\*2印は、追加配分(教育研究基盤経費精算分△198千円、留学生経費208千円、特別経費(留学生受入推進経費60千円))

両任教員分配金(岡田教授、菊谷准教授分 経済学研究科からの振替)) 200千円)

\*3印の平成21年度における管理旅費177千円は、科学研究費間接経費より支出。

## 平成23年度決算報告

(単位:千円)

区分		23年度					22年度 決算額
		当初 計画額	追加 配分額	合計 予算額	学部追加配当 及び調整額	決算額	
運営費交付金	図書経費	600		600	△57	543	705
	中央経費	6,600	567	7,167	△119	7,048	6,828
	備品費	0	0	0	0	0	0
	消耗品費	300	0	300	576	876	342
	印刷製本費	1,700	0	1,700	150	1,850	1,743
	複写経費	300	0	300	36	336	347
	賃金	3,500	*1 567	4,067	△859	3,208	3,497
	雑役務費	400	0	400	33	433	461
	施設整備費	400	0	400	△55	345	438
	情報関連費	300	0	300	△196	104	38
	吉田地区共通経費	2,700	0	2,700	273	2,973	2,787
	旅費	4,125	0	4,125	△520	3,605	4,324
	教員研究旅費	925	0	925	△254	671	664
他の資金	講師等旅費	3,200	0	3,200	△819	2,381	3,257
	招へい旅費	0	0	0	69	69	291
	赴任旅費	0	0	0	0	0	0
	管理旅費	0	0	0	484	484	112
	研究部長裁量経費	339	*2 △308	31	619	650	495
	総長裁量経費(直接的な学生支援事業)	0	3,300	3,300	0	3,300	0
	部局活性化経費	0	0	0	0	0	626
小計		14,664	3,559	18,223	0	18,223	15,803
他の資金	受託研究費等	0	1,884	1,884	0	1,884	1,489
	科学研究費間接経費	0	1,884	1,884	△210	1,674	1,489
	受託研究間接経費	0	0	0	0	0	0
	次年度繰越	0	*3		210	210	0
	小計	0	1,884	1,884	0	1,884	1,489
合計		PS UUS	5,443	20,107	0	20,107	17,292

(注) \* 1 : 追加配分(留学生経費451千円、インターナンシップ経費116千円)

\* 2 : 追加配分(教育研究基盤経費清算分△308千円)

\* 3 : 科学研究費間接経費(基金分)

## 9. 情報の発信・説明責任・社会との連携

### 1) 部局の方針

本公共政策大学院では、説明責任という考え方の浸透や高速情報通信網の普及等の社会状況の変化に対応して、開学当初から情報発信や社会との連携に積極的に取り組む方針で臨んでいる。

### 2) 自己点検・評価

本学では、京都大学大学評価委員会規程が設けられ、同規程第8条は、部局に、当該部局における教育研究活動等の状況について点検・評価を行うことを目的とする委員会（以下「部局委員会」という。）を置くことを求めている。これを受けたて本大学院では、自己点検・評価、外部評価、認証評価に関わる事項を所掌する「評価・広報委員会」を大学院開設と同時に設置した。

この委員会は、外部評価委員会による毎年の評価、学生の授業評価の基本方針と結果の検討、中期目標・中期計画の作成と年度毎の点検及び報告等の業務に携わってきたが、平成20年度当初に連携研究部長・教育部長の指揮の下に、2年毎に自己点検・評価を実施することを教授会で決定し、平成18・19年度分については、平成20年11月に『自己点検・評価報告書第1号』を、平成20・21年度分については、平成22年9月に『自己点検・評価報告書第2号』を刊行している（資料11）。

また、刊行した自己点検・評価報告は、ホームページ上に掲載するとともに、本大学院の非常勤講師を含めた全構成員に配付するとともに、文部科学省をはじめ国立国会図書館等の関係省庁・機関にも送付している。

### 3) 情報の発信・公開

本大学院では、評価・広報委員会の所掌の下に、本大学院の専用ウェブサイトを開設して、主として受験生を対象として、本大学院の専任教員・カリキュラム・催し物の案内等を掲載するとともに、紹介パンフレットを作成し、情報の開示に努めている。

また、これまで入学試験成績の開示については、「京都大学における情報公開制度の実施に関する規程」、「京都大学における個人情報の保護に関する規程」に基づき、保有個人情報の開示請求があれば、部局情報公開実施委員会の議を経て、請求者本人以外の部分を開示していたところであるが、平成22年度入試から、「情報提供」というかたちで、本人から請求があれば、部局情報公開実施委員会の議を経ず開示することとした。

なお、「3. 入学者選抜」の項でも記載したとおり、過去に出題された問題は公表しており、情報公開に積極的に対応している。

さらに、「1. 公共政策大学院の現状と展望 [特色ある取り組み]」の項（6頁参照）でも記載したとおり、本大学院の実質的機関誌でもある『公共空間』は、学生が主体となって、研究部長の指導下、企画・立案・取材・編集のための委員会を自主的に組織し、年2回刊行しているが、掲載内容は、学生、教員、卒業生の寄稿、あるいは中央省庁等幹部の取材記事など本大学院の活動内容を知ることができる貴重な媒体となっている。本大学院のホームページ以外に、平成23年度からは京都大学図書館機構のリポジトリにも登録され、学外から自由に閲覧することが可能となり、広報範囲が拡大した。

### 入試情報の開示について

京都大学公共政策大学院では受験者本人から開示請求があれば、平成21年12月1日（火）以降、以下のいずれかの方法により、平成22年度入学試験情報を開示します。

開示する入試情報は、1. 答題試験の科目ごとの成績、2. 口述試験の成績、3. 総合成績、4. 順位、です。入試情報開示希望者のうち、未受験の科目的成績は、得点欄に※※※と印字します。

いずれの場合も個人情報保護の観点から、代理人による開示申請は、理由の如何を問わず受け付けません。

(1) 窓口開示

平成22年7月1日（木）から平成22年11月30日（火）の間に、法学研究科公共政策大学院掛において受験票等を提示し、受験者本人と確認された場合、窓口備え付けの「入学試験に係る個人情報開示請求願」を提出すれば、上記入試情報を開示します。

(2) 郵送

平成22年5月31日（月）までに、住所または受信場所及び受信者氏名を明記し、500円切手（郵送用切手代金）を貼った標準封筒長形3号（120mm×235mm）を同封し、法学研究科公共政策大学院掛に、「京都大学公共政策大学院入学試験情報申込」と朱書して申し込んでください。親筆の書留郵便として送付します。

#### 入学試験に係る個人情報開示願

平成 年 月 日

京都大学大学院公共政策教育部長 殿

住 所	
氏 名	㊞またはsign
電話番号	
受験番号	

私は、請求により本人に開示される入学試験に係る情報について、下記の添付書類を添えて開示を請求しますので、よろしくお取り計らいください。

記

添付書類（以下のいずれかを選んでください）

- 受験票
- 受験者本人と確認できる書類（例、学生証・運転免許証など）

募集年度（ 年度）

	科 目 名	成 績
受験科目1		
受験科目2		
受験科目3		
口述試験成績		
総合成績		
順 位		

\* 平成22年度以降は、合否結果の通知の際、当該年度の年月日・曜日に修正のうえ、同封している。

#### 4) 社会との連携、同窓会組織

本公共政策大学院の修了生を構成員とする同窓会「鴻鵠会」が、平成21年1月に発足し、そのホームページは本大学院のホームページと相互リンクしており、広報の範囲が広がったとみてよい。

同窓会組織は、修了生相互の親睦を深

め、本大学院の対外的なプレゼンスを高め、支援体制を整備するなどの意味において、その必要性は十分に認識されており、現院長・歴代院長、専任教員1名が顧問として就任している。また、その活動状況は、教授会でも逐次報告されている。

なお、産業界や学協会等のデマンドサイドとの連携は重要であり、25頁でも述べたとおり、本大学院でも平成22年1月15日に全国市町村国際文化研修所（JIAM）と連携してセミナーを開催したところ100名を超える参加申込みがあり、その結果は『連携セミナー報告書』として纏められている。以後、会場を本学とJIAMとで交互に開催することになり、平成23年度はJIAM（大津市）、平成24度は本学の施設を使って第4回となるセミナーの開催準備（平成24年9月21日（金）予定）を進めている。

### [特色ある取組み]

本大学院では、大学院開設当初から、説明責任という考え方の浸透や高速情報通信網の普及等の社会状況の変化に対応して、情報発信や社会との連携に積極的に取り組み、各種の情報をホームページ上で積極的に公表してきたが、予算と人的制約もあって日々の更新が不可能に近く、体裁等で改善の余地があることも否めない状況であった。

そこで、院生から出された本大学院のホームページ改訂の要望を契機として、セキュリティの問題に配慮しつつ、レイアウト・掲載内容などについて平成21年7月に大幅な改訂を行った結果、アクセス数も大幅に増加し、平成22年度入学以降、志願者の増加にも貢献したものと思われるが、以後のホームページの更新についても、院生の助力による所が大きい。

### [点検・評価（長所と問題点）]

平成22年度に認証評価機関による認証評価を受審すべく、平成22年1月に教学事項について自己点検・評価を行った。

他方、平成20年11月に本大学院が刊行した平成18年度・19年度分に関する『自己点検・評価報告書』第1号は、前記評価が求める評価の他に、財務状況、人権・安全管理、情報セキュリティ等についても点検し、巻末には、教育活動、研究業績、組織運営への寄与、学外・社会貢献を含む教員の研究活動についても掲載し、印刷して関係機関に送付している。したがって、前々回、前回との比較・検証のために、今回も前回同様の点検項目について各々評価を行い、その結果は、印刷物として纏め、関係機関に送付し、併せて、ホームページにも掲載予定である。また、過去に出題された問題の公表や入学試験結果の開示についても、個人情報保護法所定の申請手続によることなく、学部入試と同様に、平成22年度入試より「情報提供」として開示している。

以上のところから、積極的に情報公開に対応し、説明責任を充分に果していると判断できる。

### [将来への取組み・まとめ]

本大学院の教員は、専門性と実務経験を活かし、国や地方公共団体の各種審議会委員を務める者が多く、自らの知見を社会的に還元するところが大きいので、委員就任の依頼があれば、積極的に対応したい。また、学界においても重要な役職を担う者も少なくなく、専門分野の学術発展に積極的に貢献したい。

なお、本公共政策大学院に所属する専任教員による一般市民向けの講演会等も、対外的に情報を発信し、社会との連携を強めるという観点からは有力な方法であるが、小規模大学院であるので、JIAMとの連携セミナー以外の開催は今後の課題としたい。

## 10. 教員の個人活動

### 凡 例

- (1) 教員の配列は、公共政策第一講座／同第二講座／特別教授の順とアイウエオ読みによった。
- (2) 活動項目は、教育／研究／組織運営／学外・社会貢献活動に大別してその順に掲げ、「学外・社会貢献活動」などにおいて、年度により任期が区切られる委員等は、その年度により示した。また、教育・研究業績に関しては、最近5年間に限定した。
- (3) 「授業科目の担当」中、「法学研究科」とあるのは同研究科法政理論専攻を、「法科大学院」とあるのは同研究科法曹養成専攻を、それぞれ指す。また、「前・後」は前期・後期を表し、数字は単位を示す。

### 伊 藤 之 雄 (教 授)

#### 1. 教 育

##### 1) 授業科目の担当

(22年度)

公共政策大学院

日本政治外交（前2）

法学研究科

日本政治外交史／日本政治外交史研究（通年4）

法科大学院

日本政治外交史（後2）

法 学 部

政治史（前4）、同演習（後2）

全学共通科目等

政治学入門（前2）、教職総合演習（前2）

(23年度)

公共政策大学院

日本政治外交（前2）、政治外交古典講読（後2）

法学研究科

日本政治外交史／日本政治外交史研究（通年4）

法科大学院

日本政治外交史（後2）

法 学 部

政治史（前4）、同演習（後2）

##### 2) 教育実践上の主な業績

###### (1) 作成した教科書、教材、参考書

公共政策大学院「日本政治外交」の教科書

(平成20年度)

・『西園寺公望—古希からの挑戦』（文藝春秋）

・『山県有朋—愚直な権力者の生涯』（文藝春秋）

(平成21年度)

・『伊藤博文—近代日本を創った男』（講談社）

(平成22年度)

・『京都の近代と天皇—御所をめぐる伝統と革新の都市空間1868～1952』（千倉書房）

(平成23年度)

・『昭和天皇伝』（文藝春秋）

#### 2. 研 究

##### 1) 研究テーマ及び目標

19世紀から20世紀の東アジアの国際環境の変化の中で、日本がどのように自立を維持してきたのかを、憲法などの法律とその運用慣行の差異を踏まえ、内政と外交の関連に留意しながら研究している。

##### 2) 研究成果の公表〔著書・論文等〕

<著 書>

・『20世紀日本と東アジアの形成—1867～2006』（共編著）平成19年5月、ミネルヴァ書房、320頁

・『西園寺公望—古希からの挑戦』（単著）平成19年12月、文藝春秋、358頁

・『山県有朋—愚直な権力者の生涯』（単著）平成20年2月、文藝春秋、485頁

・『伊藤博文—近代日本を創った男』（単著）講談社、606頁

・『伊藤博文と韓国統治—初代韓国統監をめぐる百年目の検証』（李盛煥氏と共に編著）平成21年6月、ミネルヴァ書房、3

36頁

- ・京都市編『京都市政史・第1巻・市政の形成』(編著、京都市) 平成21年3月、750頁
- ・『京都の近代と天皇—御所をめぐる伝統と革新の都市空間1868～1952』(単著) 平成22年9月、千倉書房、334頁
- ・『日本の歴史 近世・近現代編』(藤井譲治氏と共に編著) 平成22年5月、ミネルヴァ書房、413頁
- ・『昭和天皇伝』(単著) 平成23年7月、文藝春秋、588頁
- ・『伊藤博文をめぐる日韓関係—韓国統治の夢と挫折1905～1921』(単著) 平成23年9月、ミネルヴァ書房、279頁

＜論 文＞

- ・「京都御所・御苑空間と近代日本の天皇制」(中)・(下)(単著) 平成19年4月・8月、京都市市政史編さん委員会『京都市政史編さん通信』28号・29号、28号1-7頁、29号、1-8頁
- ・「近代天皇は『魔力』のような権力を持っているのか」(単著) 平成19年9月、『歴史学研究』831号、17-23頁
- ・「昭和天皇・元老・宮中勢力の情報ネットワークと政治」(単著) 平成20年3月、『戦間期日本の社会集団とネットワークと政治』NTT出版、猪木武徳編、3～34頁
- ・「原敬の誤解と研究者の誤解」(単著) 平成20年6月、『日本歴史』721号、81-83頁
- ・「伊藤博文の韓国統治と韓国併合—ハーグ密使事件以降」(単著) 平成21年3月、京都大学法学会、『法学論叢』164号、1-6合併号、1-70頁
- ・「第一次世界大戦後の都市計画事業の形成—京都市を事例に・1918～1919」(単著) 平成22年3月、京都大学法学会、『法学論叢』166号、1-34頁
- ・「若き原敬の動向と国家観・自由民権観—郵便報知新聞記者の明治十四年政変」(単著) 平成24年3月、京都大学法学会、『法学論叢』170号、33-105頁

＜その他＞

- ・吉田清成文書研究会編『吉田清成関

係文書』第4巻(単著) 平成20年8月、思文閣出版、458頁

### 3. 組織運営

#### 部局における寄与

- H23.4.1-25.3.31 企画・財務委員会
- H23.4.1-25.3.31 インターンシップ等実施委員会(主任)
- H23.10.1-25.3.31 入試委員会

#### 全学における寄与

- H23.4.1-24.3.31 教育制度委員会

#### 法学研究科関連

- H21.4.1-23.3.31 国際法政文献資料センター長、同運営委員会
- H21.4.1-25.3.31 法政理論専攻 教育課程委員会
- H22.4.1-24.3.31 東南アジア研究所協議員
- H23.4.1-25.3.31 京都大学学術出版社社員

### 4. 学外・社会貢献活動

#### 1) 学会活動

日本政治学会、史学研究会、日本史研究会

#### 2) 学外の委員会・審議会等の活動

- H20.1.1-12.31 (独)日本学術振興会科学研究費委員会専門委員

- H20.4.1～ 京都市歴史資料館非常勤嘱託員(市政史編さん委員会代表)

- H22.8.1-23.7.31 (独)日本学術振興会国際事業委員会書面審査委員

- H22.8.1-23.7.31 (独)日本学術振興会特別研究員等審査会専門委員

### 岡 田 知 弘(教 授)

#### 1. 教 育

- 1) 授業科目の担当  
(22年度)

公共政策大学院

公共政策論（前4）、経済政策（前2）  
地域開発政策（後2）

経済学研究科

地域産業分析1、2（前2、後2）  
社会研究・古典研究B（後2）

経済学部

地域開発論（後2）、経済英語A  
(前2)、演習（前4、後4）

(23年度)

公共政策大学院

公共政策論（前4）、経済政策（前2）

経済学研究科

地域産業分析1、2（前2、後2）  
社会研究・古典研究B（後2）

経済学部

地域開発論（後2）、経済英語A  
(前2)、演習（前4、後4）

2) 教育実践上の主な業績

(1) 作成した教科書、教材、参考書

- ・公共政策大学院・経済学研究科・経済学部講義課目についての講義資料の作成。
- ・地域調査の入門書として『行け行け！わがまち調査隊』(共著)、自治体研究社を2009年に出版した。

2. 研究

1) 研究テーマ及び目標

- ① 研究テーマは、グローバル化と地域経済の構造変動、自治体再編と地域経済、農村経済再生・地域づくりの理論創造、都市形成史。
- ② 研究成果を、著作、論文、学会報告、政策提言という形で発表していくことを目標とする。これへの日本の対応を、対外経済政策に焦点をあて、かつドイツ・ヨーロッパの動向との比較において研究し、論文を執筆すること。

2) 研究成果の公表 [著書・論文等]

<著 書>

- ・2007年2月（共著）『京都市政 公共経営と政策研究』(執筆部分：第5章 産業政策の転換と京都財界の政策要求)、法律文化社
- ・2007年2月（共著）『協働がひらく村の

未来』(執筆部分：はしがき、第2章 学びと自治の力が自律の村をつくる)、自治体研究社

- ・2007年3月（共著）『市民による市民のための合併検証－あきる野市の実態が示すもの－』(執筆部分、「はしがき」、「第I部 平成の大合併と『あきる野市』」)、自治体研究社
- ・2007年8月（共著）『グローバリゼーションと世界の農業』(執筆部分、「第10章 グローバリゼーションの農村社会崩壊の危機」、「あとがき」)、大月書店
- ・2007年10月（共著）『山村集落再生の可能性』(執筆部分、「V 山村再生の意義と可能性」)、自治体研究社
- ・2007年12月（共著）『西宮現代史』第1巻II（分担部分第1章第5節1～3項、第6節、第8節、第9節、第2章第9節、第11節、第13節、第3章第7節、1・3・4・7項、第8節、第9節1・2・3項、第10節、第4章第1節、第3節、第4節、第6節1・2項、第7節）、西宮市
- ・2008年4月（共著）『環境再生のまちづくり 四日市から考える政策提言』、ミネルヴァ書房
- ・2008年8月（単著）『道州制で日本の未来はひらけるか』自治体研究社
- ・2008年11月（共著）『格差是正と地方自治』(日本地方自治学会編)、敬文社
- ・2008年12月（共著）『日本農業と農政の新しい展開方向』、昭和堂
- ・2009年9月（単著）『一人ひとりが輝く地域再生』、新日本出版社
- ・2009年7月（共著）『行け行け！ わがまち調査隊』、自治体研究社
- ・2009年10月（共著）『地域再生のリアリズム』(唯物論研究協会編)、青木書店
- ・2009年12月（共著）『新自由主義か新福祉国家か』、旬報社
- ・2010年8月（共著）『中小企業振興条例で地域をつくる』、自治体研究社
- ・2010年8月（共著）『「地域主権」改革と地方自治』、自治体研究社
- ・2010年8月（共著）『「地域主権」と国家・自治体の再編』、日本評論社
- ・2010年10月（共著）『地域調査は地域づ

- くり』、自治体研究社
- ・2010年12月（共編著）『高度成長の時代  
2 過熱と揺らぎ』、大月書店
  - ・2010年12月（共著）『TPP反対の大義』、農山漁村文化協会
  - ・2011年4月（共著）『TPPで暮らしと地域経済はどうなる』、自治体研究社
  - ・2011年4月（単著）『TPPと日本の論点』農文協編、農文協
  - ・2011年6月（単著）『現代中小企業の新機軸』永山利和編、同友館
  - ・2011年5月（単著）『人間にとつての都市と農村』総合人間学会編、学文社
  - ・2011年9月（単著）『3. 11を生きのびる』小森陽一編、かもがわ出版
  - ・2011年11月（単著）『21世紀への挑戦  
2 グローバル化・金融危機・地域再生』伊藤正直・藤井史朗編、日本経済評論社

＜論 文＞

- ・2007年11月（単著）「地域の危機と再生の条件」、『教育』第57巻第11号
- ・2008年1月（単著）「政治構造の地殻変動と地方自治をめぐる展望」、『信州自治研』第191号
- ・2008年3月（単著）「日本経済史の地域論の再構築－地域形成史論の射程」、『経済史研究』第11号
- ・2008年8月（単著）「『平成の大合併』・道州制論の歴史的位置」、『歴史学研究』第843号
- ・2008年12月（単著）「地域再生と大都市問題」、『企業環境研究年報』第13号
- ・2009年7月（単著）「地域からの経済再生と中小企業の役割」、『中小商工業研究』第100号
- ・2009年7/8月（単著）「国土政策における『選択と集中』を問い合わせ直す」、『建築とまちづくり』第379号
- ・2009年10月（単著）「経済危機下の地域経済と雇用問題」、『農村と都市を結ぶ』第696号
- ・2009年7月（単著）「『昭和の大合併』の受容過程～滋賀県彦根市の事例～」、『生駒経済論叢』第7巻第1号
- ・2010年冬（単著）「『平成の大合併』は

- 地域に何をもたらしたか」、『季刊 家計経済研究』第85号
- ・2010年3月（単著）「大都市における地域経済政策の方向性」、『阪南論集』第45巻第3号
  - ・2010年4月（単著）「民主党政権下の『地域主権改革』と地方自治、暮らしのゆくえ」、『季刊 人権問題』第20号、2010年春号
  - ・2010年5月（単著）「グローバル化と国家・地域の再編」、『歴史評論』第721号
  - ・2010年5月（単著）「道州制導入で命や暮らしは守れるのか」、『月刊保団連』第1034号
  - ・2010年5月（単著）「地域内の再投資力高める六次産業化を」、『AFCフォーラム』第57巻第14号
  - ・2010年7月（単著）「地域再生に何が必要か」、『POSSE』第7号
  - ・2010年8月（単著）「ポスト構造改革期における地域づくりと歴史の再認識」、『LINK』第2号
  - ・2010年11月（単著）「地域経済再生の戦略」、『地方自治職員研修』第609号
  - ・2011年3月（単著）「民主党政権下の経済政策・地域主権改革」、『Int'l ecowk 国際経済労働研究』第1008号
  - ・2011年5月（単著）「東日本大震災からの復興の視座」、『現代思想』第39巻7号
  - ・2011年6月（単著）「現代日本の地域再生を考える」、『部落問題研究』第197号
  - ・2011年6月（単著）「TPPで日本の地域は救われるのか」、『現代思想』第39巻8号
  - ・2011年9月（単著）「東日本大震からの復興をめぐる二つの道」、『農業・農協問題研究』第47号
  - ・2011年12月（単著）「東日本大震災からの復興をめぐる対抗軸」、『法と民主主義』第464号
  - ・2012年1月（単著）「地域循環型経済の構築と農商工連携」、『中小商工業研究』第110号
  - ・2011年12月（単著）「大阪都・中京都構想の背後にあるもの」、『経済科学通信』第127号
  - ・2012年3月号（単著）「『創造的復興』

## 10. 教員の個人活動

論の批判的検討』『現代思想』第40巻4号

### <その他>

- ・2008年11月（単著）「地域内再投資によるスマートビジネスの育成」、『農業と経済』第74巻第13号
- ・2009年7/8月（単著）「国土政策における『選択と集中』を問い合わせる」、『建築とまちづくり』第379号
- ・2009年11月号（単著）「なぜ、今、地域調査が必要とされるのか」、『おおさかの住民と自治』第372号
- ・2009年冬（単著）「地域から持続可能な社会・経済システムをつくるために」、『季刊 にじ』第628号
- ・2010年2月8日（単著）「ポスト構造改革時代の地域再生と基礎自治体の役割」、『町村週報』第2708号
- ・2010年3月（単著）「1980年代以降の大坂大都市圏の構造変化」、『セミナーレポート 2009』関西大学経済・政治研究所
- ・2011年11月（単著）「『人間の復興』のために一大震災からの復旧・復興の視点」『月刊保団連』第1078号
- ・2011年12月（単著）「東日本大震災からの復興をめぐる対抗軸と『人間の復興』』『文化連情報』第405号
- ・2012年1月（単著）「大震災下の『地域主権改革』とTPP参加問題」『民医連医療』第473号

## 3. 組織運営

### 部局における寄与

- H22.4.1-23.3.31 副研究部長
- H22.4.1-23.3.31 人事委員会
- H22.4.1-23.3.31 評価・広報委員会
- H22.4.1-23.3.31 企画・財務委員会（主任）
- H22.4.1-23.3.31 制度委員会
- H22.4.1-23.3.31 施設・設備委員会
- H22.4.1-23.3.31 人権委員会（主任）
- H22.4.1-23.3.31 ハラスメント相談窓口
- H22.4.1-23.3.31 部局情報公開実施委員会（主任）
- H22.4.1-23.3.31 兼業・兼職審査委員会
- H22.4.1-23.3.31 入試委員会

H22.4.1-23.3.31 部局安全衛生委員会（主任）

### 全学における寄与

- H20.4.1-23.3.31 京都大学図書館機構副機構長 経済学研究科関連
- H20.4.1-23.3.31 調査資料室運営委員会
- H20.4.1-23.3.31 経済学部建築委員会
- H20.4.1-23.3.31 将来構想委員会
- H20.4.1-23.3.31 論文入試検討委員会

## 4. 学外・社会貢献活動

### 1) 学会活動

日本地域経済学会（理事長）、政治経済学・経済史学会（理事）

### 2) 学外の委員会・審議会等の活動

- H22.4.1-23.3.31 姫路市姫路市史編集専門委員会副委員長
- H22.9.14-23.3.31 兵庫県「新経済・雇用プロジェクト策定戦略会議」委員
- H22.9.1-25.8.31 京都府農業会議専門員
- H22.11.1-24.3.31 京都府与謝野町産業振興会議オブザーバー
- H22.10.1-23.9.30 京都市伏見区久我・久我の杜・羽束師地域の総合的なまちづくりビジョン検討会議アドバイザー
- H22.10.25-24.3.31 京都市歩いて楽しいまちなか戦略」四条通WG委員
- H22.10.29-24.3.31 京都市歩いて楽しいまちなか戦略推進会議委員
- H23.6.1-24.3.31 京都府農林水産部『命の里』見守り支援研究会委員
- H23.9.13-24.3.31 兵庫県「ひょうご経済・雇用活性化プログラムフォローアップ会議」委員
- H23.10.26-24.3.31 長浜市庁舎整備工事施工業者選定委員会

## 委員

### 唐 渡 晃 弘 (教 授)

#### 1. 教 育

##### 1) 授業科目の担当

(22年度)

###### 公共政策大学院

英語情報分析（前2）、ヨーロッパ政治（後2）

###### 法学研究科

政治史（通年4）／政治史研究（通年4）

###### 法 学 部

政治史（前4）、同演習（前2、後2）

(23年度)

###### 公共政策大学院

英語情報分析（前2）、ヨーロッパ政治（後2）

###### 法学研究科

政治史（通年4）／政治史研究（通年4）

###### 法 学 部

政治史（前4）、同演習（前2、後2）

##### 2) 教育実践上の主な業績

###### (1) 作成した教科書、教材、参考書

- ・各担当科目につき、学期はじめと終盤の2回にわたりて履修学生による授業評価を行った。
- ・後期講義「ヨーロッパ政治」では、後期終盤に、学生一人一人と対話することで、理解度の確認を行った。

###### (2) 作成した教科書、教材、参考書

- ・平成22・23年度前期講義「英語情報分析」について毎年教材を作成した。

#### 2. 研 究

##### 1) 研究テーマ及び目標

研究の主要なテーマは国民国家論であり、その研究における要点は、国民をめぐる言説の変化を、実証的な歴史研究に取り込み、歴史研究として跡付けていくことである。現在の具体的な研究対象は、国民国家を規範視する見解が次第に広がつ

ていく時代としての、フランス第二共和制から第二帝政期をとりあげ、国民概念の形成過程を検討することである。特に、革命以後の宗教と自由主義との対立をめぐる言説の展開と制度の変遷の背後にあら思想に留意しながら研究を進めている。

##### 2) 研究成果の公表〔著書・論文等〕

###### <著 書>

- ・平成15年10月（単著）『国民主権と民族自決』（木鐸社）

###### <論 文>

- ・平成19年3月（単著）「十九世紀半ばのフランス政治とカトリック」（京都大学法学会）法学論叢160巻5・6号、241-264頁

#### 3. 組織運営

##### 部局における寄与

H23.4.1-25.3.31 人事委員会

H23.4.1-25.3.31 FD 委員会

H23.10.1-25.3.31 教務委員会

##### 全学における寄与

H23.4.1-24.3.31 学生生活委員会

H23.4.1-25.3.31 FD 研究検討委員会

H23.4.1-25.3.31 カウンセリングセンター  
運営委員会

##### 全学における寄与

H19.4.1-23.3.31 全学共通教育システム  
委員会情報教育専門委  
員会

H22.4.1-24.3.31 京都大学施設整備委員  
会 吉田キャンパス整備  
専門委員会

##### 法学研究科関連

H19.4.1-24.3.31 客員教授定員運用委員  
会

H19.4.1-23.3.31 国際法政文献資料セン  
ター運営委員会

H19.10.1-23.9.30 経理委員会

H21.1.15- 第二期中期目標・中期  
計画策定タスクフォース

H21.10.1-23.9.30 敷地・建物計画委員会

H21.10.1-23.9.30 部局安全衛生委員会

H21.10.1-23.9.30 図書委員会

## 10. 教員の個人活動

- H21.9.10-25.3.31 制度委員会委員  
H21.10.1-23.3.31 研究員雇用計画委員会  
H22.4.1-23.3.3 教科委員会  
H22.4.1-23.3.3 法学研究科入試委員会  
H22.4.1-23.3.3 修士課程外国人特別選抜委員会  
H22.4.1-23.3.31 博士後期課程外国人特別選抜委員会  
H23.4.1-24.3.31 修士課程外国人特別選抜委員会  
H23.4.1-24.3.31 博士後期課程外国人特別選抜委員会  
H23.4.1-25.3.31 教務委員会  
H23.4.1-25.3.31 学部FDのためのWG

## 4. 学外・社会貢献活動

- 1) 学会活動  
日本政治学会、日本国際政治学会  
日本比較政治学会（理事）  
2) 学外の委員会・審議会等の活動  
H19.4.1- 関西学院大学法学部非常勤講師

## 北村 雅史（教授）

### 1. 教育

- 1) 授業科目の担当  
(22年度)  
**公共政策大学院**  
コーポレート・ガバナンス（前2）、企業制度論（後2）  
**法学研究科**  
商法1/商法研究1（通年4）  
**法科大学院**  
商法総合1-③（前2）、2-①（後2）  
**法学部**  
商法演習（前2、後2）、特講「アセット・マネジメントの実務と法」（後2）  
(23年度)  
**公共政策大学院**  
コーポレート・ガバナンス（前2）、企業制度論（後2）  
**法学研究科**

商法3/商法研究3（通年4）

**法科大学院**

商法総合1-③（前2）、2-①（後2）

**法学部**

商法第二部（前4）、特講「アセット・マネジメントの実務と法」（後2）

### 2) 教育実践上の主な業績

- (1) 作成した教科書、教材、参考書  
・平成19年8月：全学共通科目「企業と法」、公共政策大学院「企業制度論」の参考書として、「現代会社法入門」（有斐閣）を執筆した。  
・平成19年12月：法科大学院「商法総合ⅠⅡ」の教材として、「会社法事例演習教材」（有斐閣）を執筆した。

## 2. 研究

### 1) 研究テーマ及び目標

私の研究の中心テーマは、会社法制の下でコーポレート・ガバナンスのあり方を検討することである。具体的には、株式会社の機関設計と役員の義務・責任の両面について、会社法、金融商品取引法さらには自主規制機関によるルール等に配慮しながら、ルールのあるべき姿を模索し、役員の行為規範および責任規範を理論的に究明することを課題としている。また、最近は、企業結合法制を新たな研究テーマに加え、比較法研究をベースに、公開買付規制と親子会社法制のあり方を検討している。

以上のテーマについては、すでに複数の論文の公表や学会シンポジウム報告によって、私の研究成果を発信しているところである。今後、引き続き解明が十分でない論点を検証するとともに、数年後には、会社法全般に関する体系書を執筆したいと考えている。

### 2) 研究成果の公表〔著書・論文等〕

<著書>

- ・平成19年7月（共著）『商法総則講義（第3版）』、成文堂、森本滋、20-28,92-106頁  
・平成19年8月（共著）『現代会社法入門』、有斐閣、柴田和史ほか、1-24頁,48-54頁,

133-211頁,247-256頁,341-345頁

- ・平成19年12月（共著）『会社法事例演習教材』、有斐閣、前田雅弘ほか、
- ・平成20年3月（共著）『会社法コンメンタール第1巻』、商事法務、江頭憲治郎、186-190頁,198-232頁
- ・平成20年7月（共著）『逐条解説会社法第2巻』、中央経済社、龍田節ほか、212-295頁
- ・平成20年8月（共著）『手形法小切手法講義』、成文堂、森本滋、67-96頁
- ・平成21年2月（共著）『会社法コンメンタール第8巻』、商事法務、落合誠一、60-90頁,237-240頁
- ・平成21年3月（共著）『企業結合法の総合的研究』、商事法務、森本滋、14-32頁、189-203頁
- ・平成21年4月（共編）『森本滋先生還暦記念・企業法の課題と展望』、商事法務、川濱昇ほか、193-249頁
- ・平成21年5月（共著）『現代商法入門（第8版）』、有斐閣、近藤光男、1-59頁
- ・平成22年3月（共編）『プライマリー会社法（第3版）』、法律文化社、藤田勝利、133-164頁
- ・平成22年3月（共編）『プライマリー商法総則・商行為法（第3版）』、法律文化社、藤田勝利、108-132頁

#### ＜論文＞

- ・平成19年6月（単著）「違法行為による信用の失墜と取締役の賠償責任」、商事法務1805号、4-14頁
- ・平成19年9月（単著）「関連法令の改正」河本一郎・龍田節・編『金融商品取引法の理論と実務』、経済法令研究会、156-165頁
- ・平成20年5月（単著）「イギリスの企業結合形成過程に関する規制」、商事法務1832号、12-18頁
- ・平成20年8月（単著）「企業結合の形成過程」、商事法務1841号、6-15頁
- ・平成21年3月（単著）「従業員の引き抜きと取締役の忠実義務」、法学論叢164巻1~6号、269-303頁
- ・平成21年12月（単著）「電子化時代の株主総会－2009年版株主総会白書を読ん

で」、商事法務1886号4-13頁

- ・平成23年1月（単著）「親子会社法制に関する検討課題」、大証金融商品取引法研究会第4号、141-199頁
- ・平成23年9月（単著）「楽天対TBS株式買取価格決定事件最高裁決定と公正な価格の算定基準」、商事法務1941号4-16頁

#### ＜その他＞

- ・平成19年4月～平成20年3月（単著）「演習商法」、法学教室319号から330号まで連載
- ・平成20年4月（単著）「判例批評・札幌高判平成18年3月2日：融資金の回収不能と銀行の取締役の会社に対する責任」判例評論590号、192～201頁
- ・平成20年4月（単著）「講演録・会社法と株主総会制度の課題」、代行通信10号、1-22頁
- ・平成20年7月（単著）「判例批評・最決平成19年8月7日：買収者に対する差別的取扱いを内容とする新株予約権の無償割り当てと株主平等原則—ブルドックソース対スティールパートナーズ事件」、私法判例リマークス37号、92-95頁
- ・平成20年12月（単著）「判例解説・最判昭和42年10月6日：非商人たる保証人の求償権と商事消滅時効」、江頭憲治郎・山下友信編『商法（総則・商行為）判例百選（第5版）』、98-99頁
- ・平成21年8月（単著）「判例批評・東京地判平成17年6月27日：計算書類の虚偽記載と取引先の損害との因果関係」、商事法務1873号、153-158頁
- ・平成21年11月（単著）「株主平等の原則」、会社法の争点、46-47頁
- ・平成22年3月（単著）「判例解説・最判平成21年4月17日：代表取締役が取締役会の決議を経ずに重要な業務執行に該当する取引をした場合において無効を主張できる者の範囲」、法学教室354号別冊付録『判例セレクト2009〔II〕』、19頁
- ・平成22年5月（単著）「判例批評・最判平成21年3月10日：株主代表訴訟の対象となる取締役の責任」、民商法雑誌142巻2号、182-202頁

## 10. 教員の個人活動

- ・平成22年12月（単著）「判例解説・最判平成5年7月20日：保険契約者兼被保険者の相続人が複数いる場合の告知義務違反による解除」、山下友信＝洲崎博史編『保険法判例百選』、204-205頁
- ・平成23年1月～2月（加藤貴仁ほか共著）「座談会：親子会社の運営と会社法（上）（中）（下）」〔加藤貴仁＝北川浩＝三苦裕との座談会記録〕、商事法務1920号、8-26頁、商事法務1921号、41-49頁、商事法務1922号、49-61頁
- ・平成23年2月（単著）「判例批評・最判平成21年12月18日：株主総会の決議なく支給された退職慰労金の不当利得返還請求と信義則・権利濫用」、私法判例リマーカス42号、86-89頁
- ・平成23年5月（単著）「判例批評・最判平成21年4月17日：取締役会決議を欠く重要な財産の処分と取引の無効を主張できる者の範囲」、法学教室368号、116-122頁
- ・平成23年9月（単著）「判例解説・最判昭和27年2月15日：会社の能力と目的の範囲」、江頭憲治郎編『会社法判例百選（第1版）』、6-7頁
- ・平成23年9月（単著）「判例批評・最判平成9年1月28日：新株発行事項についての公示の欠缺と新株発行の無効」、法学教室372号、116-122頁
- ・平成23年9月（単著）「判例批評・大阪高決平成20年3月25日：会社法976条22号の過料決定と故意過失の要否」、商事法務1942号、61-65頁
- ・平成24年1月（単著）「判例批評・最決平成21年1月15日：親会社株主による帳簿閲覧請求と拒絶事由」、法学教室376号、112-118頁

## 3. 組織運営

### 部局における寄与

- H21.4.1-23.3.31 評価・広報委員会（主任）  
H21.4.1-24.3.31 制度委員会  
H21.4.1-24.3.31 施設・設備委員会  
H21.4.1-24.3.31 教務委員会  
H21.4.1-24.3.31 入試委員会（23年度主

任）

- H21.4.1-24.3.31 FD委員会  
H23.4.1-24.3.31 部局情報公開実施委員会

### 全学における寄与

- H22.4.1-23.3.31 学生生活委員会

### 法学研究科関連

- H20.4.1-23.9.30 経理委員会  
H20.4.1-24.3.31 法政実務交流センター運営委員会  
H21.4.1-25.3.31 法政理論専攻教育課程委員会  
H21.4.1-23.3.31 法曹養成専攻担任委員会  
H21.10.1-23.9.30 法曹養成専攻臨床教育実施委員会

## 4. 学外・社会貢献活動

- 1) 学会活動  
日本私法学会（20.10～理事）、日本海法学会、日本空法学会（21.5～理事）
- 2) 学外の委員会・審議会等の活動  
H20年度～23年度 公認会計士試験委員  
H20年度～23年度 大阪市立大学法学部非常勤講師  
H21年度～23年度 総務総合研究所 アジア・太平洋監査制度研究会委員  
H21年度～23年度 株式会社大阪証券取引所規律委員会委員  
H23年度 大阪株式懇話会法規研究分科会 講師  
H23年12月～ (独)日本学術振興会科学研究費専門委員

## 鈴木 基史（教授）

### 1. 教育

- 1) 授業科目の担当  
(22年度)  
公共政策大学院  
公共政策論（前4）、国際政治経済分析（前2）、グローバルガバナンス（前2）

**法学研究科**

国際政治経済分析・同演習／国際政治経済分析研究・同演習（前2、後2）

**法学部**

国際政治経済分析（後4）、同演習（前2、後2）

（23年度）

**公共政策大学院**

公共政策論（前4）、グローバルガバナンス（前2）、国際政治経済分析（後2）

**法学研究科**

国際政治経済分析・同演習／国際政治経済分析研究・同演習（前2、後2）

**法学部**

国際政治経済分析（後4）、同演習（前2、後2）

2) 教育実践上の主な業績

(1) 教育内容・方法の工夫（授業評価等を含む）

- 各担当科目につき、学期初期と後期の2回にわたりて履修学生による授業評価を行った。

(2) 作成した教科書、教材、参考書

- 各担当科目に関連した参考文献リストおよび授業レジュメ集の作成。

(3) 教育方法・教育実践に関する発表、講演等

平成21年2月21日、20年2月19日：公共政策大学院・法政実務交流センター共催のシンポジウム「政治制度と公共政策」の責任者を務めた。

## 2. 研究

1) 研究テーマ及び目標

国際紛争の構図と協調の条件を、パワー、利益、認識、制度などの関連諸変数を手がかりに、ゲーム理論、計量分析、定性的分析という社会科学の方法によって解明しつつ、国際ガバナンスの可能性と限界について理論的・経験的に考察する。

2) 研究成果の公表〔著書・論文等〕

＜著　書＞

- 平成19年3月（単著）『平和と安全保障

シリーズ国際関係論2』、東京大学出版会、1-274頁

- 平成20年3月（単著）「戦略的思考法－北東アジアにおける日本の制度戦略」日本国際政治学会編『日本の国際政治学』、有斐閣、187-208頁

- 平成20年3月（単著）「民主主義国家と権威主義国家の政策協調と国際制度－公共財理論の視点から」吉田和男・井堀利宏・瀬島誠編著『地球秩序のシミュレーション分析』、日本評論社、41-52頁
- 平成20年4月（単著）「朝鮮半島エネルギー開発機構（KEDO）設立協定と軽水炉支援協定の政治過程」、「駐留軍用地特措法改正の政治過程」真渕勝・北山俊哉編『政界再編時の政策過程』、慈学社、14-37頁

- 平成20年4月（単著）「駐留軍用地特措法改正の政治過程」真渕勝・北山俊哉編『政界再編時の政策過程』、慈学社、38-61頁

＜論　文＞

- 平成19年6月（単著）「ゲーム理論と国際政治学」、『ゲーム理論プラス』、経済セミナー特集号、241-265頁

- 平成20年3月（単著）「現代国際政治理論の相克と対話－規範の変化をどのように説明するか」、『国際政治』155号、1-17頁

- 平成20年3月（単著）"Internationalism and Nationalism in Modern Japan,"Il Politico 218:2 Pavia University, Italy, pp.143-158.

- 平成22年9月（単著）Motoshi Suzuki, "The Politics of Coordination and Miscoordination in the United States-Japan Alliance", International Relations of the Asia-Pacific 10: 3 (September 2010), pp.491-511.

＜その他＞

- 平成21年4月（単著）「書評（国際関係論）」、レヴァイアサン44号
- 平成22年3月（単著）「書評（政治過程論）」、年報政治学2010-I

### 3. 組織運営

#### 部局における寄与

- H21.4.1-23.3.31 人事委員会  
H21.4.1-24.3.31 企画・財務委員会  
H21.4.1-23.3.31 図書委員会（主任）  
H21.4.1-23.3.31 入試委員会（主任）  
H21.4.1-24.3.31 部局情報公開実施委員会  
H23.4.1-24.3.31 人事委員会（主任）  
H23.4.1-24.3.31 図書委員会  
H23.4.1-24.3.31 入試委員会

#### 全学における寄与

- H21.4.1-24.3.31 点検・評価実行委員会

#### 法学研究科関連

- H20.4.1-23.3.31 人権委員会  
H20.4.1-24.3.31 外部評価委員会  
H21.9.20-23.9.19 国際交流センター外国人留学生日本語・日本文化研修委員会  
H21.10.1-23.3.31 研究員雇用計画委員会  
H21.10.1-23.9.30 敷地・建物計画委員会  
H23.4.1-24.3.31 修士課程入試委員会

### 4. 学外・社会貢献活動

#### 1) 学会活動

日本政治学会、日本国際政治学会、日本公共選択学会（理事）、日本公共政策学会、日本選挙学会（監事）、American Political Science Association, International Studies Association

#### 2) 学外の委員会・審議会等の活動

H19年度－24年度 日本学術連携委員

## 土 井 真 一 (教 授)

### 1. 教育

#### 1) 授業科目の担当

(22年度)

公共政策大学院

公共政策論（前4）、立法システム（後2）、情報管理論（後2）

法学研究科

憲法1A・1B/憲法研究1A・1B（前

2、後2)

法科大学院

公法総合3（前2）

法 学 部

憲法演習（前2、後2）

(23年度)

公共政策大学院

公共政策論（前4）、立法システム（後2）、情報管理論（後2）

法学研究科

憲法1A・1B/憲法研究1A・1B（前2、後2）

法科大学院

公法総合3（前2）

法 学 部

憲法演習（前2、後2）

#### 2) 教育実践上の主な業績

##### (1) 作成した教科書、教材、参考書

法科大学院科目「公法総合2」「公法総合3」、公共政策大学院科目「公共政策論」「立法システム」「情報管理論」で授業資料を作成した。

##### (2) 教育方法・教育実践に関する発表、講演等

専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム「法科大学院コア・カリキュラムの調査研究」事業推進責任者として参加。

##### (3) その他教育活動上特記すべき事項

専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム「高度理論教育を目的とした教育改善の取り組み」並びに専門職大学院教育推進プログラム「実務科目等の内容の明確・標準化の調査研究」に参画。

### 2. 研 究

#### 1) 研究テーマ及び目標

第1に、司法権の本質、付隨的違憲審査制の基本理念及び違憲審査基準論について、法の支配の観点から考察し、その成果をまとめ方向で研究を進めている。

第2に、基本的人権の基礎理念としての人間の自律性や関係性の問題を検討するとともに、生命、自由及び幸福追求に対する権利などについて考察している。

当面は、司法制度改革や法教育など実際上の問題と接点を持つつつ、法の支配と司法権の本質に関する問題に重点をおきたい。

## 2) 研究成果の公表〔著書・論文等〕

### <著　書>

- ・平成19年3月（共著）『はじめての法教育Q&A』（法教育推進協議会）、ぎょうせい
- ・平成19年4月（編著）土井真一責任編集『岩波講座 憲法4 変容する統治システム』（はじめにv-vii頁及び「日本国憲法と国民の司法参加」同書235-286頁を執筆）、岩波書店
- ・平成19年5月（共著）『憲法 cases and materials 憲法訴訟』、有斐閣
- ・平成20年5月（編著）『法教育のめざすものーその実践に向けて』（大村敦志・土井真一編著）、商事法務
- ・平成22年4月（共著）『判例講義憲法I 基本人権』（佐藤幸治・土井真一編）、悠々社
- ・平成22年4月（共著）『判例講義憲法II 基本人権・統治機構』（佐藤幸治・土井真一編）、悠々社

### <論　文>

- ・平成20年9月（単著）「人格的自律権に関する覚書」佐藤幸治先生古稀記念論文集『国民主権と法の支配下』、成文堂、155-178頁
- ・平成21年10月（単著）「佐藤教授の人格的自律権論ーその意義と射程」、『法律時報』81巻11号、75-79頁
- ・平成21年11月（単著）「憲法と安全ー新たな行動計画の検討にあたって」、『警察学論集』62巻11号、128-151頁
- ・平成22年5月（単著）「憲法判断の在り方ー違憲審査の範囲及び違憲判断の方法を中心に」、『ジュリスト』1400号、51-59頁
- ・平成23年3月（単著）「高等学校『現代社会』における法教育ー「幸福」「正義」「公正」を考える」、『自由と正義』62号、41-46頁
- ・平成23年5月（単著）「人事行政の公正性ー憲法第15条の観点から」、『人事院

月報』741号、2-5頁

- ・平成23年8月（単著）「法律上の争訟と行政事件訴訟の類型ー在外日本国民選挙権訴訟を例として」、『法学教室』371号、79-90頁
- ・平成23年11月「行政上の義務の司法的執行と法律上の争訟」、『法学教室』374号、82-94頁

### <その他>

- ・平成19年3月（単著）「『みんなと共に自分らしく生きる』ための教育ー自由で公正な社会の担い手を育む」、『社会科教室』44号、18-22頁
- ・平成20年7月（単著）「法の支配・法治国家」杉原泰雄編『新版・体系憲法辞典』、青林書院、142-147頁
- ・平成20年8月（単著）「個人の尊重と「生きる力」の育成」、『中等教育資料』867号、46-47頁
- ・平成20年12月（単著）「法の支配」大石眞・石川健治編『憲法の争点』、4-5頁
- ・平成21年10月（単著）「裁判員制度を憲法的視点から考える」、『読売クオータリー』11号、48-59頁
- ・平成22年7月（単著）「個人の尊重と『生きる力』」、『日本教育』391号、5頁
- ・平成22年9月（単著）「未成年者の模擬選挙と学校教育」、『私たちの広場』314号、16-17頁
- ・平成23年2月（単著）「神社施設の敷地として市有地を無償で提供する行為と政教分離ー砂川空知太神社事件」、『法学教室』365号別冊付録判例セレクト2010 [1]、3頁
- ・平成23年5月「論点講座 公法訴訟座談会・連載開始にあたって」『法学教室』368号、77-87頁
- ・平成23年12月「有斐閣法律講演会2011 法律学の学び方第3回〔対談〕憲法の学び方：長谷部恭男×土井真一」『法学教室』375号、59-69頁

## 3. 組織運営

### 部局における寄与

H22.4.1-24.3.31 人事委員会

H22.4.1-24.3.31 教務委員会（23年度主

## 10. 教員の個人活動

任)	H22-23	京都府 児童ポルノ規制条例検討会議（座長）
H23.4.1-24.3.31 部局情報公開実施委員会	H22-23	京都府 情報公開審査会委員
H23.4.1-24.3.31 部局安全衛生委員会	H22-23	京都府 個人情報保護審議会委員
H23.4.1-24.3.31 部局情報公開実施委員会	H22	滋賀県 個人情報保護審議会委員
H23.4.1-24.3.31 部局人権委員会	H22-23	京都市教育委員会 京都市社会教育委員（第28期・29期）
H23.4.1-24.3.31 FD委員会（主任）	H22-23	神戸市 人権教育・啓発に関する基本計画検討懇話会委員
H23.4.1-24.3.31 実務教育助言委員会（主任）	H22-23	日本土地家屋調査士連合会顧問
<b>全学における寄与</b>		
H22.4.1-23.3.31 教育制度委員会		
<b>法学研究科関連</b>		
H21.4.1-25.3.31 制度委員会		
H21.10.1-23.9.30 研究科将来計画検討委員会		
H22.3.8-24.3.31 部局情報セキュリティ委員会		
H22.4.1-25.3.31 教科委員会		
H22.4.1-24.3.31 教務委員会		
H22.4.1-23.3.31 第3年次編入学入試委員会		
H23.4.1-24.3.31 博士後期課程進学・編入学試験委員会		
H23.4.1-25.3.31 附属国際法政文献資料センター運営委員会委員会		
<b>4. 学外・社会貢献活動</b>		
1) 学会活動		
日本公法学会、日本法哲学会、法と教育学会（副理事長）		
2) 学外の委員会・審議会等の活動		
H23～ 文部科学省 中央教育審議会専門委員（大学分科会法科大学院特別委員会）		
H22-23 文部科学省 中央教育審議会臨時委員（初等中等教育分科会教育課程部会）		
H22-23 法務省 檢察の在り方検討会議事務局		
H23 警察庁 暴力団対策に関する有識者会議委員		
H22-23 (独)大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会専門委員		

## 眞渕 勝（教授）

### 1. 教育

#### 1) 授業科目の担当

(22年度)

公共政策大学院

行政システム（前2）、政策分析の方  
法（後2）

法学研究科

公共政策・同演習/公共政策研究・  
同演習（前2、後2）

法学部

公共政策（前4）、同演習（前2、後  
2）

(23年度)

公共政策大学院

行政システム（前2）、政策分析の方  
法（後2）

法学研究科

公共政策/公共政策研究（前2、後2）

法学部

公共政策（後4）、同演習（後2）

#### 2) 教育実践上の主な業績

##### (1) 教育内容・方法の工夫（授業評価等を含む）

・平成20年4月：前期講義「行政シス  
テム」では、下記教科書の内容をさら  
に深める講義をした。

・後期講義「政策分析の手法」では、終  
盤に、学生一人一人と対話することで、  
理解度の確認を行った。

- (2) 作成した教科書、教材、参考書
  - ・平成20年4月：日本の行政を体系的に論じた『行政学』を出版
  - ・平成20年6月：日本の行政を初心者向けに論じた『行政学案内』を出版
  - ・平成22年7月：日本の官僚制を体系的に論じた『官僚』を出版
- (3) 実務教育に関する特記事項
  - ・前期講義「行政システム」では、公務員の経験のある学生に経験を報告させる機会を与えた。自分の経験を客観的にみる訓練になった。

## 2. 研究

### 1) 研究テーマ及び目標

現在の研究テーマと活動は以下の通りである。

- ・公共政策分析に関する体系書の執筆
- ・自民党政権に関する共同研究
- ・Jキャンベル『現代日本予算編成』の翻訳

### 2) 研究成果の公表〔著書・論文等〕

#### <著　書>

- ・平成20年4月（共編）『政界再編時の政策過程』、慈学社、真渕勝・北山俊哉
- ・平成20年4月（単著）『行政学』、有斐閣
- ・平成20年6月（単著）『行政学案内』、慈学社
- ・平成21年4月（共著）『はじめて出会う政治学 第3版』、有斐閣
- ・平成22年7月（単著）『官僚』、東京大学出版会

#### <論　文>

- ・平成20年4月（単著）「純粹持株会社の解禁」（真渕・北山編『政界再編時の政策過程』）、慈学社
- ・平成20年6月（単著）「日本における中央省庁再編の効果」、木鐸社、『レヴァイアサン』41号
- ・平成22年10月（単著）「『妥協の政令指定都市』のための改革戦略」、『都市政策』141号

## 3. 組織運営

### 部局における寄与

- H22.4.1-24.3.31 人事委員会
- H22.4.1-24.3.31 制度委員会
- H22.4.1-24.3.31 評価・広報委員会
- H22.4.1-24.3.31 企画・財務委員会
- H22.4.1-24.3.31 人権委員会
- H22.4.1-24.3.31 部局情報公開実施委員会
- H22.4.1-24.3.31 兼業・兼職審査委員会（主任）
- H20.4.1-22.3.31 実務教育助言委員会

### 全学における寄与

- H22.4.1-24.3.31 公共政策大学院長
- H22.4.1-24.3.31 京都大学部局長会議、研究科長部会委員
- H22.4.1-24.3.31 京都大学評議員

### 法学研究科関連

- H19.4.1-23.3.31 研究科将来計画検討委員会
- H22.4.1-24.3.31 人事調整委員会
- H22.4.1-24.3.31 部局情報セキュリティ委員会

## 4. 学外・社会貢献活動

### 1) 学会活動

日本行政学会（理事）、日本政治学会（理事）日本公共政策学会、日本計画行政学会会員（理事）

### 2) 学外の委員会・審議会等の活動

- H22-23年度 人事院 国家公務員採用I種試験専門委員
- H22-23年度 (財)大学基準協会 公共政策系専門職大学院認証評価検討委員会委員
- H22-23年度 (独)日本学生支援機構留学生交流支援制度（長期派遣）審査実施委員会委員
- H22-23年度 大阪市政研究所研究主任（運営委員）
- H23-24年度 日本学術会議連携研究員
- H23-24年度 (独)日本学術振興会科学研究費専門委員

## 竹澤祐太（准教授）

### 1. 教育

#### 1) 授業科目の担当

(22年度)

##### 経済学研究科

社会思想史A & B（前2、後2）

##### 経済学部

社会思想史（後2）、2回生演習（前2、後2）、演習（前2、後2）

##### 全学共通科目

KUINEP 英語講義 : Japanese Economy and Business: Philosophy, History and Organizational Behavior (前2)

(23年度)

##### 公共政策大学院

公共政策論（前4）、公共性をめぐる思想史的考察（前2）、経済哲学古典講読（後2）

##### 経済学研究科

比較社会思想史A & B（前2、後2）

##### 経済学部

思想史の方法と対象（後2）、経済史・思想史入門（後2）、2回生演習（前2、後2）、演習（前2、後2）

#### 2) 教育実践上の主な業績

##### （1）教育内容・方法の工夫（授業評価等を含む）

- ・公共政策大学院が実施する授業評価に参加し、「公共政策論」、「公共性をめぐる思想史的考察」、「経済哲学古典講読」のそれぞれに対する院生からのコメントに対応するため、次年度の講義プラン・シラバスを修正した。

またそれぞれの科目に関して、採点基準の概略、採点講評、得点分布などを受講生に交付した。

- ・経済学部が実施する授業評価に参加し「社会思想史」、「思想史の方法と対象」、「経済史・思想史入門」に対する受講生からのコメントに対応するため、次の開講時の講義プラン案や、次年度の講義プラン・シラバスを修正した。

またそれぞれの科目に関して、採点基準の概略、採点講評、得点分布など

を受講生に交付した。

##### （2）作成した教科書、教材、参考書

- ・公共政策大学院・経済学研究科・経済学部講義科目についての講義資料の作成。

##### （3）教育方法・教育実践に関する発表、講演等

- ・招待講演「小講演：自学自習の伝統とライティング教育の試み」、第14回大学教育研究フォーラム（京都大学）。2004年度から経済学部 特別講義として開講している「アカデミック・ライティング入門」の開設経緯、授業内容、今後の課題などに触れながら、社会科学系学部における初年次教育のあり方について講演した。

### 2. 研究

#### 1) 研究テーマ及び目標

- ・近世ヨーロッパにおける共和主義思想の諸相について、成立期経済学に共和主義思想が与えた影響の諸相について、そして近世英蘭関係、特に経済的ライバル関係が両国の自國認識に与えた影響の諸相について、文献的手法を用いて思想史的に分析する。
- ・公共性概念の現代的位相を解明するために、ハーバーマスを中心とする公共性論を分析する。
- ・アカデミック・ライティングの教育方法を中心とするFD活動について、授業実践方法の事例分析や文献研究によって、授業改善のためのヒントを探る。

#### 2) 研究成果の公表〔著書・論文等〕

##### ＜著　書＞

- ・平成18年7月（単著）（分担執筆）「『平等なコモンウェルス』としてのオシアナ共和国」田中秀夫・山脇直司編『共和主義の思想空間』、名古屋大学出版会

##### ＜論　文＞

- ・平成20年12月（単著）（実際の発行は、平成22年4月）「マーチャモント・ニーダムの共和政論の決疑論的性格」、『経済論叢』第182巻第5・6号
- ・平成23年5月（単著）「近世共和主義思想における社会と国家—平和と穏やかさ

「という福祉の実現をめぐって」、『政治思想研究』第11号

- 平成24年3月（単著）「ハリントンを中心とする近世共和主義思想に関する研究動向とその展望」、『イギリス哲学研究』第35号

＜その他＞

- 平成19年11月（単著）「事典項目：ハリントン」日本イギリス哲学会編『イギリス哲学・思想事典』、研究社
- 平成19年3月（単著）「書評：小野功生・大西晴樹編『帝国化するイギリス—17世紀の商業社会と文化の諸相』（彩流社、2006年）」『イギリス哲学研究』第30号

### 3. 組織運営

#### 部局における寄与

- H23.4.1-24.3.31 図書委員会
- H23.4.1-24.3.31 教務委員会
- H23.4.1-24.3.31 入試委員会

#### 全学における寄与

- H23.4.1-24.3.31 学生生活委員会代理委員

#### 経済学研究科関連

- H21.4.1-22.6.30 FD委員会 学部教育改善WGメンバー
- H19.4.1～ 論文入試検討委員会

### 4. 学外・社会貢献活動

#### 1) 学会活動

日本イギリス哲学会（理事、同企画委員）、経済学史学会、社会思想史学会、政治思想学会、史学会、大学教育学会、日本ピューリタニズム学会、North American Conference on British Studies, International Society for Intellectual History, International Association for Scottish Philosophy.

#### 2) 学外の委員会・審議会等の活動

H22年度-23年度 なし

## 翁 邦 雄（教 授）

### 1. 教 育

#### 1) 授業科目の担当

(22年度)

##### 公共政策大学院

経済統計（前2）、金融政策のマクロ  
経済（前2）、中央銀行論と金融市場  
(後2)、ケーススタディ金融政策（後  
2)

(23年度)

##### 公共政策大学院

経済統計（前2）、金融政策のマクロ  
経済（前2）、中央銀行論と金融市場  
(後2)、ケーススタディ金融政策（後  
2)

#### 2) 教育実践上の主な業績

##### (1) 教育内容・方法の工夫（授業評価等を含む）

「中央銀行論、金融政策、経済統計」平成21年4月8日～：中央銀行論、金融政策のコースでは、分析の経済政策運営への実地の応用を念頭において、分析枠組みのフロンティアの解説だけでなく、その発展を促したその時々の経済情勢と、これに触発された・政策当局者・分析者の問題意識を解説し、分析ツールと分析対象の関連性を理解させるように努めている。講義にあたっては各回の講義ノート（中央銀行論、金融政策の場合、A4 30枚程度）を書き込み可能なハンドアウトとして配布し、講義時の理解・復習が容易となるよう努めている。

また、経済統計については、各回の講義ノートはA4 50～70枚程度に上るが、統計の作成過程から最終的な統計の発表形式、分析例まで、实物に即して主要統計を解説することにより、統計理論的枠組みと実践的な理解を同時に達成しうるよう配慮している。

##### (2) 実務教育に関する特記事項

・慶應義塾大学経済学部「金融資産市場論」における特別講義：金融市場の構造変化と中央銀行（平成18年7月10日）

## 10. 教員の個人活動

この講義は、金融政策の場であり、効果波及の道筋になる金融市場について、わが国では近年どのような構造変化がおきその背景ないし特徴について講義した。

具体的には、最初に金融政策の効果波及をつかさどる金融市場全般のマクロ的な構造変化を説明し、次に、より政策的な論点も入ってくる、金融政策のオペレーションが行われる場である短期金融市場において発生している現象とその意味について説明を行った。

### (3) その他教育活動上特記すべき事項

「京都大学春秋講義における講義」平成23年5月18日：1980年代後半以降の日本経済におけるバブルとその崩壊、そして2000年代後半の米国経済における金融危機など、近年の世界経済はバブルの生成と崩壊に激しく攪乱されてきたが、資産価格バブルとはどのようなものか、なぜ起きるのか、なぜ破裂するのか、なぜ防ぎにくいのか、全て悪いものと言えるのか、などについて、歴史的な事例やら最近のアメリカの住宅価格バブルなどの実例に照らしながら一般市民にも分かり易い解説を行った。

## 2. 研究

### 1) 研究テーマ及び目標

主に日米の事例に即しながら金融政策運営の枠組みの変容とその背景について研究している。また、政治学者と連携して、金融政策の形成過程についての検討を行っているほか、人口減少・高齢化の進展が日本の金融にどのような影響を与えるかについて、経済学者、実務家との研究会をベースとした研究を行っている

### 2) 研究成果の公表〔著書・論文等〕

#### <著　書>

- ・2011年5月（編著）『金融業と人口オーナス経済』、日本評論社
- ・2011年6月（単著）『ポスト・マネタリズムの金融政策』、日本経済新聞出版社

#### <論　文>

- ・2009年5月（単著）「資産価格と金融政策－clean up the messとleaning against

the wind－」、「証券アナリストジャーナル」、pp.16-27

- ・2009年9月（単著）「金融危機と家計」、『生活協同組合研究』、pp.6-18
- ・2009年10月（単著）「バブルの生成・崩壊の経験に照らした金融政策の枠組み－FED VIEWとBIS VIEWを踏まえて－」吉川洋編『デフレ経済と金融政策』第1章、慶應義塾大学出版会、pp.3-38
- ・2009年10月（共著）「グローバリゼーションとインフレーション－BIS VIEW・FED VIEWを巡って－」、吉川洋編『デフレ経済と金融政策』第2章、慶應義塾大学出版会、翁邦雄・村田啓子、pp.39-78
- ・2009年12月（単著）「日本銀行法改正による政策形成過程の変化」、御厨貴編『変貌する日本政治』勁草書房、pp.261-287
- ・2011年5月（単著）「金融政策の出発点－だれが・何を・どのように決めるか」、『経済セミナー』pp.88-97
- ・2011年7月（単著）「金融調節と短期金利の誘導－中央銀行は短期金利を目標水準にどのように誘導するのか」、『経済セミナー』pp.102-111
- ・2011年9月（単著）「金利の期間構造と金融政策－政策金利の誘導と金利の期間構造」、『経済セミナー』pp.74-84
- ・2011年11月（単著）「金融政策と為替レート－為替レート決定理論とソロスチャート」、『経済セミナー』pp.74-84
- ・2012年1月（単著）「金融政策とリスク・プレミアム－連邦準備制度の金融政策による事例研究」、『経済セミナー』pp.84-95
- ・2012年3月（単著）「金融政策とその他の経済政策－ポリシー・ミックスと政策協調を巡って」、『経済セミナー』pp.101-111

## 3. 組織運営

### 部局における寄与

- H21.4.1-24.3.31 企画・財務委員会
- H21.4.1-24.3.31 インターンシップ等実施委員会
- H21.4.1-24.3.31 実務教育助言委員会
- H22.4.1-24.3.31 図書委員会（23年度主

任)

#### 4. 学外・社会貢献活動

##### 1) 学会活動

日本経済学会

##### 2) 学外の委員会・審議会等の活動

H22-23年度 東京大学大学院経済学研究科・日本経済国際研究センター顧問

H22-23年度 東京大学経済学会評議員

H22-23年度 一般社団法人 CRD 協会  
CRD モデル第三者評価委員会委員

H22-23年度 一橋大学経済研究所共同研究委員会委員

H22-23年度 日本生活協同組合連合会非常勤理事

### 楠 壽 晴 (教 授)

#### 1. 教育

##### 1) 授業科目の担当

(22年度)

公共政策大学院

予算と政策分析（前2）

政策企画立案の技術（前2）

ケーススタディ政策の立案（後2）

ケーススタディ予算と政策分析（後2）

(23年度)

公共政策大学院

政策企画立案の技術（前2）

ケーススタディ経済政策（前2）

ケーススタディ政策の立案（後2）

ケーススタディ予算と政策分析（後2）

##### 2) 教育実践上の主な業績

###### (1) 教育内容・方法の工夫（授業評価等を含む）

① 平成19年度授業から「政策課題にどのように取り組むか—政策案の企画立案・決定」を担当授業科目の共通テーマとするとともに、各授業科目にサブテーマを設定。これら授業科目の履修により、直面する問題・政策課題に対し政策案の企画立案や政策決定を行うことはどのよ

うなことを院生が体験し、政策立案・決定についての基本的な能力を習得することを目標として担当科目的授業を行っている。

② 院生教育の具体策としては次のような基本的枠組みを策定。

i. 公共政策論、行政学など関係学問分野でのこれまでの研究成果と、わが国の中央省庁における政策企画立案の実際や財務省などの私自身の経験などを融合する形で、その時に直面する問題・政策課題に対応するための適切な政策案の企画立案や政策決定を行うための作業の実際の流れ、基本的な取り組み方などをパターン化、チャート化、ポイント化することにより分り易く定式化する。

ii. 定式化された政策案の企画立案を行うための取り組み方などを活用しそれらに沿ってわが国が現実に直面している種々の問題・政策課題に院生が実際に取り組み、政策の企画立案を実習することにより、政策課題に対する政策案の企画立案・決定を行う能力を院生が身につけることできるようになる。

③ 開学の平成18年度と次の平成19年度の2年間の授業経験を踏まえ、平成20年度より「実践科目 政策企画立案の技術」、「ケーススタディ 政策の立案」を新規科目として開講するなど担当科目的大幅な見直しを行った。

④ 各年度とも授業終了後に授業内容や授業結果を整理・分析した授業記録を作成するとともに、院生の授業評価なども踏まえ教育内容・方法について再検討を行い、その成果を次年度の授業に反映させている。また、授業評価については、公共政策大学院共通の授業評価に加え、シラバスに明記した授業の目標・狙いが達成されたかについての補足調査を実施している。

授業記録は実際の授業で配布・使用した授業資料・教材や授業課題についての院生作成ペーパーなどとともに冊子化（2010年度分まで）して、同僚教官、他

## 10. 教員の個人活動

の公共政策大学院教官など関係方面に配布している。

⑤ 2011年度にこれまでの授業での経験や評価などを踏まえ、「政策企画立案の技術〔2011年度版テキスト〕」を作成し、受講の院生にPDFで配布するとともに冊子化し、同僚教官、他の公共政策大学院教官など関係方面に配布した。

### (2) 作成した教科書、教材、参考書

#### ・平成18年度～22年度

担当の授業科目は各科目ともオリジナルな教材を開発・作成して授業を行っており、授業内容や授業結果は授業記録として冊子化し、同僚教官や他の公共政策大学院教官などに配布している。

#### ・平成23年度

担当の授業科目は各科目ともオリジナルな教材を開発・作成して授業を行っており、また、教科書として、「政策企画立案の技術〔2011年度版テキスト〕」を作成し、受講の院生にPDFで配布するとともに冊子化し、同僚教官、他の公共政策大学院教官など関係方面に配布した。

### (3) 教育方法・教育実践に関する発表、講演等

#### ・平成21年度、「公共政策をどう学ぶか」（「公共空間」2009秋号所収 p9～12）

### (4) 実務教育に関する特記事項

・平成19年2～4月：人事院・総務省・財務省・国土交通省などを訪問し、人事担当者と公共政策大学院での教育や院生採用について意見交換し、その結果を報告会を開催して院生に周知(今仲教授、佐伯教授と共に)。

・平成21年2月25日～27日：愛媛県庁、松山市役所、内子町役場、今治市役所、今治商工会議所、今治市商店街連合会等に学生を引率し、「地域再生・活性化政策の比較」の課題を与え、訪問調査を実施。

#### ・平成21年度～23年度

4月～6月：公共政策の形成や実施についての理解を深めることを目的に中央省庁の課長・課長補佐クラスを講師とするリレー形式の霞が関特別講演を開

催。あわせて講師と教官との懇談会を開催(翁教授、小西教授、佐伯教授などと共に)。

・院生向けに政策現場である国際機関や独立行政法人幹部などによる国際ワークショップ(2回)やブラウンバッグセミナーを以下のとおり随時開催している。

### 国際ワークショップ<sup>¶</sup>

①平成18年5月31日、「開発ファイナンスに関する最近の課題－世界銀行の立場から－」、フランソワ・ブルギニヨン世界銀行上級副総裁、大久保良夫世界銀行理事

②平成19年6月7日、「これからの国際開発支援のあり方－援助現場の視点から－」、上田善久独立行政法人国際協力機構理事

### ブラウンバッグセミナー

①平成18年12月14日、「国際交渉－外国当局とどう向き合うか－」、式部透 財務省近畿財務局長

②平成19年5月31日、「アジアへの知的支援、現場からの報告－国際貿易の安全確保と円滑化へ向けて」、西村尚剛大阪税関長、北浦眞喜大阪税関業務

③平成19年11月29日、「国際空港を経営する」竹嶋孝育関西国際空港株式会社常務取締役

④平成21年5月22日、「国際文化交流を考え－相互信頼の構築に向けて－」、高橋毅国際交流基金参与

⑤その他教育活動上特記すべき事項  
進路指導担当として2006年度9人、2007年度10人、2008年度12人、2009年度10人、2010年度6人、2011年度9人の院生の進路指導を担当。

## 2. 研究

### 1) 研究テーマ及び目標

公共政策大学院での院生教育、特に政策課題に対する政策案の企画立案・決定についての院生教育の具体策

### 2) 研究成果の公表〔著書・論文等〕

#### <論文>

・2009年12月（単著）「公共政策をどう学

<その他>

- ・平成19年9月（単著）「2007年度前期授業記録 実践科目 文書資料作成の技術 展開科目 予算と政策分析」
- ・平成20年3月（単著）「2007年度後期授業記録 展開科目 経済政策 ケーススタディ 金融政策 ケーススタディ 予算と政策分析」
- ・平成20年11月（単著）「2008年度授業記録（第1分冊） 政策企画立案の技術〔実践科目〕」
- ・平成21年3月（単著）「2008年度授業記録（第2分冊） 展開科目 予算と政策分析 ケーススタディ 政策の立案 ケーススタディ 予算と政策分析」
- ・平成22年3月（単著）「2009年度授業記録 実践科目政策 企画立案の技術 ケーススタディ 経済政策 ケーススタディ 予算と政策分析 ケーススタディ 政策の立案」
- ・平成23年3月（単著）「2010年度授業記録 実践科目政策 政策企画立案の技術 展開科目 予算と政策分析 ケーススタディ 予算と政策分析 ケーススタディ 政策の立案」
- ・平成24年2月（単著）「政策企画立案の技術〔2011年度版テキスト〕」

### 3. 組織運営

#### 部局における寄与

- H20.4.1-24.3.31 企画・財務委員会
- H20.4.1-24.3.31 施設・設備委員会（主任）
- H20.4.1-24.3.31 人権委員会
- H20.4.1-24.3.31 インターンシップ等実施委員会
- H20.4.1-24.3.31 FD 委員会
- H20.4.1-24.3.31 実務教育助言委員会
- H20.4.1-24.3.31 部局安全衛生委員会
- H20.4.1-24.3.31 部局安全衛生担当者
- H23.4.1-24.3.31 評価・広報委員会

#### 全学における寄与

- H20.4.1-24.3.31 吉田キャンパス整備専門委員会

### 4. 学外・社会貢献活動

学外の委員会・審議会等の活動

- H22-23年度 敦賀市第6次総合計画策定アドバイザー
- H22年度 敦賀市総合計画審議会委員
- H23年度 敦賀市行政改革推進委員会員

### 小 西 敦（特別教授）

#### 1. 教育

##### 1) 授業科目的担当

(22年度)

###### 公共政策大学院

地方自治法制（前2）、政策評価・行政評価（後2）、地方行政実務（後2）

ケーススタディ地方行政分析（前2）

ケーススタディ自治体の政策形成と人材育成（後2）

###### 法科大学院

地方自治法制（前2）

(23年度)

###### 公共政策大学院

地方自治法制（前2）、政策評価・行政評価（後2）、地方行政実務（後2）

ケーススタディ地方行政分析（前2）

ケーススタディ自治体の政策形成と人材育成（後2）

###### 法科大学院

地方自治法制（前2）

##### 2) 教育実践上の主な業績

- (1) 教育内容・方法の工夫（授業評価等を含む）

2009～2011年度：可能な限り、院生・教員間の双方向性を確保するため、資料の事前配布、読み込み指導、コメント発表、レポートへのコメントなどを行なった。

- (2) 作成した教科書、教材、参考書

2009～2011年度：担当授業について、毎回、レジュメ、参考文献集を作成し、

配布した。

(3) 実務教育に関する特記事項

- ・2009～2011年度：毎年度3～4の授業において、現職の公務員計5～6人程度をゲストスピーカーとして招聘し、実務の現状と課題等について、講義をいただいた。このほか、2011年度には、ケース・スタディにおいて、平井鳥取県知事に特別講演をいただいた。
- ・2010～2011年度：「地方行政実務」において、毎年度、京都府から6人、京都市から6人の現職課長級の方から所管行政の実務について講義をいただいた。

## 2. 研究

### 1) 研究テーマ

- (1) 地方公共団体の行財政制度・その運用のあり方
- (2) 行政管理・行政改革・行政評価・行政経営・人事管理
- (3) 地域づくり・市民協働
- (4) 安全・安心に関する行政

### 2) 研究成果の公表〔著書・論文等〕

#### ＜論文＞

- ・2007年4・5月（単著）「経済財政諮問会議の誕生、成長、そして未来（上）（下）」、『自治研究』83巻4・5号
- ・2007年6月～2009年11月（単著）「政策立案過程の基礎(1)～(26)」、『自治実務セミナー』540～569号
- ・2007年10月（単著）「政策評価と予算の連携に向けての覚書の整理」、『評価クオータリー』3号、2～17頁
- ・2007年11・12月（単著）「2001年経済財政諮問会議の分析（上）（下）」、『自治研究』83巻11・12号
- ・2007年12月（単著）「自治基本条例の制定状況」、『住民行政の窓』314号、1～6頁
- ・2008年6月（単著）「書評 宇賀克也著『行政法概説3 行政組織法公務員法公物法』」、『季刊行政管理研究』122号、60～65頁
- ・2009年1月（単著）「評価についての講演概要 政策評価の現状と課題」、『評価

クオータリー』8号、8～25頁

- ・2009年2月（単著）「国の政策評価」（『公共政策のための政策評価手法』所収）、中央経済社、1～28頁
- ・2009年3月（単著）「健康維持のための安全・安心」（『安全・安心の行政法学』所収）、ぎょうせい、173～219頁
- ・2010年2月～（単著）「地方自治法改正史(1)～」、自治実務セミナー572号～連載中
- ・2010年3月/2011年3月（単著）"The Promotion of Decentralization (1)・(2)"（*Historical Development of Japanese Local Governance (National Graduate Institute for Policy Studies)*）
- ・2010年7月（単著）「国の出先機関の『政策評価』、『評価クオータリー』14号、18-31頁
- ・2010年度（単著）「救急医療行為における法的課題の整理」、『財団法人政策医療振興財団報告書』

#### ＜その他＞

- ・2008年10月14日、政策評価に関する統一研修（中央研修）講演「政策評価の現状と課題」、総務省行政評価局
- ・2009年2月26日、政策評価に関する統一研修（広島会場）講演「国の政策評価制度」、総務省中国四国管区行政評価局
- ・2009年7月24日、ラオス国別研修（地方行政）講義「近年の地方行政改革と地方自治法改正」、JICA
- ・2009年11月26日、政策評価に関する統一研修（仙台会場）講演「国の出先機関の『政策評価』」、総務省東北管区行政評価局
- ・2009年11月30日、政策評価マネジメント研修講義「政策評価の活用に向けて」、文部科学省
- ・2009年12月5日、憲法史研究会報告「戦後地方自治法改正史」、同研究会（代表大石眞京都大学公共政策大学院院長）
- ・2010年1月31日、「危機管理士養成プレ講座」講義「危機管理計画」、日本自治体危機管理学会

- ・2010年7月17日、招聘講演「公共政策」、地域社会振興財団「健康福祉プランナー養成塾」
- ・2010年8月16～18日、研修講義「地方自治法」、福岡県市町村職員研修所
- ・2010年10月9日、招聘報告『『平成の大合併』に関する国の施策の変遷』、日本政治学会
- ・2010年10月31日、シンポジウム「どうする？地域の活性化－〈新しい公共〉と公務員の役割－」パネリスト、京都産業大学
- ・2011年1月28日、招聘講演「これから的地方自治のあり方」、自治医科大学
- ・2011年2月16日、ラオス国別研修（地方行政）講義「近年の地方行政改革と地方自治法改正」、JICA
- ・2011年7月27日・8月3日、研修講義「自治体経営とこれからの自治体職員」、鳥取県市町村振興協会
- ・2011年8月10～12日、研修講義「地方自治法」、福岡県市町村職員研修所
- ・2012年1月18日、「公共政策における法律の役割」シンポジスト、常葉学園
- ・2012年2月26日、招聘講演「横浜市の大都市問題を考える」、横浜市港南区民協議会

### 3. 組織運営

#### 部局における寄与

- H21.4.1-24.3.31 インターンシップ等実施委員会  
 H21.4.1-24.3.31 実務教育助言委員会  
 H23.4.1-24.3.31 入試委員会

### 4. 学外・社会貢献活動

- 1) 学会活動  
 日本行政学会
- 2) 学外の委員会・審議会等の活動  
 H21～ 全国市町村国際文化研修所調査研究部長兼教授  
 H22-23年度 国立大学法人群馬大学「多文化共生推進士」養成ユニット評価委員会委員  
 H23～ 一般財団法人 地域公共

H23-年度 人材開発機構「地域公共人材育成のための資格教育プログラムの社会的認証（質保証）」に係る評価員  
 奈良県「NPO基盤強化のための指標検討委員会」委員

### 佐 伯 英 隆（特別教授）

#### 1. 教 育

##### 1) 授業科目の担当

(22年度)

##### 公共政策大学院

通商産業政策（前2）、省庁間関係（前2）

ケーススタディ国際通商政策（後2）

ケーススタディ省庁間関係（後2）

(23年度)

##### 公共政策大学院

通商産業政策（前2）、省庁間関係（前2）

ケーススタディ省庁間関係（後2）

ケーススタディ国際通商政策（後2）

##### 2) 教育実践上の主な業績

###### (1) 教育内容・方法の工夫（授業評価等を含む）

・平成18年～：授業教材に関しては、①毎回、自主制作のプリントを配布する方式と、②学生の自主発表の段階に至るまでの数回は講義形式のガイダンスとし、毎回、自主制作のプリントを配布している。これらの教材は、すべて教務で保管している。③実務家教員である利点を活かし、一講座あたり平均して3回程度、実務に携わる社会人（知事、市長、行政官、外国政府外交官、実業家など）をゲストスピーカーとして招き、学生との討議の機会を設けている。

・平成18年から平成23年前期：『省庁間関係』において秋月教授とともに共同担当講義（co-teaching）の方法を実践、改善

###### (2) 作成した教科書、教材、参考書

・平成18年～：授業教材に関しては、①毎回、自主制作のプリントを配布する

## 10. 教員の個人活動

方式と、②学生の自主発表の段階に至るまでの数回は講義形式のガイダンスとし、毎回、自主制作のプリントを配布している。これらの教材は、すべて教務において保管している。

### (3) 教育方法・教育実践に関する発表、講演等

- ・平成20年3月6-7日：台湾教育部主催「産学官連携強化シンポジューム」リードスピーカー（高雄市）
- ・平成20年5月21日：韓国世宗大学行政研究所訪問団に対し「経済連携協定とWTO」について（京大にて）講演、討議
- ・平成20年11月23日～27日：台湾高雄応用科技大学にて産業政策・通商政策集中講義
- ・平成20年11月22日：民主党大阪本部にて「経済連携協定FAT/EPAの利害得失と通商交渉の実際」につき講演
- ・平成21年9月19日：京都大学医学部にて「医療産業の将来展望」につき講演
- ・平成24年3月21日：自民党内閣部会・国土交通部会合同会議にて「カジノを含めた統合型リゾートの創設に向けて（第二回）」につき講演

### (4) 実務教育に関する特記事項

- ・平成21年2月25日～27日：経産省、首都圏産業活性化協会、宮城県庁、仙台市に学生を引率し、「地域再生・活性化政策の比較」の課題を与え、訪問調査の実施

### (5) その他教育活動上特記すべき事項

- ・平成19年3月5-7日：「公共政策専門教育内容の高度化および教育メソッドの開発調査」のため、ハーバード大学ケネディ行政大学院及びプリンストン大学ウッドロー・威尔ソン行政大学院の訪問調査
- ・平成19年10月15日～22日：（財）貿易研修センターとの共同研究の実施、外国政府行政官研修プログラム「日本における産学官連携のありかた」を主導、台湾政府行政官を指導・引率
- ・平成21年3月3-10日：海外（欧州）における政策の比較予備調査〔EU委員会の企業・産業総局、研究開発総局を

## 訪問調査]

## 2. 研究

### 1) 研究テーマ

通商産業政策と国際通商メカニズムの探求、公共政策系大学院における教育手法・組織運営のありかたの調査

### 2) 研究成果の公表〔著書・論文等〕

#### <著書>

- ・平成23年11月（共著）『カジノの文化誌』、中公選書

#### <その他>

- ・平成22年8月～平成24年5月（単著）山陰中央新報コラム「談論風発」（これまで7回）

## 3. 組織運営

### 部局における寄与

- H20.4.1-24.3.31 評価・広報委員会
- H20.4.1-24.3.31 教務委員会
- H20.4.1-24.3.31 インターンシップ等実施委員会
- H20.4.1-24.3.31 実務教育助言委員会
- H20.4.1-23.3.31 企画・財務委員会
- H20.4.1-23.3.31 入試委員会

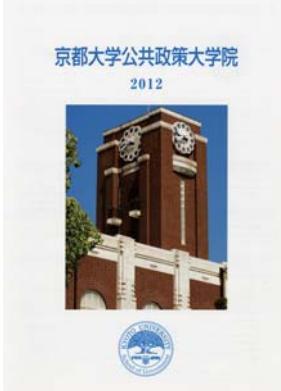
## 4. 学外・社会貢献活動

### 学外の委員会・審議会等の活動

- H22-23年度 （財）大学基準協会 公共政策系専門職大学院認証評価検討委員会委員
- H22-23年度 （独）農業・食品産業技術総合研究機構／民間実用化研究促進事業評価委員
- H22-23年度 社会福祉法人日本国際社会事業団評議員（～現在）
- H22-23年度 特定非営利活動法人国際安心安全協会理事（～現在）
- H22-23年度 協同組合 日本映像事業協会顧問（～現在）
- H23～ （社）社会基盤省エネルギー推進協会 代表理事

## 11. 冊子体資料

資料 1



資料 2



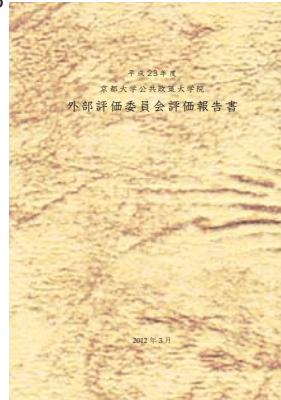
資料 3



資料 4



資料 5



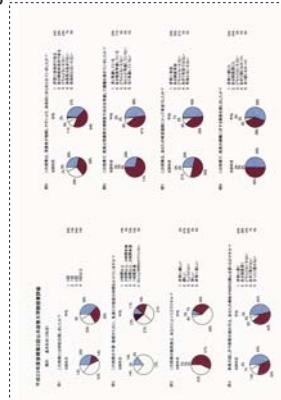
資料 6



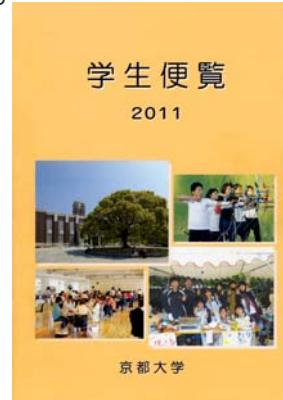
資料 7



資料 8



資料 9



資料 10



資料 11



京都大学大学院公共政策連携研究部（公共政策大学院）  
自己点検・評価報告書 2012(第3号)

発行日 2012年（平成24年）10月  
発行人 京都大学公共政策大学院  
606-8501 京都市左京区吉田本町  
Tel. 075-753-3102

